

2013年度（平成25年度）

点検・評価報告書

日本赤十字秋田短期大学



# 目次

本章.....	1
<b>【基準1】 理念・目的.....</b>	<b>1</b>
1. 現状の説明.....	1
2. 点検・評価.....	2
3. 将来に向けた発展方策.....	3
4. 根拠資料.....	4
<b>【基準2】 教育研究組織.....</b>	<b>4</b>
1. 現状の説明.....	4
2. 点検・評価.....	6
3. 将来に向けた発展方策.....	7
4. 根拠資料.....	8
<b>【基準3】 教員・教員組織.....</b>	<b>8</b>
1. 現状の説明.....	8
2. 点検・評価.....	11
3. 将来に向けた発展方策.....	11
4. 根拠資料.....	12
<b>【基準4】 教育内容・方法・成果.....</b>	<b>12</b>
<b>(1)教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針.....</b>	<b>12</b>
1. 現状の説明.....	12
2. 点検・評価.....	14
3. 将来に向けた発展方策.....	15
4. 根拠資料.....	15
<b>(2)教育課程・教育内容.....</b>	<b>16</b>
1. 現状の説明.....	16
2. 点検・評価.....	18
3. 将来に向けた発展方策.....	19
4. 根拠資料.....	19
<b>(3)教育方法.....</b>	<b>20</b>
1. 現状の説明.....	20
2. 点検・評価.....	25
3. 将来に向けた発展方策.....	26

4. 根拠資料 .....	27
<b>(4) 成果.....</b>	<b>28</b>
1. 現状の説明.....	28
2. 点検・評価.....	30
3. 将来に向けた発展方策.....	31
4. 根拠資料 .....	32
<b>【基準5】 学生の受け入れ.....</b>	<b>32</b>
1. 現状の説明.....	32
2. 点検・評価.....	34
3. 将来に向けた発展方策.....	35
4. 根拠資料 .....	35
<b>【基準6】 学生支援 .....</b>	<b>36</b>
1. 現状の説明.....	36
2. 点検・評価.....	42
3. 将来に向けた発展方策.....	43
4. 根拠資料 .....	44
<b>【基準7】 教育研究等環境.....</b>	<b>44</b>
1. 現状の説明.....	44
2. 点検・評価.....	52
3. 将来に向けた発展方策.....	53
4. 根拠資料 .....	55
<b>【基準8】 社会連携・社会貢献.....</b>	<b>55</b>
1. 現状の説明.....	55
2. 点検・評価.....	58
3. 将来に向けた発展方策.....	59
4. 根拠資料 .....	60
<b>【基準9】 管理運営・財務.....</b>	<b>61</b>
<b>(1) 管理運営.....</b>	<b>61</b>
1. 現状の説明.....	61
2. 点検・評価.....	63
3. 将来に向けた発展方策.....	64
4. 根拠資料 .....	64
<b>(2) 財務.....</b>	<b>64</b>
1. 現状の説明.....	64

2. 点検・評価 .....	67
3. 将来に向けた発展方策 .....	67
4. 根拠資料 .....	67
<b>【基準10】 内部質保証 .....</b>	<b>68</b>
1. 現状の説明 .....	68
2. 点検・評価 .....	72
3. 将来に向けた発展方策 .....	72
4. 根拠資料 .....	73



# 本 章

## 【基準 1】 理念・目的

### 1. 現状の説明

#### (1) 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的を適切に設定しているか。

本学は、赤十字の基本理念である「人道」を建学の精神としている。人道の精神は、赤十字の創始者であるアンリー・デュナンの活動の根底にある考え方であり、赤十字運動の世界的な広がりにも象徴されるように、国家、宗教、民族の違いを超えて現代の世界でも広く受容されている、世界共通の価値であると言える。

介護福祉学科は、本学の建学の精神である「人道」と介護福祉の価値理念である「人間の尊厳」に基づいて、対象とする利用者一人ひとりの幸福の実現に貢献できる人の育成を目指し、次のように教育目的を明確に掲げている。

建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、介護福祉に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって社会で活躍できる実践力をもった介護福祉専門職の育成及び介護福祉学の発展に寄与することを目的とする（学則 資料 1-1 第 1 条）。

赤十字の理念と活動に連携した教育、基礎教養と深い専門性の追求、実践力を備えた介護専門職の養成が、柱となっている。

また、「社会で活躍できる」については、本学科は、高齢化先進県である秋田における介護福祉士の人材確保と資質向上を図りながら、県民の社会的要請に応えるべく地域に根ざした短期大学として、「生きるを支える人になる」をモットーに努力を重ねてきた。

#### (2) 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的を短期大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表しているか。

本学の理念・目的は、学生便覧（資料 1-2） p. 61、学校案内（資料 1-3）、高校訪問（資料 1-4）、オープンキャンパス（資料 1-5）、ホームページ（資料 1-6）等で本学学生をはじめ、高校生、受験生、社会一般等学内外に公表している。

学生には、入学時や年度初めのガイダンス（資料 1-7）で説明している。特に、入学生には 1 泊 2 日で実施する新入生オリエンテーション合宿（併設看護大学と合同実施、資料 1-8）において、赤十字の思想と実践活動について、平成 20～22 年度文部科学省教育 G P 選定事業である「国際人道法の理念を行動化する教育の推進」（資料 1-9）の一環として作成した、解説冊子（資料 1-10-1）や V T R（資料 1-10-2）を用いて説明している。更に、学長或いは学科長が、本法人の建学の精神と歴史、加えて教育理念の詳細な解説を行う機会を設けている。また、5 月の連休の一日をボランティアの日（資料 1-11）としているほか、赤十字創立記念の週においては、全学生が、各自、自主的にボランティア活動を行うことにより、建学の精神を再確認している。

更に、学生・教職員にとっては、看護大学と合同で取り組んでいる災害救護訓練（資料

1-12) も、赤十字活動の体験を通して「人道」を考え、学び、実践する機会となっている。また、年1回開催される「赤十字・国際人道法教育フォーラム」(資料 1-13) は、地域社会にも公開し、本学の「人道」に関する活動の発表や、学内外者の講演等を通して、建学の理念である「人道」を、一般に周知する機会となっている。

教職員については、採用時のオリエンテーション、新人職員を対象とした日本赤十字社主催の研修会(資料 1-14)、学内 Faculty Development / Staff Development (以下 FD/SD) 研修会(併設の看護大学と合同で実施、全教職員参加が前提となっている)等を通して、赤十字の理念と本学の教育目的の周知に努めている。平成 25 年度の学内 FD/SD 研修会では、「赤十字の基礎知識」のテーマで専任教員が講話を行った(参加率 80%)(資料 1-15-1)。

教育課程においては、建学の精神である「人道」と「赤十字の基本原則」について、必修科目である赤十字概論を通して、学生は具体的に学んでいる。また、平成 21 年度のカリキュラム改正では、本学の特長ある教育の一つである「災害福祉論」を必修科目として赤十字領域の中に位置付けた。災害時、及びその後の生活支援において、「人道」の精神を踏まえ活動できる介護福祉人材を育成する目的で開講された科目であり、講義と演習で構成されている(授業要綱 資料 1-16 p. 3、p. 7)。

### (3) 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

本学では、学校教育法第 109 条第 1 項に則り、毎年度、自己点検及び評価を行い、次年度に向けた改善を行ってきたが、短期大学で設置していた教育研究活動評価委員会は、平成 21 年以降、併設する日本赤十字秋田看護大学の評価センターと併合して、「評価センター」(評価センター規程 資料 1-17)を設置し、自己点検・評価を行う体制を整備している。

毎年度末に、各委員会或いはセンター毎に点検・評価を行い、評価センターが中心になって、自己点検・評価報告書を作成している。次年度に向け改善や修正が必要な内容については、各委員会からの提案を基に、教員会議で協議している(教員会議議事録 資料 1-18)。平成 21 年度「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正」に基づき大幅なカリキュラム改正が行われた。この際、本学の教育目的・目標等の見直しを合わせて行い、平成 21 年 4 月より、現行の目的・目標に改めた(資料 1-1、1-2、1-3)。

平成 25 年度は、前年度の FD/SD 研修会の成果をもとに、DP (Diploma Policy) 作成のためのワーキンググループを組織した。ワーキンググループより DP のたたき台が提案され、平成 26 年 2 月の FD/SD 研修会においてワークショップを開催し、DP の原案を作成した。(資料 1-15-2)

## 2. 点検・評価

本学・学科の教育理念と目的の点検評価は、①介護福祉士という資格養成と学科の理念・目的の調和がとれているかどうか、とりわけ短期大学としての教養教育がどこまで貫かれているか、②専門資格を含む本学科の理念・目的がどこまで社会或いは時代のニーズ、期待に応えているか、③理念や目的が学生等にどこまで理解され、浸透しているか、また教員がどこまで共有し、教育に創意、工夫を凝らしているか、の 3 つの視点から行ってい

る。

#### ①効果が上がっている事項

理念・目的は建学の精神である「人道」に基づくものであり、高齢社会の現代に重要な「地域住民等の生活の安心・安全を保証する手段」としての介護福祉活動を担う介護福祉士の養成を行うことは、社会と時代のニーズに応えるものである。

建学の精神に基づいて設定されており、学生・教職員に対しては学生便覧やガイダンス、行事や講話等を通して周知に努めている。また、学校案内や高校訪問、本学ホームページ上、更に高大連携授業等で受験生や社会一般に公表し、周知している。

更に、本学の評価センターが、平成25年に行った本学科「卒業生アンケート」(資料1-19)によると、本学科のカリキュラム編成については、約8割の人が「満足している」と回答している。このことから、本学科の教育理念やそれを具現化した教育については、学生に十分受け入れられているものと考えられる。

#### ②改善すべき事項

介護福祉士養成と教養教育のバランスの問題に関しては、学科の教育編成の大きな部分を占める介護福祉士養成カリキュラム改正の際にも適宜検証をしてきているが、必ずしも満足できる現状ではなく、模索している。

平成25年に学生の就職先へのアンケート調査(資料1-20)を実施した結果から、本学の理念・目的につながる教育目標について検証を行ったが、その結果を改善策につなげる検討が必要である。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

現代社会のニーズにも適応した本学の理念・目的に関しては、これまでの周知・公表方法に加えて、教務委員会、情報・広報委員会が中心となって、学生便覧や学校案内、ホームページ等の内容について吟味し、更にアピール性に富んだものとなるよう改善を図る。

カリキュラム改正により得られた成果を中心に据え、更に本学の教育目的に沿った介護福祉士像を社会に向けて発信する。

ボランティア活動は、本学の理念を身近に具現化することのできるものであり、今後もこのような活動を推進していく。

#### ②改善すべき事項

介護福祉士の養成課程を有することで、理念・目的の後半部分にある、「実践力をもった介護福祉専門職の育成」に関わる部分が肥大化し、2年間の修業年限の中では、「広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養いもって社会で活躍できる実践力をもった介護福祉専門職の育成及び介護福祉学の発展に寄与する」のレベルの達成が困難であった。理念の確認と目的・目標の検証を行い、教員会議において平成26年度に向けカリキュラム改正を行った(資料1-19)。

具体的には、介護の知識・技術を主体とした専門職養成カリキュラムにとどまることなく、学科の理念・目的に立ち返り、短期大学としての学の教授という点を再考し、社会福祉学の基本的な教科(社会福祉論、社会保障論、老人福祉論、障害者福祉論)を科目として立ち上げ、介護福祉学の体系的、論理的理解の強化を図り、今後、成果を追究する。

#### 4. 根拠資料

- 1-1 日本赤十字秋田短期大学学則
- 1-2 日本赤十字秋田短期大学学生便覧（平成 25 年度）
- 1-3 学校案内パンフレット（平成 25 年版）
- 1-4 秋田県内高等学校訪問
- 1-5 平成 25 年度オープンキャンパス（ポスター）（第 1 回、第 2 回）
- 1-6 日本赤十字秋田短期大学ホームページ（<http://www.rcakita.ac.jp/>）
- 1-7 介護福祉学科ガイダンス日程（第 18 期生、第 17 期生）
- 1-8 平成 25 年度新入生オリエンテーション合宿のしおり
- 1-9 「国際人道法の理念を行動化する教育の推進」  
平成 20 年度文部科学省教育 GP 選定事業
- 1-10-1 Kizuki Kangae Kodosuru 気づき・考え・行動する  
＜教育 GP 取組みのための学生のしおり＞
- 1-10-2 国際人道法の理念を行動化する教育の推進【活動報告】  
（活動報告書（写）、WMV形式動画ファイル入りCD）
- 1-11 「ボランティアの日」について（平成 25 年度資料）
- 1-12 平成 25 年度災害救護訓練
- 1-13 平成 25 年度「赤十字・国際人道法教育フォーラム」
- 1-14 平成 25 年度学校法人日本赤十字学園職員対象赤十字FD・SD研修会
- 1-15-1 「赤十字の基礎知識」（平成 25 年 7 月 FD/SD 研修会資料）
- 1-15-2 （平成 26 年 2 月 FD/SD 研修会資料）
- 1-16 日本赤十字秋田短期大学授業要綱（平成 25 年度）
- 1-17 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学評価センター規程
- 1-18 介護福祉学科教員会議議事録（平成 24 年度、平成 25 年度）
- 1-19 卒業生アンケート調査 結果
- 1-20 本学卒業生の就職先アンケート調査 結果

#### 【基準 2】 教育研究組織

##### 1. 現状の説明

（1）短期大学の学科・専攻科等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

現在、本学は、介護福祉学科だけの単科の大学である。入学定員 50 人、収容定員 100 人と小規模でもあることから、コースや専攻を設けていない。介護福祉士の資格養成は、独立した課程としてではなく、学科の教育課程そのものに組み込んでいる。「社会福祉士及び介護福祉士法」に定める介護福祉士の養成カリキュラムのボリュームは大きく、学科全体の構成に占める資格養成の割合が極めて高くなっており、その教育課程に対応した教育研究組織となっている。（図 2-1）

研究教育組織は、図 2-1 に示すように、短期大学学長の下に、大学の経営方針・基本

計画を担う経営会議が大学の経営面に関して学長を補佐しており、更に、大学の全般的な倫理事項を所管する倫理委員会、教授会、評価、研究、赤十字・国際人道法教育活動、国際交流、地域交流等の目的に基づいて各センターが置かれている。また、教授会の下には、教務、学生、教員選考、入学者選抜、図書、情報・広報、紀要、公開講座等の各委員会を置いている。これらの教育研究組織は、規程上は別々に定められているが、運用上では合同規程を設けて、併設する看護大学と合同で行っている。また、図書館と事務局は共用、合同組織となっている。

教育の基本となる教授会及びその下部組織はごく標準的なものであるが、本学の特色である赤十字の理念と活動に連携した教育活動の推進のために、赤十字・国際人道法教育活動、国際交流の2つのセンターが置かれている。また大学の教育、研究を含む総体的活動の自己点検・評価と、内部質保証に向けた取り組みの推進のために、評価センター及び研究センターを配置している。

このような教育研究組織の編成のもとで、運営は規程に則り、各組織単位から計画、活動方針等が提案され、教授会等での審議、協議を経て実行される。即ち、各センター、委員会等の活動が重要な位置を占めている。委員会等は、教員の意見や意向を集約するとともに、これらの情報は、経営会議、教授会の検討を経て各教職員に報告される。なお、短期大学では独自に短期大学教授会を持っているが、看護大学と共通する事項に関しては、毎月第3木曜日 13:00 より開催される、看護大学との合同教授会に付される。また、経営会議及び研究科委員会を除く各委員会については、看護大学と合同で会議と活動が行われている。なお、教務委員会については、看護大学、短期大学独自に会議を開催しているが、両大学に共通の懸案に関して合同で実施することとしている。

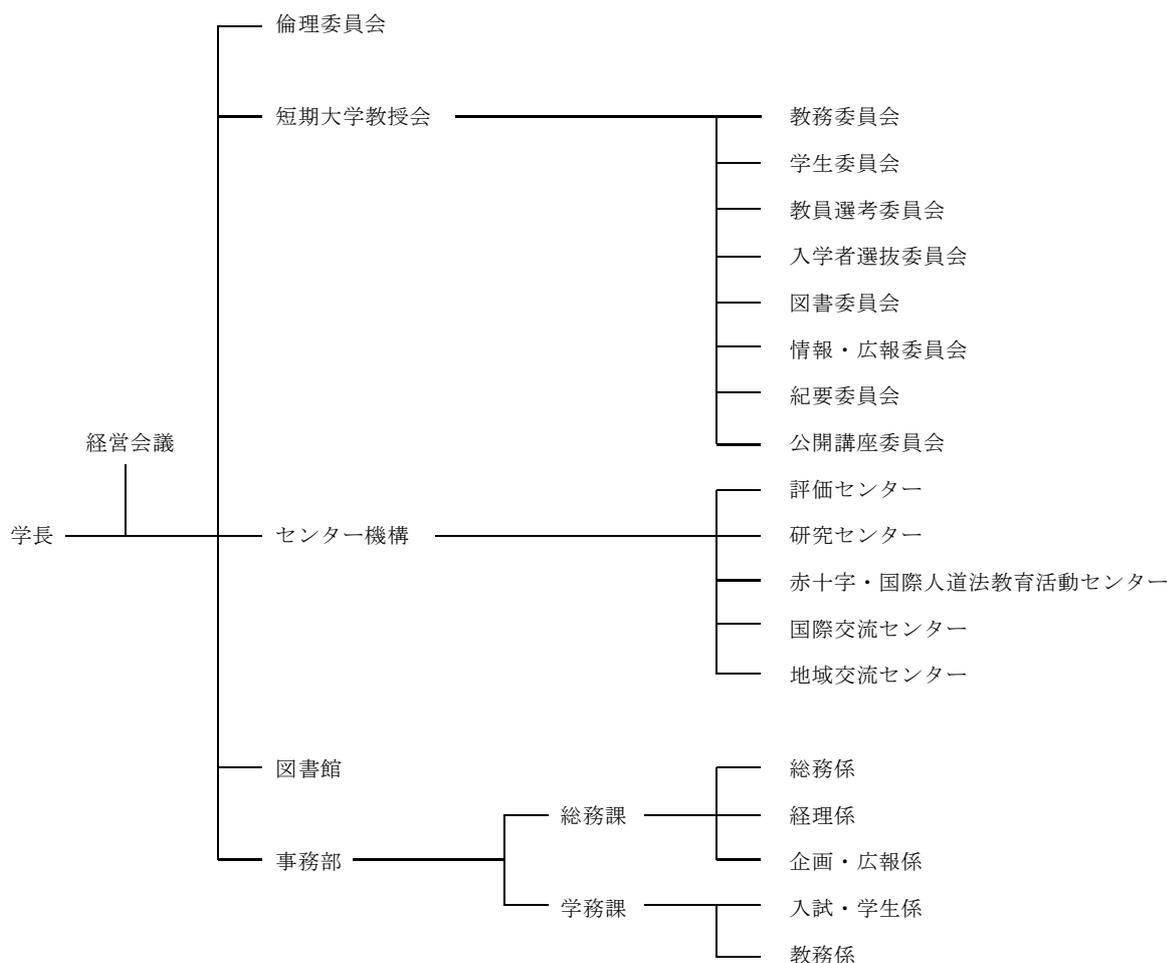


図 2 - 1 教育研究組織

## (2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

平成 21 年度から短期大学看護学科が四年制大学へ移行したことに伴い、教育研究組織も改組した。教育研究組織は、教授会を除き、看護大学と合同の組織となった。

それぞれの組織における業務及び活動については、役割遂行の状況、到達度、課題等、毎年度自己・点検評価を実施し、評価センターがこれをまとめて報告書を作成している（自己点検・評価報告書 資料 2-1）。課題として挙げられた事項に関しては、経営会議、教授会にて協議され、改善点を踏まえた次年度計画を立案している。年度計画は年度初めに、短期大学、大学合同の全教職員会議で教職員が共有している（資料 2-2）。また、組織の適切性については、学長・学科長・事務部長が、随時、検証している。

## 2. 点検・評価

本学における教育研究組織は、建学の精神である「人道」に基づく理念・目的に照らし、設置されており、倫理、研究、教育に関する部門、直接地域に貢献する地域交流センターをはじめとするセンター機構、社会に開かれた図書館、そして、これらを事務的に支える事務局の部門からなり、学術の進展や社会の要請との整合性は十分にとれていると考える。

平成 21 年度に、短期大学看護学科が看護大学に改組されて以降、両大学の必要に応じて、部分的には議論がなされ、学長を中心に人事及び教育研究組織の検討を行ってきた。

#### ①効果が上がっている事項

- ア. 教育と研究に関しては、主として教授会の下に学生と教育に関連する部門が組織されており、直接に教育に関わる事項は教授会で検討した結果が教員会議に報告・議論されて教員間で共有されている。
- イ. 赤十字・国際人道法教育活動センターが実施している災害救護訓練は、本学の特徴的な教育の一つである。平成 20～22 年度文部科学省教育 G P 選定事業の一環として平成 22 年度から学生、教職員が全学的に取り組んでいるものであり、平成 25 年度は 9 月 26 日～27 日の 2 日間実施した。学生は被災者・傷病者班、救護者班、情報伝達班、炊き出し班等、全員が一つの役割を担い訓練を実施する。教職員もそれぞれ役割を持ち、学生とともに行動し災害に対する認識を新たにしている。全学的に実施する本学の取り組みは、毎年テレビで報道され、この特徴的な教育が入学動機となっている学生もあり、本学の理念が地域社会に認知される結果となっている。また、災害時においても「人道」の精神に基づいた行動ができる能力の育成につながっていると考えられる。
- ウ. 研究センターが実施する FD/SD 研修会は、平成 25 年度 11 回開催された。資料 2-3 に示すように、多様なプログラムで開催され、出席率も全教職員の約 8 割で定着してきており、組織的な取り組みがなされている。
- エ. 看護大学と合同の委員会が組織されていることによる効果は、教育、研究に関連するより多くの情報が得られるようになり、教育に役立つとともに、研究に関しても、相互に多くの示唆を得やすくなったことである。

#### ②改善すべき事項

- ア. 教務委員会や評価センターには、内部・下部委員会が複数存在することや、倫理委員会のように所掌事項が広範にわたる等の課題がある。
- イ. 大半の委員会、センター等が看護大学と合同で行われていること、教授会の構成員は教授だけであること、委員会等が多数かつ複雑であること等から、活動の進捗状況等が全教員に周知しにくく、また個々の教員にとっても大学全体の課題を認識、共有しづらいといった課題がある。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

- ア. 今後、教授会と教員会議の連携をさらに強化し、議論を活発にして教育の充実に努めていく。
- イ. 災害救護訓練は、併設大学を含め、全教職員及び学生合わせて約 550 名が参加することから、体験できる役割は限られている。実施方法や体験の内容、学びを共有する方法について検討し、更に教育効果を高めていく。
- ウ. FD/SD 研修会については、F D 研修における学習の成果を踏まえながら、具体的な教育手法として発展させるための展開を検討する。

エ. 学内外の研究発表や研究交流を通して、より研究的刺激が得られ、研究へのモチベーションが高まるよう、研究センターの機能を高めていく。

## ②改善すべき事項

ア. 合同組織としての教育研究組織の妥当性を検証し、それぞれの委員会やセンター機構の機能・役割、関連部署との重複、上部組織との関連等について、改めて検討を行い、各組織の所掌・分掌、役割等について見直しを行う。

イ. 平成 25 年度には、委員会等の諸規程の見直しを行い、大学・学科の理念・目的に照合した教育研究組織の大幅な見直しに着手した。

## 4. 根拠資料

2-1 自己点検・評価報告書（平成 20 年度～平成 24 年度）

2-2 平成 25 年度第 2 回 FD/SD 資料「各委員会・センター平成 25 年度活動方針・計画」

2-3 平成 25 年度 FD/SD 研修会の実績

### 【基準 3】 教員・教員組織

#### 1. 現状の説明

##### (1) 短期大学として求める教員像及び教員組織の編成方針を明確に定めているか。

本学が求める教員像については、短期大学設置基準第 23 条で規定されている職位毎の要件を踏まえ、規程を定めている（日本赤十字秋田短期大学教員選考基準に関する規程 資料 3-1）。本学における教員像及び教員組織の編成方針は以下の通りである。

「赤十字」領域においては、赤十字の知識を教授できる教員を配置する。「赤十字概論」は併設の看護大学の教員が担当し、赤十字に関連する資格を与える科目である「赤十字救命救急法」「幼児安全法」「家庭看護法」の 3 科目については、日本赤十字社が実施している指導者講習を受講した本学科教員及び非常勤講師が担当し、「災害福祉論」の主担当は本学科教員である。

介護福祉士資格取得に結びつく「人間と社会」「こころとからだのしくみ」「介護」の 3 領域の専門科目については、介護福祉士養成の資格要件（資料 3-2）を満たす教員で構成する。また、専門教育は実習をもって総括となるために、約 20 施設・事業所に週に 1 回以上の実習巡回指導を行い効果的な指導に結びつくよう、7 名の教員を配置する方針としている。実習を担当しない教員は、基礎科目、専門科目を担当し、全体としては本学の該当する短期大学設置基準 7 名を上回るよう配置する方針としている。教養教育については、併設の看護大学教員及び非常勤講師が教育を担っている。

##### (2) 学科・専攻科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

平成 21 年度には看護学科の四大移行に伴い、短期大学は介護福祉学科 1 学科になった。これにより、短期大学としては専任教員数が大幅に減少したが、平成 25 年度は 10 名の教員が配置されている。また、介護福祉士養成が主たる目的となっているために、実技、演習、実習等が多いことから、非常勤講師を 16 名配置している。（教員一覧 資料 3-3）

本学科は、介護福祉士養成を主たる目的としており、介護福祉士養成の指定規則に準拠

し、介護領域、こころとからだのしくみ領域、人間と社会領域、それぞれにおいて、専門的知識を持った専任教員組織を構成している。専任教員の領域別内訳は、介護領域6名（全員が介護福祉士）、こころとからだのしくみ領域2名（医師1名、看護師1名）、人間と社会領域（介護福祉士2名）となっている。また、この3領域では領域責任者を置くこととなっており、厚生労働省が定める資格要件を満たした教員をそれぞれ1名ずつ配置している。また、本学独自の赤十字領域では、看護大学教員1名が兼務している。

職階は、教授4名、准教授1名、講師2名、助教3名で構成され、専任教員の年齢構成は、31～40歳が3名、41～50歳が3名、51～60歳が2名、61～70歳が1名、70歳以上1名であり、バランスがとれた人員構成となっている。

介護福祉士養成における実習は、講義や学内演習との統合という観点からその意義が大きい。また、介護実習は、福祉関係施設・事業所へ委託していることから、実習依頼先との連携や調整が重要となっている。このことから、本学では学科内に実習委員会を独立して設置し、実習計画全体に関する事項、実習後の報告会の企画・運営に関する事項、実習指導者会議に関する事項、実習マニュアルに関する事項、実習先等との連携全般に関する事項等を所管している。実習委員会からの提案は、学科教員会議で審議され決定される。実習委員会のメンバーは委員長と委員2名で構成されている（介護福祉学科委員会組織及び構成員 資料3-4-1、各委員会の役割・執行事項 資料3-4-2）。

### （3）教員の募集・採用・昇格等を適切に行っているか。

教員の選考は、教員に欠員が生ずる時、増員する時、昇任が必要と認められる時のいずれかに該当する時に、「日本赤十字秋田短期大学教員選考規程」（資料3-5-1）、「日本赤十字秋田短期大学教員選考基準に関する規程（資料3-1）」に則って行われる。

学長又は学科長は、教員の採用又は昇任の必要があると認めるときは、選考すべき教員の所属専攻と職位を提示し、教授会に教員の選考を請求する。教員の採用に係る候補者の選考は、原則として学内外から公募する。また、学長又は学科長が適当であると認める者については、経営会議の承認を得て候補者とすることができる。

教員の選考は、教員選考基準に基づき経営会議の議を経て学長が行うこととなっている。教授会は、教員選考の請求を受理したときは速やかに教員選考委員会を設置する。委員会は、学科長及び、教授会の承認を得て学長が指名する教授3名で構成し、委員の任期は当該選挙が終了するまでとしている。選考委員会は、人格、学歴、職歴、教育・研究上の業績及び社会活動の実績等に基づいて検討し、教員選考結果報告書を作成する。経営会議は、教員選考委員会からの報告に基づき無記名投票にて投票数の3分の2以上の得票をもって決する。（教員選考規程第9条）その結果は教授会で報告される。

本学では、「教員の任期に関する規程」（資料3-5-2）を設けており、その中に教員の任期付採用制度がある。平成23年度に任期付きで採用された助教教員1名が、平成25年度に専任教員として採用された。また、准教授から教授へ1名、講師から准教授へ1名、助教から講師へ1名、助手から助教へ1名昇格人事があった。いずれも「教員選考規程」「教員選考基準に関する規程」に則って、人格、学歴、職歴、教育・研究上の業績及び社会活動の実績等に基づいて検討され、決定されている。

#### (4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

教員の資質向上のための方策としては、教育研究環境の確保、研究費の配分はもとより、学長が直轄する研究センターが、FDを担当しており、SDも考慮に入れて、毎月第3木曜日の15:00より定例のFD/SD研修会を行い、教員と職員の資質の向上に努めている(資料3-6)。

短期大学教員のFDに関しては、併設の看護大学と共同で実施している。平成25年度に実施した内容は大きく4つに分けられた。①3つのポリシー策定(3つのポリシー策定2年目としてDPについて重点的に行うこととなり、DP検討のワーキンググループを立ち上げて検討を行った。その結果をまとめるために、平成26年2月のFD/SD研修会でワークショップを行い、DPの骨子が作成され、年度末にワーキンググループよりDPのまとめ、結果報告が行われた。)②講習会・講演会の開催(講習会として、6月にRefworks講習会、7月に赤十字の基礎知識、11月にEXCEL講習会が行われた。また、講演会として、10月(実施は11月1日)に西村ユミ首都大学東京大学院教授による質的研究手法の講演会が行われた。③新任教員の研究活動の紹介(平成25年度に着任した7人の新任教員の研究活動の紹介を12月と1月に行った。)④その他(平成25年度全国赤十字看護部長・副校長会議報告(4月)、各委員会・センター平成25年度活動方針・計画の報告(5月)、研修報告(7月)、科研費獲得対策(9月)についての報告・発表があった。またSDとして、平成26年3月に、「大学職員能力開発プログラム参加報告」、「研究機関における公的研究費の管理・監督ガイドライン」、「研究費申請関連の報告」が行われた。

平成25年度のFD/SD研修会は11回を実施し、平均して教員の76.0%が出席した(資料3-6)。教員の資質向上を目指して、毎年1名ずつ新人教員が他大学主催の研修会に参加している。

#### (5) 短期大学と併設大学との関係は適切であるか。

学生たちは併設の看護大学と共通の施設内で学習し、それに関わる教員も短大、大学ともに赤十字の共通の理念の下に教育を行っている。短期大学と看護大学はそれぞれの教授会を運営し、研究・教育に関する活動を行っているが、毎月合同教授会を開催し、また、委員会活動、センター機構の活動も合同で実施している。短大と看護大学が、お互いの教育、研究の状況を把握し協力できるメリットがある。

教員の全てが委員会及びセンター機構の構成メンバーとなっている(平成25年度大学・大学院・短期大学経営会議関連・教授会関連委員会 資料3-7)。委員会、センター機構は規程により役割が定められ、それぞれの任務を果たしている。学科内の教務委員会、学生委員会、実習委員会は大学と合同で運営されている委員会と連動するよう教員を配置している。学科内での様々な提案や意見等は、教員会議で議論し、共有され、各委員会やセンターの活動を通して大学運営の実際に反映されている。

看護大学との教育面での人的交流は、すでに述べた科目担当のほか、短期大学の教員が看護大学の社会福祉概論、地域リハビリテーション、赤十字家庭看護法の科目を担当している。

## 2. 点検・評価

教員・教員組織では、教員組織のあり方が研究活動や教育・教授能力等、質の向上につながっているか、という観点から評価する。

本学の教員組織の編成方針は、短期大学設置基準に準拠し、本学教員選考規程（資料3-5-1）及び教員選考基準に関する規程（資料3-1）に定められており、それに従った適切な教員の採用・昇格が行われている。また、介護福祉士養成課程に必要とされる教員の資質や学生の定員に応じた教員組織となっている。

FD/SD 研修会は定期的に開催しており、全体的には参加率も高く、教員の資質向上に向けた組織的な取り組みがなされている。併設の看護大学とは、教授会、センター機構が共同で運営され、全ての学科教員は何らかの委員会、センター機構のメンバーとして所属し、大学教員と連携し活動を行っている。

以上のことから、本学の理念・目的を実現するための教員・教員組織は、適切に整備されており、同基準を充足している。

### ①効果が上がっている事項

ア. 教員組織の編成方針のもとに、教員は必要数確保され、年齢構成はバランスが保たれている。

イ. 教授会傘下の各委員会やセンター機構では、看護大学及び本学それぞれの独自性を発揮しながら、情報共有や学生を育成する方向性を確認し合う等議論する機会となっている。

ウ. FD/SD 研修会は定期的に開催され、ほぼ月1回と回数も多く、全体的には参加率も高く、教員の資質向上に向けた組織的な取り組みがなされている。

FD/SD 研修会の評価としては以下の点が挙げられる。

- ・ 他の教員の研究内容、方法の違いを知ったことによる研究意欲の刺激
- ・ 従来までとは異なる参加型のFDによる、大学と短期大学の教員の積極的な交流が図れた。
- ・ DPに関する最終的な成果物は得られなかったが、大学人として教員が考えるべき3つの方針に関する意識は高揚した。

### ②改善すべき事項

ア. 研究及び研究成果の発表、外部資金の獲得等、研究活動の活発化のための取り組みが課題である。

イ. 研究分野では、研究活動、学会発表、研究センターとの連携にて研究能力を高める等、それぞれの研究活動を充実させ、専門分野を深化させることが課題である。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

ア. 現在は、教員が充足され、年齢や男女比のバランスも保たれているが、今後定年退職等に関連する移動を予測し、計画的な採用・昇格等の人事計画を行う。

また、平成26年度から導入される「医療的ケア」教育では、厚生労働省が定める資格要件を満たした、看護師、保健師、助産師、医師等の担当が必須となる。現在、看護師、医師の資格を有する専任教員はそれぞれ1名であるが、演習に関しては、複数の看護師

が必要であることから、看護大学との兼任や非常勤講師等、資格要件を満たした有資格者の教員確保について検討中である。

イ. 教授会傘下の各委員会やセンター機構における看護大学との連携を密にし、教育・研究の更なる向上を図っていく。

ウ. FD/SD 研修会で得られた知識と実践法を、具体的な教育手法に生かし、教員相互の授業評価等を通して、効果を検証し、その結果を教員が共有できるようにする。

#### ②改善すべき事項

ア. 各教員は、学会発表や関係機関雑誌への投稿等、研究成果を発表する機会をより多く持ち、研究活動をさらに活発化する。また、外部資金の獲得にも努力し、専門分野の発展に寄与していく。

イ. 研究分野では、専門分野を深化させることが課題であることから、研究活動、学会発表、研究センターとの連携にて研究能力を高める等の方策が必要であり、教員の年間研究計画書をどのように扱い、研究の深化につなげるかを研究センター等で早期に検討する。

## 4. 根拠資料

3-1 日本赤十字秋田短期大学教員選考基準に関する規程

3-2 厚生労働省『介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて』Ⅱ-①教員に係る基準の見直しの基本的考え方「専任教員の役割と資格」

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/shakai-kaigo-yousei02.pdf>)

3-3 教員一覧

3-4-1 平成 25 年度介護福祉学科委員会組織及び構成員

3-4-2 平成 25 年度介護福祉学科各委員会の役割・執行事項

3-5-1 日本赤十字秋田短期大学教員選考規程

3-5-2 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学教員の任期に関する規程

3-6 平成 25 年度 FD/SD 研修会の実績（既出 資料 2-3）

3-7 平成 25 年度大学・大学院・短期大学経営会議関連・教授会関連委員会

### 【基準 4】 教育内容・方法・成果

#### (1)教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

##### 1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

本学では、建学の精神に基づき、教育目的、教育目標を定め、教育目標に沿って教育課程を編成している。学位授与方針は、教育課程に沿って所定の単位を修得し、卒業要件を満たした学生に短期大学士の学位を授与している。

介護福祉学科では、介護福祉に関する知識を学び、深く専門の学術を研究することで、知性、道徳及び応用力を持ち、幅広く社会で活躍できる実践能力をもった介護福祉専門職の育成をし、あわせて、介護福祉学の発展に寄与する人材の養成を目的としている（学則資料 4(1)-1 第 1 条）。これを踏まえ、教育目標を次の通りとしている。

本学の教育目標（学則第5条）

- 1 赤十字の人道の理念を实践できる介護福祉人材を育成する
- 2 人格的成熟・自立を図り、他者との関係性を発展させることができる能力を養う
- 3 事実を的確に判断し、問題を抽出し、創造的に解決できる能力を育む
- 4 介護福祉の基礎を踏まえ、科学的・倫理的判断に基づくケアを提供できる能力を養う
- 5 社会的責任を自覚し、生涯学習し続け、ほかの専門職と協働活動し得る能力を養う
- 6 常に社会の動向に関心を持ち、介護福祉実践を通じて社会貢献できる能力を養う

具体的な学位授与要件は、修業年限と取得単位からなっており、修業年限は2年（在学期間は4年を超えることはできない）（学則第6条）、卒業に必要な総単位数は、80単位以上となっている（学則第34条2）。また、教育課程の領域別に「卒業に必要な単位数」が示され、赤十字領域、人間と社会領域、こころとからだのしくみ領域の3つの領域では、それぞれ3単位、14単位、20単位となっている（学則第22条2に基づく別表第1）。

卒業認定は、教授会の議を経て、学長が行い（学則第34条3）、本学を卒業した者に対して、学長が短期大学士（介護福祉学）の学位を授与する（第37条）こととなっている。

教育課程、卒業に必要な単位数、学位規程は、学生便覧（資料4(1)-2 p.8、pp.80-81）に明示し、学内外に公表している。卒業に必要な単位数、教育課程に関しては、ホームページ（資料4(1)-3）でも明示している。

## （2）教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

本学では、平成21年度カリキュラム改正の際に、教育目的・目標を見直し現在に至っている。現行の教育目標は、建学の精神・理念に沿って、厚生労働省が示す介護福祉士養成課程卒業時の到達目標と、それまでの本学における教育目標を照らし合わせて見直しを行い、以下の内容から4つの領域を編成している（学則（資料4(1)-1 第22条）、学生便覧（資料4(1)-2 p.7））。

- ① 赤十字領域：赤十字の基本原則を基調とした介護福祉士の育成を目指し、その知識と実践能力を修得する。
- ② 人間と社会の領域：介護を学ぶための基礎とし、介護福祉の価値理念である人権尊重への理解を深め、幅広い教養を身につける。
- ③ こころとからだのしくみの領域：多職種協働や適切な介護を提供するための根拠となる関連領域を学ぶ。
- ④ 介護の領域：介護福祉の理念を基盤とし、生活を支援するために必要な介護福祉士としての専門的知識や技術、態度を修得する。

現在、カリキュラムマップを作成中である。

教育目標である「基礎教養と深い専門性の追求、実践力を備えた介護専門職の養成」に基づき作成した教育課程を単位取得・修了することを学位の授与の基本として、主要な教養科目による教養教育と、専門科目としての介護福祉士の教育課程で、教育課程を編成している。これらの科目は学生の学習による成長を勘案した講義・演習・実習の組み合わせによる効果的な実施方法を策定しており、整合性を持たせている。

## （3）教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を短期大学構成員（教職員

及び学生等)に周知し、社会に公表しているか。

教育目標、学位授与、教育課程の編成に関しては、ホームページ(資料4(1)-3)及び学校案内(資料4(1)-4)に掲載しており、学内外に公表している。

学生に対しては、4月に学生便覧を全学生に配布し、学年別のガイダンス(資料4(1)-5)で教員が説明している。履修相談に関する組織的な体制は確立していないが、履修登録期間中に全教員が相談に応じることが可能であることをガイダンスで案内している。

高校生等の受験生に対しては、毎年、オープンキャンパス(資料4(1)-6)を開催しており、学科の教育内容として、教育目標、教育課程の編成等について教員が説明をしている。

更に、高校生を対象とした進路説明会・相談会や秋田県内高等学校進路担当教師を対象とした学生募集説明会において、教育内容を説明し周知に努めている。

教員に対しては、学生便覧を配布するとともに、4月の学年別ガイダンスに全教員が出席することで、全教員の周知を図っている。

**(4) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。**

教育目標や学位授与方針、教育課程の編成、実施方針等の適切性について、随時見直しを行っている。

教務委員会規程(資料4(1)-7)には、審議事項として「教育課程の編成及び実施に関する事項」があり(規程第4条(1))、教務委員会が作業を進めている。結果は、月1回開催の教員会議に提案し、審議を行っている。

カリキュラム改正時には、教育目的、教育目標の見直しを行い、改正される教科目との整合性について検討している。平成8(1996)年の開学以降、社会の情勢に応じ、教育課程を改定してきた。平成21(2009)年度からは、「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」に基づき、新たな教育課程を実施し現在に至っている。

平成23年には「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令」により、新たに「医療的ケア」の教育が義務付けられた。医療的ケアは、平成26年度以降の入学生から実施予定であるため、平成24年度から具体的な検討に入り、平成25年度に改正案が完成した。また、大学教育においては、基礎科目、専門科目の位置付けを明確にすることが求められているため、枠組みを現行の「赤十字」「人間と社会」「こころとからだのしくみ」「介護」の4領域から、「赤十字科目」「基礎科目」「専門科目」に変更した(資料4(1)-8)。

## 2. 点検・評価

教育理念・目的に掲げる赤十字の「人道」の理念に基づいた教育目標に沿って、所定の単位を取得し、学位授与の要件を満たした学生に、教授会の議を経て適正に卒業認定を行い、短期大学士の学位を授与している。

### ①効果が上がっている事項

教育目標は、本学の建学の精神・理念をもとに、介護福祉士養成課程卒業時の到達目標、大学教育に求められる資質に沿って4つの領域における目標を掲げ編成している。学位授与の要件、教育目標、教育課程は、学生便覧やガイダンスにより学生への周知に努め、学

生が明確な目標を持って修学できるよう配慮し、規程に基づいて適正な学位授与が行われている。

#### ②改善すべき事項

教育目標達成のために、教育課程を「赤十字」「人間と社会」「こころとからだのしくみ」「介護」の4領域に編成し目的を明確に示している。しかし、PDCAサイクルとして、建学の精神・教育目的・育成する人材、教育目標・教育プログラム・到達目標達成の確認方法・カリキュラムマップ・卒業評価、授業科目学習目標・授業プログラム・単位（教育方法の改善）・成績評価（教育力の充実）の一貫性や質の向上を課題にしている。

学位規程に基づき学位授与の方法は明確であるが、学位授与方針が明文化されておらず検討が必要である。同様に、個々の授業の目的・目標として、到達すべき学習内容は明示されているが、卒業時に到達すべき水準が明確ではないため、DPの検討を急ぐ必要がある。

本学の評価センターが平成25年度に行った「卒業生就業先アンケート」（資料4(1)-9）によると、学生の就職先である福祉施設等が重要視している能力でありながら、卒業生が身につけていない能力が複数項目ある等、社会的要請と本学の教育結果にずれが見られることから、教育課程或いはその内容に関しての検討を続けていく。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

学位授与の要件、教育目標、教育課程が学生に周知にされるよう、ガイダンスにおける説明を強化し、各教員が担当科目の講義においても周知されているかの確認を随時行っていく。

#### ②改善すべき事項

平成25年度は、FD研修会においてワーキンググループを立ち上げ、DPを定量的・定性的評価可能な形で整えるための検討を始めた。DP、APと入学生の実態から、2年間でDPの基準を卒業生全員が満たすことができるような教育課程内容となっているか、学科内教務委員会を中心として、定期的検証を実施していく。

平成21年度の大幅な教育課程等の見直しでは、厚生労働省から「資格取得時の到達目標」が示された。検討時には、本学の教育目標と厚生労働省が示す到達目標と照らしあわせて検討を進め、整合性を確認した上で決定し、現在に至っている。しかし、短期大学設置基準第5条の「深い教養及び総合的な判断力を培う」の観点からは、更に短期大学で学ぶべき教育内容を検討しその充実を図ることが必要と考えられる。

授業改善に向けては、個別の改善策と学科全体での改善策を整理し、引き続き方策を明確化していくが、平成26年度入学生から追加される「医療的ケア」の教育も踏まえ、経過を追求しながら、更なる教育課程の見直しを進める。

### 4. 根拠資料

4(1)-1 日本赤十字秋田短期大学学則（既出（1-1））

4(1)-2 日本赤十字秋田短期大学学生便覧（平成25年度）（既出（1-2））

4(1)-3 日本赤十字秋田短期大学ホームページ(<http://www.rcakita.ac.jp/>)（既出(1-6)）

- 4(1)-4 学校案内パンフレット（平成 25 年版）（既出（1-3））
- 4(1)-5 介護福祉学科ガイダンス日程（第 17 期生，第 18 期生）（既出（1-7））
- 4(1)-6 平成 25 年度オープンキャンパス（ポスター）（第 1 回、第 2 回）（既出（1-5））
- 4(1)-7 日本赤十字秋田短期大学教務委員会規程
- 4(1)-8 日本赤十字秋田短期大学カリキュラム新旧対照表（平成 26 年度入学生用）
- 4(1)-9 本学卒業生の就職先アンケート調査 結果（既出 1-21）

## (2)教育課程・教育内容

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

（日本赤十字秋田短期大学学則 資料 4(2)-1、学生便覧 資料 4(2)-2-1、授業要綱 資料 4(2)-2-2）

教育課程は、教育目標に沿って、赤十字領域、人間と社会領域、こころとからだのしくみ領域、介護領域で構成している（学則第 22 条）。

赤十字領域は、赤十字の基本原則を基調とした介護福祉士として、社会的責任・地域社会に対する関わりを理解するものである。授業科目は、1 年次で赤十字概論、2 年次で救命救急活動論、家庭看護法、幼児安全法、災害福祉論が開設されている（学則第 22 条 2 別表第 1：教育課程）。

人間と社会領域は、介護の基盤となる教養や倫理的態度に関する基本的内容を学ぶ領域である。1 年次では、人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション、社会と制度の理解、英語 I・II、研究概説、情報科学、ボランティア活動論、社会学が、2 年次では、ゼミナール、音楽、法学、地域福祉論、レクリエーション活動援助法 II が、また、1 年次から 2 年次にかけてレクリエーション活動援助法 I が開講されている。

こころとからだのしくみ領域は、他職種協働、適切な介護提供に必要な根拠を具体的に学ぶ領域である。全て 1 年次に開講しており、発達と老化の理解 I・II、認知症の理解 I・II、障害の理解 I・II、こころとからだのしくみ I～III が配置されている。

介護領域は、利用者の尊厳の保持や自立支援の考え方を踏まえ、福祉利用者の生活支援を学ぶ領域である。1 年次では、介護の基本 I・II、介護の基本 IV、コミュニケーション技術 I・II、生活支援技術 I～IV、介護過程 I、介護総合演習 I、介護実習 I - A、介護実習 I - B、2 年次では、介護の基本 III、生活支援技術 V～VII、介護過程 II、介護総合演習 II～IV、介護実習 I - C、介護実習 I - D、介護実習 II - 1、介護実習 II - 2 が配置されている。

教育課程には授業科目の開講年次を示し、開設状況を明確にしている。

厚生労働省は介護福祉士養成における教育課程等の見直しにおいて、「人間と社会」の領域及び「こころとからだのしくみ」の領域について、「介護」の領域をバックアップする領域と位置付けている。このことから、「人間と社会」、「こころとからだのしくみ」を「介護」よりできるだけ先行させることとし、1 年次前期・後期、2 年次前期・後期へと順序性に配慮し、段階的に学習の習熟度を深めることができるよう授業科目を設置している。平成

21年度以降、順序性に関する検討を行い、生活支援技術の一部を変更して現在に至っている。

実習については、1年次後期では、介護実習Ⅰ-A（実習期間5日間）、Ⅰ-B（同5日間）を行い、2年次前期では、介護実習Ⅱ-1（同15日間）、介護実習Ⅰ-C（同5日間）、Ⅰ-D（同5日間）を実施している。また、2年次後期では、介護実習Ⅱ-2（同20日間）を行っている。実習の内容については、介護実習Ⅱ-1では介護過程の計画、立案を行い、介護実習Ⅱ-2では介護過程の計画、立案、実施、評価までを行う。また、介護実習Ⅰ及びⅡを履修できる条件を規定している（単位認定及び成績管理に関する規程 資料4(2)-3、介護実習マニュアル 資料4(2)-4）。

開設の授業科目は、総単位数が95単位で、卒業に必修な単位数は80単位である。必修は78単位（82.1%）、選択は17単位（17.9%）である。領域については、赤十字領域は必修3単位、選択3単位（卒業に必要な単位数3単位）、人間と社会領域は必修12単位、選択14単位（同14単位）、こころとからだのしくみ領域は必修20単位（選択科目なし）、介護領域は必修43単位（選択科目なし）からなる。

卒業に必修な単位数を領域別でみると、赤十字領域3単位（3.7%）、外国語2単位を含む人間と社会の領域14単位（17.5%）、こころとからだのしくみの領域20単位（25.0%）、介護の領域43単位（53.8%）からなる（学則第22条2別表第1：教育課程）。

倫理的態度を養う教育に関しては、教育目標4に「介護福祉の基礎を踏まえ、科学的・倫理的判断に基づくケアを提供できる能力を養う」と定めている。また、教育目標1を「赤十字の人道の理念を実践できる介護福祉人材を育成する」とし、赤十字の基本原則を学ぶことで倫理的態度の涵養に努めている（学則第5条）。また、赤十字領域の「赤十字概論」において、赤十字の基本原則、赤十字人に求められる資質を学び、人間と社会領域の「人間の尊厳と自立」においては、人間の尊厳と介護の関係を、また、介護領域の「介護の基本」において、介護の専門性と倫理、介護職に求められる倫理、そして介護の倫理的問題について学ぶのも同様の趣旨である。

## **（2）教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。**

本学における教育課程は、短期大学設置基準第5条を踏まえ、赤十字の理念を基盤とした「赤十字」領域と、介護福祉士養成に関わる「人間と社会」「こころとからだのしくみ」「介護」領域の4領域で編成されている。

赤十字領域では、本学独自の赤十字科目及び教育内容を提供している。また、「こころとからだのしくみ（300時間）」「介護（1260時間）」は、厚生労働省が示す介護福祉士養成の基本的教育内容に準拠して教育内容を提供し、全てが必修科目となっている。「人間と社会」では、240時間と時間数が定められているが、そのうち120時間は大学独自で設定することとなっている。本学では、教育目標と照らし合わせて、「英語Ⅰ」や研究的視点や研究能力を養う「研究概説」「ゼミナール」を必修科目として設定している。また、「情報科学」「ボランティア活動論」「音楽」「法学」「レクリエーション活動援助法」等の科目を選択科目として設定している。

入学前教育に関しては、推薦入学試験の合格者に対し、基礎的な理解力、読解力、表現力等を育成するため、入学手続き後に課題を提示している（資料4(2)-5）。提出された課

題は学科長及び入試委員がポイントに沿って点検し、入学後に個別指導を行っている。平成 25 年度の対象者は 31 名であった。

1 年次生には、新入生オリエンテーション合宿を 1 泊 2 日で実施し、2 年次生や教員との交流を通して、大学生活に関するオリエンテーションを行うと同時に、本学での学びへの意欲の喚起を行っている（資料 4(2)-6-1）。

入学後のリメデアル（remedial）教育は実施していないが、学生が円滑な学内生活を過ごせるよう、学科が学務課と共同で毎年年度初めに、学内諸手続、カリキュラム、進路・学生生活、クラス運営等についてガイダンスを行っている（資料 4(2)-6-2）。

また、平成 25 年度前期には、高大連携授業「暮らしを創る介護福祉士の役割 ～「生きる」を支える人になる～」を実施した。平成 25 年度前期は高校生 13 名が参加した（大学コンソーシアムあきた理事会資料 資料 4(2)-7）。3 年生 12 名中、11 名（91.6%）が本学に入学した。

卒業生就職先への調査では、本学の教育内容に関する質問項目を設定し、社会的要請或いは時代のニーズに合った科目構成になっているか検証する際の参考にしている（資料 4(2)-8）。

回答のあった 55 の就職先中、「本学卒業生が身につけていると思う能力」について、「思う」「やや思う」の合計で見ると、「人間の尊厳を守ろうとする倫理観」78.1%、「人の痛みや苦しみに共感できる感性」74.5%、「相手を尊重した責任ある行為・行動」74.5%等となっていた。また、「基礎的知識・基礎学力」「協調性・コミュニケーション能力」については、就職先が重要視している割合が高いが、本学の卒業生が身につけている能力が高いとは言えない結果であった。

## 2. 点検・評価

本学における授業科目は、介護福祉士養成の基本的教育内容、卒業時の到達目標に準拠しながら、必要な科目が設定されており、相応しい教育内容であると判断できる。現行の教育課程の枠組みについては、介護福祉士資格取得のための枠組みが中心となっていることから、大学教育における教養教育、専門教養教育、専門教育等への変更も視野に入れながら、平成 26 年度入学生からの新カリキュラムに向けた検討が行われ、教育目標に沿った体系化への工夫がなされている。

卒業生就職先への調査結果を項目別に見てみると、教育目標に掲げる内容が必ずしも社会的要請や時代のニーズに沿った人材を輩出しているとは言いきれない。今後は、調査結果も踏まえながら、教育目標、教育体系、科目構成等の妥当性についても引き続き検証を行う。

### ①効果が上がっている事項

ア. 科目設定は、厚生労働省の介護福祉士養成の指定規則に準拠しており適切と判断できる。また、本学の特徴とする赤十字領域に関しては、建学の精神・理念に基づいて適切に開設されており、結果は学生の満足度にも反映されている。また、授業の順序性に配慮し、段階的に学ぶことができるよう配慮されている。

イ. 倫理を養う教育については、教育目標 4（介護福祉の基礎を踏まえ、科学的・倫理的判断に基づくケアを提供できる能力を養う）と教育目標 1（赤十字の人道の理念を実践

できる介護福祉人材を育成する)に基づき、「赤十字概論」、人間と社会領域の「人間の尊厳と自立」、介護領域の「介護の基本」等で、多面的かつ重層的な教育が来ている。ウ。「研究概説」では、研究の基礎知識を学び、「ゼミナール」では研究概説を基に学生の関心分野から研究テーマを設定し研究の一連のプロセスを学んでいく。学習の時期は研究概説が1年次後期、ゼミナールは2年次4月～12月の期間であり、研究の基礎的知識や手法、プレゼンテーション方法等について2つの科目が連動して学べるユニークな科目設定となっている。

#### ②改善すべき事項

- ア. 教育課程における量的配分については、介護福祉士資格の取得のための科目が大半を占める。しかし、大学教育として求められる教養教育の観点から、介護福祉士養成という職業教育に特化するにとどまらず、今後も本学科の教育目的、教育目標を追求し、修正、改善を続けていく。
- イ. 初年次教育の一環として、推薦入学試験の合格者に対する課題提出と個別指導を行っているが、初年次教育としての充実の観点から、引き続き検証する必要がある。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

- ア. 卒業時調査、卒業後調査、就職先調査を継続し、授業科目、教育内容の適切性について、建学の精神・理念、教育目標に照らし合わせて今後とも検証を続ける。
- イ. 倫理を養う教育については、本学の理念及び介護福祉士に求められる資質という観点から、今後も検証していく。
- ウ. 平成25年度に、教育課程・教育内容の見直しを行い、「研究概説」は福祉における研究的視点と分析力の充実を図る内容とし、科目名も「福祉研究法」とする。また、「ゼミナール」は研究的課題を明確にし、かつ、現在の教育内容と科目名の整合を図り、科目名を「卒業課題研究」とする。これらの改善により、研究分野が更に充実するよう努力する(資料4(2)-9)。

#### ②改善すべき事項

- ア. 厚生労働省が示す介護福祉士養成の基本的教育内容、卒業時の到達目標に準拠しながら平成26年度カリキュラム改正に向けて教育課程の編成や教育内容の検証を行っていく。大学教育における教養教育、専門教養教育、専門教育等への変更も視野に入れながら、平成25年度は教育内容について検討を行い、基礎学力低下への対応も含めて、平成26年度入学生から「修学基礎」「日本語表現」の科目を設定した(資料4(2)-9)。
- イ. 推薦入学試験の合格者に対する入学前課題と個別指導が、入学後の学習に結びついていくか検証を行う必要がある。また、基礎的な理解力、読解力、表現力等に関しては、全ての学生に必要とされる能力であることから、平成26年度から科目設定することとしたが、その適切性についても引き続き検証を行っていく必要がある。

### 4. 根拠資料

4(2)-1 日本赤十字秋田短期大学学則(既出(1-1))

4(2)-2-1 日本赤十字秋田短期大学学生便覧(平成25年度)(既出(1-2))

- 4(2)-2-2 日本赤十字秋田短期大学授業要綱（平成 25 年度）（既出（1-16））
- 4(2)-3 単位認定及び成績管理に関する規程
- 4(2)-4 介護実習マニュアル
- 4(2)-5 推薦入学試験合格者のみなさんへ
- 4(2)-6-1 平成 25 年度新入生オリエンテーション合宿のしおり（既出（1-8））
- 4(2)-6-2 介護福祉学科ガイダンス日程（第 18 期生、第 17 期生）（既出（1-7））
- 4(2)-7 平成 25 年度前期高大連携授業受講者アンケート集計結果について（送付）
- 4(2)-8 本学卒業生の就職先アンケート調査 結果（既出（1-21））
- 4(2)-9 日本赤十字秋田短期大学カリキュラム新旧対照表（平成 26 年度入学生用）  
（既出（4(1)-8））

### **(3)教育方法**

#### **1. 現状の説明**

##### **(1) 教育方法及び学習指導を適切に行っているか。**

授業の内容改善に向けて、授業終了時に学生による授業評価を行い、前期と後期の集計結果を教員に配布している（授業評価 25 年度前期 資料 4(3)-1-1、25 年度後期 資料 4(3)-1-2）。この結果は、教務委員会、教員会議で情報を共有し、学生指導の具体的方法に関する情報交換や今後の指導のあり方等について議論している。

授業評価項目は 10 項目で構成され、5 段階評価として「そう思う」5 点、「ややそう思う」4 点、「どちらともいえない」3 点、「あまりそう思わない」2 点、「そう思わない」1 点として得点化し、評価される。

1、2 年次生の両学年全体で学生の満足度に関して見てみると、平成 25 年度前期、同後期の順に列挙すると、「この授業によって知的刺激を受け問題意識や関心が深まった」の項目については、4.26、4.35 であった。また、「意欲を持ってこの授業に取り組んだ」の項目では、4.26、4.40 であり、「教員の熱意が感じられた」の項目では、4.52、4.55 であった。

学習の意欲や主体性では、「わからないことは調べたり聞いたりした」の項目が、3.80、4.09 であった。これは、ほかの項目と比較すると低い傾向にあり、特に、1 年次生において低いことがわかる。1 年次生の中には、勉強方法が身につけていない学生や、高校とは違った講義方法や課題等で学習方法がわからない学生等の状況があり、専任教員が中心となって個別に学習指導を行っている。また現 2 年次生について概観すると、1 年次前期、後期、2 年次前期、後期と少しずつではあるが高くなっている。

教員には、各教員自身の授業評価について、学生からのコメントも含めて結果を配布しているが、授業改善は教員個々に委ねられている。

また、修学指導は、ガイダンス、学生支援アドバイザー制度、学生懇談会、個別指導を通して行われている。

学習指導を充実させるため、ガイダンスを年度初めに実施し、履修届の説明や方法について指導や周知に努めている（資料 4(3)-2）。また、履修登録期間や変更期間には、教員が個別に履修相談に応じている。

1年次生に対しては、掲示板の説明、学内諸手続、カウンセラーの紹介と講話、保健室の利用方法、図書館の利用方法等について学務課より説明を行う。また、学生の心構え、本学・本学科の特色、カリキュラムの編成や組み立て、単位の取り方・履修方法、シラバスの活用方法等について、学生便覧やシラバスを通して説明を行っている。更に、就職・進学状況、学生生活、クラス運営等について教員から説明が行われる。

2年次生に対しては、カリキュラムやゼミナールの展開、前年度の就職・進学状況の情報提供、就職活動、進路準備方法等を中心に説明がなされる。2年次生は、5月と10月に長期の実習を控えていること、就職・進学の準備を進める時期であること、ゼミナールにおける研究活動・論文完成の年度であること等、複数のことが重なり合うことから、計画的な学習について強調して説明している。以上のことは、ガイダンスで行うとともに、ゼミナール担当教員も個別指導を行っている。

履修登録後、見落としや間違い、変更点がないかを確認するため、前期、後期ともに履修科目の確認や訂正の時期を設けている（学生便覧 資料4(3)-3 p.12）。

なお、学生が抱える修学、健康及び生活上の諸問題、将来の目標に対する迷いや悩み等をともに考え、学生が自律的に解決するのを支援するために、学生支援アドバイザー制度を取り入れ、学年別にクラスアドバイザーを2名配置し、学生の個別相談に応じている（学生便覧 資料4(3)-3 p.93）。

さらに、学生には学年ごとに「2年次の過ごし方、目標について」「1年次の過ごし方、目標について」（資料4(3)-4）を記入してもらい、後日行う個別面談に活用している。個別面談は、全教員が一人当たり学生5～6名を担当し、授業、実習、就職、日常生活等を中心に学生の状況を把握し、面談結果はその後の個別指導等に生かしている。

また、学科内の各委員会、ゼミナール担当教員等10名の教員がそれぞれの立場において個別相談にあっている。その中で、特に学科として対応が必要と思われる内容については、教員会議で情報を共有し協議している。平成25年度の履修指導に関する主な内容は、進路決定に関すること、講義出席に関すること、進路に対する迷いに関すること、実習に関すること（利用者とのコミュニケーション、介護計画、介護技術、記録）等多岐にわたっている（教務委員会議事録 資料4(3)-5）。

学生懇談会については、学生懇談会実施規程第2条にその趣旨（目的）を「学生懇談会は、教職員と学生が、大学でのよりよい学びのために懇談する会である」と定めている（資料4(3)-6-1）。学生懇談会を開催するにあたっては、規程に則って教務委員会が企画し、学科教員会議に企画内容及び日程を諮り合意を得て実施している。

平成24年度から本学独自の取り組みとして、1年次生と2年次生による学年間交流を通して、学生が自ら学ぶことの意味を深めることを目的とした学生懇談会を年一回開催している。平成25年度は、授業評価のアンケートや平成24年度の反省を踏まえて、1グループあたりのメンバーの人数を少なくし、グループ数を増やした。話し合いのテーマは、1・2年次生が共通に話題として取り上げることができる事柄として「介護実習」を取り上げた（資料4(3)-6-2）。

平成24年度、平成25年度、いずれのアンケート結果からも、1・2年次生合同の学生懇談会の実施は概ね好評であった（資料4(3)-6-3）。また、単に学年間での交流が深められたというだけでなく、「介護実習」をテーマとしたグループディスカッションから、学

年間で学びについての意見交換ができたことが良かったとする意見も多く挙げられ、目的についても達成できていることがわかった。アンケート結果については、本学正面玄関入口の事務室窓掲示を行い、誰もがアンケート結果について知ることができるようにした。また、誰もが手にして読むことができるよう、学生への配布用の報告書を正面玄関入口に置いた。

次に、授業形態、方法の適切性についての現状を述べる。

本学における実習は、厚生労働省が指定する介護実習Ⅰ及び介護実習Ⅱに区分して実施している。実習にあたっては、実習の履修条件を設定し（単位認定及び成績管理に関する規程（資料 4(3)-7 第4条）、学生便覧（資料 4(3)-3 p.12）、実習マニュアル（資料 4(3)-8 p. 2）、入学時のオリエンテーション、各実習前の介護総合演習で学生全体への周知を図っている。また、学生個々が実習の履修要件を充足しているかの確認は、実習委員会と学務課教務係の学科担当者が主として行っている。

実習教育では、実習前の介護総合演習、介護現場での実習体験（実習段階毎の学習課題に沿った展開）、実習後の介護総合演習という一連のプロセスを踏んでいく。これらは、6回にわたる実習全てにおいて共通の事項であり、講義・演習、実習体験、講義・演習がサイクルとして連動するよう工夫したものである。これは、教育目標に掲げる、学び、科学的判断力を高め、人道や倫理、技術を修得し、身につけ、高い問題解決能力や実践力を養うということを具体的に示したものである（授業要綱（資料 4(3)-9 pp.49-58））。

各実習終了後には、実習のまとめと自己の振り返りを学生一人ひとりが実習報告会で発表する機会を設けている。また、実習終了後の面接の際にも学生自身が達成度や次回の実習に向けた課題を確認できるよう、個別の対応を行っている。

巡回指導に関する平成 25 年度授業評価を前期、後期の順に列举すると「実習開始前に十分な説明や指導があった」が 4.74、4.64、「教員の関わりは実習意欲を高めた」は 4.62、4.48、「教員との振り返りによって、今後の学習課題が明確になった」は 4.47、4.51 という結果が得られた（資料 4(3)-1-1・2）。

本学では、平成 21 年度カリキュラム改正の際に、「災害福祉論」を必修科目として新設した。全国的に見ても、科目として設定している介護福祉士養成校は見当たらず、本学の特徴ある教育の一つとなっている。自然災害に特化して、介護福祉士が日常的に関わる高齢者や障害者等の災害時要援護者への支援を具体的に考え、実践できる能力を習得するための科目として設定している（授業要綱（資料 4(3)-9 p. 7））。

学生は災害福祉論の学習を通して以下のような、災害福祉論の達成目標に関連する学びや感想を述べている（災害福祉論演習報告集（資料 4(3)-10）“まとめ”の項目から）。災害への備え（訓練、対応マニュアルの作成、避難経路の確認）／災害時の具体的対応（安否確認、要援護者の安全、具体的なケア）／介護職の役割と他職種との連携の必要性や情報共有／判断力の必要性／気づき・考え・行動できる人でありたい

本学では、全学的にボランティアの日を設け（平成 25 年度は 5 月 2 日 資料 4(3)-11）、学生が関心をもったボランティア活動を実施している。その後、実施した内容や学んだこと等をレポートにまとめて提出し、ボランティアについて考える機会としている。1 年次後期では、ボランティア活動の意義や役割、実践の歴史等について学び、個々の主体的行動に結びつけることができるよう、「ボランティア活動論」の科目を設定している。「ボ

ランティア活動論」(授業要綱(資料4(3)-9 p.16))は選択科目であるが、平成25年度は1年次生50名中45名が選択した。また、本学では、学外におけるボランティア活動を推進しており、ボランティア募集の案内・参加者募集・参加者の把握等、学科内学生委員会や入試・学生係を中心として行っている。以上のようにボランティア活動は、授業科目のみならず、学内行事や自主的実践活動と関連させながら奨励している。

ここで、学生の主体性を促す学習方法について述べる。

教育方針には、主体的な学習態度のもとで、豊かな人間性を養い、問題解決能力を身につけた人材を養成することが明記されている(学校案内(資料4(3)-12-1 p.4))。

本学では、学生の主体性を促すため、少人数教育科目を配置し、実践している。

1年次後半の「研究概説」では、研究の基礎知識を学び、自らの関心分野について文献学習をしながらテーマを決定していく。2年次の「ゼミナール」では、「研究概説」で決定したテーマを基に研究が進められる。5～6名の学生に対し、教員1名が配置されている。「ゼミナール」への配属及び計画は教務委員会で検討し、教員会議で審議・決定される。「ゼミナール」では、学生が決定したテーマについて、担当教員やゼミメンバーと意見交換をし、他者の意見も参考にしながらテーマを絞り込み、時には変更しながら研究に取り組んでいる(授業要綱(資料4(3)-9 p.13))。

論文完成に困難を極める学生もいるが、教員のきめ細かい指導により、学生を強固にサポートしている。学習の成果は報告書にまとめられ、学生が、全学生や教職員に向けた発表を行っている。発表会では、司会進行、会場係、タイムキーパーを学生が務める等、学生の主体性で運営されている。また、1年次生は、発表会の時期に、「研究概説」の講義をしている期間でもあり、発表会では、1年次生も聴講し、次年度に向けた準備につなげている。

実習教育の場面では、前述した、実習前の介護総合演習、介護現場での実習体験、実習後の介護総合演習という一連のプロセスの中で、学生は、独自の問題意識を持ち、自己の課題を明確にしながら、課題解決に向けた主体的な実習へと結びつけている。介護総合演習では、実習の振り返りとして、個別、小グループで、実習で習得した知識、技術、体験等を包括的にまとめ、実習報告会で発表している。

生活支援技術は演習科目で、介護福祉士として求められる技術を習得し、介護現場で必要とされる実践的能力を高めることが目的であるが、実習室は平日、土曜日が開放されており、学生自ら生活支援技術の習得のために活用できるよう配慮している。学生は、授業後の復習や、実習前実技試験の練習、実習前後の技術確認のために、実習室を活用している。また、実習室使用の際の留意事項を掲げ、使用後の確認や掃除等自主的に環境整備に努めている。

実習報告会、ゼミナール発表会、災害福祉論発表会等、発表会や報告会等において学生が司会や会場係等、会の運営を主体的に進めるよう配慮している。

## (2) シラバスに基づいて授業を展開しているか。(授業要綱(資料4(3)-9))

授業はシラバスが基本となる。非常勤講師を含む全ての授業担当者に周知を図り、同一の様式を用いて記入している。提出されたシラバスの確認は学務課が担当し、やむを得ず年度末までに提出できなかった場合は講義開始までに提出するよう依頼している。

シラバスの項目や様式等については教務委員会で毎年度検討し、教授会で決定している。シラバスには、授業科目、開講時期、単位数（時間）、必修と選択の区別、授業担当者、担当教員所属と研究室、授業の目的・目標、主な授業内容、成績評価方法、テキスト、参考文献、履修にあたっての留意点、備考を明記している。シラバスは、年度初めに全学生、全教員に配布されるとともに、ホームページでも公開（資料 4(3)-12-2）しており、常時閲覧が可能である。

授業評価の調査項目（資料 4(3)-13）の一つに、「シラバスに沿って授業が行われた」かどうかを問う項目があり、シラバスと実際の授業内容との整合性を確認できる。

平成 25 年度授業評価集計結果によれば、学科全体の平均は、前期 4.49（1 年次生 4.42、2 年次生 4.63）、後期 4.52（1 年次生 4.49、2 年次生 4.60）であった（資料 4(3)-1-1・2）。

### （3）成績評価及び単位認定を適切に行っているか。

学則（資料 4(3)-14）では成績評価について、第 29 条（学修の評価）に「授業科目の成績評価は、A、B、C、D で表し、A、B 及び C を合格とし、D を不合格とする」と規定され、また、単位の認定については、第 24 条（単位の認定）「各授業科目を履修し試験に合格した者には、学長は認定のうえ単位を与える。2. 各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす」と規定されている。これに基づき、成績評価及び単位認定について学生便覧（資料 4(3)-3 pp. 14-16）に記載し、学生に周知している。そして成績評価の方法については授業要綱（資料 4(3)-9）に科目毎に明示された成績評価方法に従って教員が判定している。

学則（資料 4(3)-14 第 24 条）に基づき、「単位認定及び成績管理に関する規程」を設け、必要な事項を定めている。同規程により、成績は、A、B、C、D の 4 種の評語をもって表すこと、成績は、評価点を 100 点満点としたとき、100～80 点を A、79～70 点を B、69～60 点を C、59 点以下を D と読み替えることが規定されている。

また、総合評価システムとして GPA 制度を導入している。GPA は、評語 A を 3 ポイントとし、B は 2 ポイント、C は 1 ポイント、そして D を 0 ポイントとし、単位を重みにしたポイントの加重平均として求められる。GPA の通知は、修得単位通知書に付記することによってなされるが、成績証明書、学籍簿には記載しない（学生便覧（資料 4(3)-3 p. 17））。平成 25 年度の GPA の平均は、1 年次生が 2.34、2 年次生は 2.38 であった。

GPA が低い学生は、基礎学力が乏しい、実習現場において記録や利用者との関わりや支援技術の実際等において課題を持っている等の傾向が見られ、教員会議において情報を共有し課題解決の方策を協議することによって、個別指導へと生かしている。

単位認定及び成績管理に関する規程（資料 4(3)-7）により、次の通り規定されている。

単位の認定を受けるには、履修届を提出し、その授業に出席して一定水準以上の学業成績をおさめ、授業担当者による履修認定を受ける必要がある。出席時間数が講義、演習科目では授業時間数の 3 分の 2、介護実習では 5 分の 4 に満たない場合は試験を受けることができない。

定期試験の結果、不合格になった場合、本人の願い出により、授業担当者が必要と認めた場合、再試験を行うことができる。また、病気、忌引き等、やむを得ない事情で試験を受験できなかった場合は、本人の願い出により、授業担当者が必要と認めた場合、追試験

を行うことができる。

実習では、基準の成績に達しない場合、本人の願い出により、授業担当者が必要と認めた場合、補習実習を行うことができる。また、病気、忌引き等、やむを得ない事情で介護実習を欠席し、所定の時間数が不足する場合、実習の担当教員が必要と認めた場合、補充実習を行うことができる。

以上の追試験・補充実習及び再試験・補習実習は、学則（資料4(3)-14 第33条（追試験及び再試験））、また、単位認定及び成績管理に関する規程（資料4(3)-7 第7条、第8条）に基づく。

単位認定については、学則（資料4(3)-14）第24条（単位の認定）において「各授業科目を履修し試験に合格した者には、学長は認定のうえ単位を与える」との規定に基づく。個々の教員の成績評価を基にした単位認定は、教務委員会に諮り、教授会の議を経て決定される（単位認定及び成績管理に関する規程 資料4(3)-7）。

なお、他学における修得単位については、学則（資料4(3)-14）第28条（入学前の既修得単位等の認定）第1項において、「本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、短期大学又は高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。」と規定されている。また、同条第3項において、入学前の既修得単位の認定について、他学における授業科目について修得し、本学の単位としてみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとするのが規定されている。

## 2. 点検・評価

学修指導は、本学全体で組織的に実施されている。授業形態・授業方法の工夫や学生の学習意欲を促す指導を行い、教育効果を上げるための取り組みはなされている。一方、授業評価からは必ずしも主体的な学びにつながっていると評価できない項目も挙げられており、検証を行い改善に向けた検討が必要である。成績評価や単位認定は規程に基づいて適正に実施されている。

### ①効果が上がっている事項

#### ア. 修学指導の適切性

本学における修学指導は、ゼミ担当教員、クラスアドバイザー、学生委員会、教員会議、教務委員会等が連携して組織的に行われており、学生への細やかな関わりがなされている（教員会議議事録 資料4(3)-15）。

また、各学年のガイダンス時に提出する「2年次の過ごし方、目標について」「1年次の過ごし方、目標について」は、後日行う個別面談に活用され、その後の学習、大学生活、実習姿勢の改善へとつながっており、効果を上げている。

#### イ. 多様な授業形態・方法の適切性と教育指導上の有効性

実習教育における授業形態の工夫や学習方法、実習後の担当教員との面接、実習前の打ち合わせで行う自己の課題の確認等は、実習の連続性や学習の達成感につながっている。また、学生個々が持つ課題に対する綿密な指導体制は、授業評価結果から、実習目的達成につながっており、学習効果を高めるものとなっている。（資料4(3)-1-1・2）。

また、全学的に実施している「ボランティアの日」の活動（資料 4(3)-11）、「ボランティア活動論」の科目設定（資料 4(3)-9）、学外におけるボランティア活動は、学内行事や授業科目、自主的実践活動等と関連させながら行うことで、様々な場面でボランティア活動について考える機会となり、ボランティア活動への関心をより喚起することにつながっている。

ウ．学生の主体的な学びと教員の関わり

学生の「研究概説」や「ゼミナール」の学習における教員との関わりは、学生の主体性の育成につながっている。特に、学生と教員との関わりが深まるのに伴い、学生の取り組みの姿勢が変化し、論文完成や発表の段階では、主体的な学びの結果が伺われる（資料 4(3)-16）。

学生懇談会は、アンケート結果（資料 4(3)-6-2）から、その趣旨（目的）の下に、学年間の交流及び自ら学ぶことの意味を深めることができ、主体的に学ぶという学生の「学ぶ力」を涵養する一助となっている。

エ．シラバスは統一された内容・様式に則って作成し、授業開始時に説明し、活用されている。授業評価結果から、授業はシラバスに沿って行われており、授業内容・方法とシラバスの整合性は図られている。

オ．成績評価及び単位認定は規程に則って適切に行われている。

#### ②改善すべき事項

ア．「災害福祉論」の授業時期は、2年次4月～12月の設定となっているが、実習時期と重なることから授業が連続して行われず、一時中断する状況は教育効果を高めるうえでの課題である。

イ．GPA制度に基づいて結果を学生に通知している。GPAが低い学生には科目担当教員や、クラスアドバイザーが個別に対応しているが、GPAの基準や活用方針等が明確にされていない。

ウ．学生による授業評価の結果に対する対応は、個々の教員に委ねられており、対応に差がみられ、教育指導上の課題である。

エ．授業評価の結果について、「質問したり調べたりした」項目が学科全体的に低い傾向にある。特に1年次前期では低い傾向にあることから、原因の明確化や改善方策の検討が課題となっている。

オ．実習評価は、学生が自己評価をした上で、実習施設指導者が評価をする。それを基に最終的には大学担当教員が実習の認定評価を行っている。評価基準に則って評価を実施しているが、評価の妥当性について検証されていない。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

ア．修学指導の適切性

本学における修学指導は、ゼミ担当教員、クラスアドバイザー、学生委員会、教員会議、教務委員会等連携し組織的な対応がなされているが、今後も細やかな指導を継続するとともに、修学指導全体に関する適切性について検証していく。

年度初めのガイダンス時に提出する「2年次の過ごし方、目標について」「1年次の

過ごし方、目標について」は、今後も継続し、修学指導に活かしていく。

イ. 実習教育における授業形態や学習方法が、最終的に実習全体の目的達成につながっているか、学生個々の成長につながっているか、授業評価を継続するとともに、成果を測定可能な形で検証するための検討を行い、学習意欲を喚起し、教育効果を高める努力をする。実習以外の科目に関しても多様な授業形態の導入を検討する。

ボランティア活動については、学内行事や授業科目、自主的実践活動等と関連させながら、関心を喚起するための啓蒙を行い、より多くの活動の機会が得られるようにする。

ウ. 学生の主体的な学びと教員の関わり

研究概説、ゼミナールにおいては、教員は、学生の資質を踏まえながら、また、指導のタイミングも考慮しながら、学生が主体的に学習に取り組み、学習意欲が促進されるよう、働きかけを更に強化する。

学生懇談会での取り組みが、通常の授業や介護実習において学生の具体的な態度、行動に反映されて（示されて）いるのかを確認することが必要であり、教務委員会が中心となって評価する取り組みの検討を行い、学科教員会議において審議・決定する。

エ. 学生にとってよりわかりやすく、使いやすいシラバスを目指して検討をし、一部修正して平成 26 年度より使用する。

オ. 今後も成績評価及び単位認定の規程に則って適切な成績評価・単位認定を行っていく。

#### ②改善すべき事項

ア. 「災害福祉論」は平成 25 年度で 4 年目を迎えたが、教育内容、授業の時期や形態等について検証し、学科独自の実際的演習を取り入れていく等検討していく。

イ. G P A の基準や活用方針等を明確にし、学科として更に効果的な運用を図る必要がある。

ウ. 授業評価の結果を受け、平成 25 年度は授業改善に対する教員個々の具体策を明確にした。授業改善の取り組みを評価し、次年度に向けさらに教育の充実を図っていく。

エ. 授業評価項目の中で、学科全体的に低い傾向にある、「質問したり調べたりした」の項目については、入学後のガイダンスや講義の中で、各教員が学習方法の確認・指導を強化していく。

オ. 実習評価の妥当性について、施設指導者と担当の専任教員が十分協議する等して、検証を行っていく必要がある。

#### 4. 根拠資料

4(3)-1-1 平成 25 年度前期授業評価集計結果表

4(3)-1-2 平成 25 年度後期授業評価集計結果表

4(3)-2 介護福祉学科ガイダンス日程（第 17 期生，第 18 期生）（既出（1-7））

4(3)-3 日本赤十字秋田短期大学学生便覧（平成 25 年度）（既出（1-2））

4(3)-4 「2 年次の過ごし方、目標について」「1 年次の過ごし方、目標について」記入用紙

4(3)-5 介護福祉学科教務委員会議事録（平成 24 年度、平成 25 年度）

4(3)-6-1 学生懇談会実施規程

4(3)-6-2 学生懇談会資料（介護福祉学科） P P 資料

- 4(3)-6-3 学生懇談会アンケート結果（平成 24 年度、平成 25 年度）
- 4(3)-7 単位認定及び成績管理に関する規程（既出（4(2)-3））
- 4(3)-8 介護実習マニュアル（既出（4(2)-4））
- 4(3)-9 日本赤十字秋田短期大学授業要綱（平成 25 年度）（既出（1-16））
- 4(3)-10 災害福祉論演習報告集（平成 23 年度及び平成 24 年度）
- 4(3)-11 「ボランティアの日」について（平成 25 年度資料）（既出（1-11））
- 4(3)-12-1 学校案内パンフレット（平成 25 年版）（既出（1-3））
- 4(3)-12-2 日本赤十字秋田短期大学ホームページ シラバス  
（[http://www.rcakita.ac.jp/?page\\_id=300#syllabus](http://www.rcakita.ac.jp/?page_id=300#syllabus)）
- 4(3)-13 平成 25 年度 講義・演習に関する調査
- 4(3)-14 日本赤十字秋田短期大学学則（既出（1-1））
- 4(3)-15 介護福祉学科教員会議議事録（平成 24 年度、平成 25 年度）（既出（1-19））
- 4(3)-16 平成 25 年度ゼミナールレポート報告集

## (4) 成果

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

学生の学習効果の測定方法は、筆記試験、レポート、口述試験、実技試験等がある。担当教員や授業形態で異なり、授業終了後、或いは不定期に行われる（単位認定及び成績管理に関する規程 資料 4(4)-1）。

介護実習では、実習施設の指導者が介護実習評価表に基づく評価を行い、最終的に実習担当教員が評価を行う（介護実習マニュアル 資料 4(4)-2）。

ゼミナールでは、学生のゼミナール自己評価表を参考に、全教員が共通の評価基準に基づくゼミナール評価表を用いて公正かつ適切に評価を行っている。また、全教員の審査により、最優秀賞、優秀賞、努力賞、プレゼンテーション賞の受賞者が選考され、教務委員会が決定している。平成 25 年度は優秀賞 1 名、努力賞 2 名、プレゼンテーション賞 1 名、最優秀賞の該当者はいなかった（ゼミナールレポート報告集 資料 4(4)-3）。

平成 24 年度は、1 科目で 2 名が単位修得できなかった（資料 4(4)-4）。いずれも出席時間が受験資格に満たなかったものである。この 2 名については、クラスアドバイザーが中心となって科目担当教員と連携しながら平成 25 年度時間割への配慮、出席状況の確認等を行い、平成 25 年度に再履修した結果、2 名とも同科目の単位を修得した。

卒業生の就職率では、平成 25 年度の卒業生 43 名中、40 名（93.0%）が年度内に進路を決定している。39 名が福祉関係施設・事業所に就職し、1 名が一般企業に就職した（資料 4(4)-5）。年度内に進路決定に至らなかった学生については、卒業後も個別面談を実施する等、対応を継続した。

2 年次生は、介護福祉士養成教育目標到達度評価のため、日本介護福祉士養成施設協会が学年末に全国一斉に実施する「卒業時共通試験」を受験している（資料 4(4)-6）。

本学では、学生の修学到達目標を総得点の 6 割とし、達成状況を確認している。平成 25 年度の本学の平均点数は 68.0 点（出題数 120 問を 100 点換算した場合）であった。最高は

85.8点、最低は49.2点であった。

試験科目のうち、無得点科目は「障害の理解」1名であった。平均点が6割以下の学生は5名で、学科長と面談のうえ課題を課している。

「卒業生就職先アンケート調査」（資料4(4)-7）では、「人間の尊厳を守ろうとする倫理観」「人の痛みや苦しみに共感できる感性」「相手を尊重した責任ある行為・行動」等は、就職先で重要視していて、本学卒業生が身につけている項目となっている。

他方、「研究的視点・態度」「リーダーシップ、指導力」「IT知識やスキル」「調査、分析、報告の能力」等は、就職先の重視割合に比べ、卒業生の修得割合が低い。教育目標に掲げる内容が必ずしも社会的要請や時代のニーズに沿った人材を輩出しているとは言えない面もある。

「卒業生アンケート調査」（資料4(4)-8）において本学の卒業生は、在学中に学びを通して、身についたと思うこと（10項目）について、「身についた」と回答した割合が高いのが「人の痛みや苦しみに共感できる感性」（49.3%）であった。また、「まあまあ身についた」も含めると「身についた」は、「人間の尊厳を守ろうとする倫理観」「人の痛みや苦しみに共感できる感性」でも9割を超えた。一方、「問題を抽出し、創造的に解決できる力」については、「身についた」「まあまあ身についた」が61.6%（「身についた」は13.6%）で、ほかの項目と比較すると低い。「赤十字の人道の理念を実践できる力」は69.8%、「協調性、コミュニケーション能力」73.9%）であった。

## （2）教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

本学では、教育成果そのものの検証ではないが、授業評価を前期、後期に実施している。学内における講義・演習等科目の授業評価は、最終講義に担当教員が配布し、学生の代表が回収し、学務課窓口に提出する。実習巡回指導に関する授業評価は担当教員が実習終了までの期間で学生に配布し、学生個々が学務課の回収ボックスに提出する。結果は、領域別、科目別、学年別に集計され、学科の全体的な結果（平成25年度前期（資料4(4)-9）、後期（資料4(4)-10）は教員会議で報告される。教員毎、科目毎の結果は、担当教員に個別に配布される。その結果を受け、個々の教員が授業改善に反映させている。

教育成果そのものを検証する手法としては、卒業直前の卒業時共通試験（資料4(4)-6）や、就職率だけでない卒業生の就職実績と、就職後の、就職先を含めた一般社会の卒業生に対する評価等が挙げられる。現在のところ、評価法も一部分にとどまり、調査等も随時となっているが、上述のように、教育成果からみた教育課程や教育内容・方法の改善の検討を始めたところである。

## （3）学位授与（卒業認定）を適切に行っているか。

本学では、卒業の認定に関する基準を定めており、規程に基づいて教授会で卒業認定を行い、学位授与の手続きを行っている。

学位授与に関して、学則（資料4(4)-11）第37条（学位の授与）において「学長は、本学を卒業した者に短期大学士（介護福祉学）の学位を授与する」こととなっている。授与の手順は、学位規程（資料4(4)-12）第4条（学位の授与）「教授会は、卒業を認定した

ときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。2 学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記を交付するものとする」を受けて行われる。

卒業の認定に関して、学則（資料4(4)-11）第34条（卒業の認定）では、「学生が本学を卒業するためには、本学に2年（再入学又は転入学により入学した場合は別に定める年数）以上在学し、卒業認定に必要な単位を修得しなければならない。2 卒業認定に必要な単位は、80単位以上とする。3 卒業認定は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。」と、その要件を定めてある。

## 2. 点検・評価

教育成果については、卒業直前の卒業時共通試験、就職実績、本学卒業生の就職先や卒業生への調査結果、修学停滞者又は離学者の数等を含めた教育の妥当性を点検・評価している。

本学では、教育目標に沿って教育課程を編成しているが、退学・停学・休学等の離学率の低さ、介護福祉士養成施設協会が実施する「卒業時共通試験」（資料4(4)-6）の結果、就職率の高さ等からわかるように、教育が一定の成果を上げていることが確認できる。今後、教育成果を測定可能な評価方法を検討することが課題である。また、国家試験受験にむけて、国家試験対策を講じていくことが必要となることから情報収集及び具体的方策を検討していく。

### ①効果が上がっている事項

- ア. 卒業時到達目標の一つと言える卒業時共通試験の結果から一定の成果を確認することができる。
- イ. 卒業生、就職先調査結果から、全体的には就職先の人材ニーズには応えていると思われる。特に、「人間の尊厳を守ろうとする倫理観」「人の痛みや苦しみに共感できる感性」「相手を尊重した責任ある行為・行動」等は就職先で重要視しているが、本学卒業生が身につけている割合が高い項目となっており、「人道」という本学の建学の精神の考え方が、本学の2年間の教育課程及び多様な学びを通して、卒業生に浸透したものと評価できる。
- ウ. 学生の就職率の視点から教育成果を見てみると毎年ほぼ100%であり、大きな成果を上げていると考えられる。
- エ. 成績不良者に関しては、クラスアドバイザーや科目担当者が連携し、協同で対応している。また、年2回父母の会が開催されるが、学科の近況を報告するだけでなく、保護者と面談する機会でもあり、相互の連携に努めている。必要に応じてクラスアドバイザーが保護者と連絡を取り、状況報告を行い、結果は離学率の低さに現れている。
- オ. 卒業率、退学者、休学者を5か年で見てみると（資料4(4)-13）、卒業率は92.3%～100%、退学者は1～2名、休学者は0～1名で推移している。退学や休学の理由は、進路変更や体調不良が多い。教員会議における学生の情報共有と相互の連携、保護者との連携、少人数教育、きめ細かい教員の関わり、実習前後の個別指導等の修学支援が一定の効果を上げているものと考えられる。

### ②改善すべき事項

- ア. 評価結果を、授業・教育方法の改善に結びつけるだけでなく、教育効果や成果を測る

ことのできるように、評価方法の工夫、改善が必要と思われる。

- イ. 卒業時共通試験における到達目標を総得点の6割としているが、到達できない学生が数名いる現状から、国家試験の導入も踏まえた対策が課題である。また、全国平均より得点率が低い科目、更に本学学生の結果にばらつきのある科目、試験科目のうち無得点の科目がある等の課題がある。
- ウ. 毎年度卒業時に教育評価を実施しているが、入学時、2年次年度初め、卒業時、それぞれにおいて定期的実施し、評価することが必要である。
- エ. 就職先調査の結果から、「研究的視点・態度」「リーダーシップ、指導力」「IT知識やスキル」「調査、分析、報告の能力」等は、就職先の重視割合に比べ、卒業生の修得割合が低い。教育目標に掲げる内容が必ずしも社会的要請や時代のニーズに沿った人材を輩出しているとは言い切れない面もあり課題である。また、卒業生アンケート調査から、「問題を抽出し、創造的に解決できる力」「協調性、コミュニケーション能力」が、在学中に身についた内容として他の項目と比較して低かった。このことは、経済産業省が提唱する「社会人基礎力」の要素として挙げられている項目であり、本学における教育の今後の課題である。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

- ア. 教育成果を測定可能な方法で評価するための検討をしていく。
- イ. 全体的には就職先の人材ニーズには応えていると思われる。特に建学の精神である「人道」については、授業の充実と「人道」の精神を行動化する機会を多く持つための検討を行っていく。
- ウ. 高い就職率を維持するために、進路支援をさらに充実させるための検討を進める。特に、進路支援に関する学生の満足度も含め、進路ガイダンス後の学生アンケート調査を実施して、在学時のキャリア教育の面からも成果を検証していく必要がある。
- エ. 成績不良者に対しては、クラスアドバイザーや科目担当者の連携した対応、保護者との面談等、今後も継続して対応を行っていく。
- オ. 退学者、休学者については、教員会議における学生の情報共有と相互の連携、保護者との連携、少人数教育、きめ細かい教員の関わり、実習前後の個別指導等を継続して行っていく。

#### ②改善すべき事項

- ア. 授業評価を受けた個々の授業改善策を大学として集約し、FD研修等につなぎ、教員が共有できるようにして個々の教員を触発し改善策を広げていく。また、教育効果を測定する仕組みについて体系的に整理し、検討を進めていく。
- イ. 現在は国家試験が課せられていないが、卒業時共通試験の到達目標である総得点の6割に達することができるよう、指導体制を強化する。そのために、前期で実施している個別面談の情報を教員が共有し、学生個々の課題を明確にする。また、共通試験における本学全体のこれまでの結果を検証し、国家試験対策に結びつけていく。
- ウ. 毎年度卒業時に教育評価を実施しているが、入学時、2年次年度初め、卒業時、それぞれにおいて定期的実施し、評価していく。

エ. 卒業生調査や就職先調査、就職先、卒業生との懇談等を継続的かつ定期的に実施し、  
本学の教育課程や教育内容・方法等について検証し、改善に結びつけていく。

#### 4. 根拠資料

- 4(4)-1 単位認定及び成績管理に関する規程（既出（4(2)-3））
- 4(4)-2 介護実習マニュアル（既出（4(2)-4））
- 4(4)-3 平成 25 年度ゼミナールレポート報告集（既出（4(3)-16））
- 4(4)-4 単位認定資料（平成 24 年度前期及び後期）
- 4(4)-5 介護福祉学科卒業後の進路状況
- 4(4)-6 卒業時共通試験（平成 25 年度問題・正答・試験結果）
- 4(4)-7 本学卒業生の就職先アンケート調査 結果（既出（1-21））
- 4(4)-8 卒業生アンケート調査 結果（既出（1-20））
- 4(4)-9 平成 25 年度前期授業評価集計結果表（既出（4(3)-1-1））
- 4(4)-10 平成 25 年度後期授業評価集計結果表（既出（4(3)-1-2））
- 4(4)-11 日本赤十字秋田短期大学学則（既出（1-1））
- 4(4)-12 日本赤十字秋田短期大学学位規程
- 4(4)-13 学生の在籍状況

### 【基準 5】 学生の受け入れ

#### 1. 現状の説明

##### (1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

本学では、建学の精神である「人道：Humanity」の理念を踏まえ、地域社会と連携を図り、主体的な学習態度のもとで豊かな人間性を養い、問題解決能力を身につけた人材を養成することを教育方針に掲げている。建学の精神、教育方針に基づいて、教育目的、教育目標を定めるとともに、「求める学生像」を示し、入学者受け入れの方針（A P）を明示している。

本学の求める学生像は、以下の通りである。

- ・「赤十字」の理念と活動に関心のある人
- ・専門性を追求する「基礎学力」を有する人
- ・知識と技術を修得できるよう、常に「自己研鑽」ができる人
- ・他者の痛み、気持ちに「共感」できる人
- ・他者と交流でき「協調」できる人

本学の求める学生像は、学校案内（資料 5-1）、募集要項（資料 5-2）、ホームページ（資料 5-3）で公表し、周知に努めている。また、受験及び修学上特別な配慮が必要となる障害のある入学志願者に関しては、出願に先立ち、本学の学務課の入試・学生係において事前相談を行う機会を設けている。

##### (2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行って

るか。

学生募集として、大学案内、学生募集要項、ホームページ、各種メディアを利用した広報活動に加え、秋田県内高等学校の進路指導担当者を対象とした大学・入試説明会の開催（資料 5-4）、各大学等が集まり受験生の相談に応じる進路説明会（資料 5-5）への参加、年 2 回のオープンキャンパスの開催（資料 5-6）、高校からの学内見学の受け入れ及び教員による高校訪問活動（資料 5-7）を行っている。

平成 25 年度は高等学校で開催された進路説明会へは、24 回参加した。秋田県内を含む東北 6 県のホテルや会館等で開催された進路説明会には、73 回参加した。高校からの学内見学は 13 校を受け入れた。教員による高校訪問活動は 8 月に行い、秋田県内の 55 校を 9 名の学科教員で訪問した。

入学試験に関しては、指定校推薦入学試験(35 名)、公募制推薦入学試験(10 名)、社会人・学士等入学試験(若干名)、一般入学試験(大学センター試験利用入学試験を含む)(5 名)、自己推薦入学試験Ⅰ・自己推薦入学試験Ⅱ(若干名)を実施している。

指定校推薦入学試験は面接を行い、公募制推薦入学試験、社会人・学士等入学試験は小論文と面接を行う。一般入学試験は、国語(近代以降の文章)、外国語(英語)と面接、一般入学試験(大学入試センター試験利用)は、国語(近代以降の文章)、外国語(英語〔リスニングを含む])と面接、自己推薦入学試験は小論文と面接を行う(資料 5-8)。

また、本学科では平成 22 年度より、県が離職者向けに実施している介護福祉士養成科の公共職業訓練生を受け入れており、訓練生志望者は自己推薦入学試験Ⅱを受験する。

これらは、いずれも競争選抜入試となっており、本学が主体性をもって行っている。

本学では、入試関連業務の遂行のために、教授会の下に入学者選抜委員会を設置している(資料 5-9)。

月 1 回程度、定期的で開催される入学者選抜委員会では、学生募集要項、入学者の選抜方法、入学者選抜試験の実施、合否判定の基準、その他、入試業務の管理等入学者選抜に関する事項を審議している。

入学試験の実施に関しては、学長の下に、入学者選抜委員が中心となり入試実施本部体制を敷き、教職員の協同のもと、円滑に実施している。

入学試験の実施にあたっては公正さを期すために、試験問題の作成について漏洩がないよう、機密性の確保に努めると同時に、受験生を特定できないよう、受付から入学試験の実施、教授会での合否判定、合格発表までの全過程において、一貫して受験番号で対応している。

合格者数等の入試に関する情報は、大学案内(資料 5-1)、ホームページ(資料 5-8)等において、内外に公表している。

### **(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。**

平成 25 年度の学生在学者は、下記の通りであり、収容定員に基づき適正に管理されている。1 学年入学定員は 50 名で、定員に対する受け入れ上限人数は 110%以内としている。平成 25 年度は、入学生 51 名であり適正である。

	在籍数	対収容定員比
1 学年	5 1 名	1. 02
2 学年	4 4 名	0. 88
合 計	9 5 名	0. 95

先述の、県実施の離職者向けの公共職業訓練生は、収容定員の中で受け入れており、在籍数には、この人数も含まれている。

#### (4) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集と入学者選抜を公正かつ適切に実施しているかについて、定期的に検証を行っているか。

入学者選抜方法の適切性については、全学の入学者選抜委員会を月 1 回程度開催しており、入学試験の計画、実施等に関して検証をしている（資料 5-10）。

教授会では入学試験結果が報告され、試験区分毎の合否判定を行っている（資料 5-11）。また、学生募集や入学者選抜に問題がないか検討している。学外においては、日本赤十字学園における理事会に報告している。

しかし、入試の試験区分が学生受け入れ方針（AP）に適ったものになっているかについては、実施直後の委員会、学科会議等では議題になるが、検証の方法も含めた定期的な検証は行っていない。

## 2. 点検・評価

### ①効果が上がっている事項

ア. 過去 5 年間の入学者数及び充足率は、平成 21 年度 55 名（110%）、平成 22 年度 52 名（104%）、平成 23 年度 50 名（100%）、平成 24 年度 48 名（96%）、平成 25 年度 51 名（102%）で、平均 102. 4%の充足率である。以上のように、平成 24 年度を除き定員は確保できており、介護福祉系学科への社会一般の評価が厳しい中、かろうじて定員を確保できていることは、多様な入学試験の結果、学生募集の結果であり、一定の成果が得られている。

イ. 高大連携授業では、本学の認知度を高めることや、介護福祉に関する啓蒙と興味喚起の機会となっている。平成 25 年度の高大連携授業では、受講者 13 名中 3 年次生が 12 名であった。12 名中 11 名（91. 6%）が本学に入学した。高大連携授業は、本学入学の動機づけとなっており成果をあげている。

### ②改善すべき事項

ア. 入学定員はかろうじて維持できているが、入学後の休学、退学や留年等により、2 年次生も含めた在籍率は 100%を割っており課題となっている。

イ. 公募制推薦入試、指定校推薦入試を合わせた募集人数は 45 名であるが、入学者は 31 名であった。自己推薦入学は、募集人数若干名に対し入学者は 8 名であった。平成 24 年度、平成 25 年度も同じ傾向であった。このことから、入学者選抜区分の妥当性の検証が課題である。

ウ. 求める学生像に照らして妥当な入学生が確保されているかどうか、入試選抜試験（試験等の内容と選抜区分）について定期的な検証を行う仕組みを検討する必要がある。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

ア. 今後も定員確保のための多様な入学試験や学生募集について検討を重ね、積極的な取り組みを継続していく。

イ. 高大連携授業は、志望校決定の参考にもなっていることがうかがわれ、今後も継続して高校生が興味・関心を持てるよう、内容の充実を図る。また、中・高等学校への講義等を積極的に実施し、入学生確保につなげていく。

平成 25 年度に在學生に実施したアンケートによれば、7 割以上の學生が「高大連携事業に参加したことがない」と答えていた。高大連携授業の参加者の入学率が高いことから、高大連携授業に参加する生徒の獲得に向けた広報活動を強化する(資料 5-12)。合わせて、高大連携授業の参加者が県中央地区に集中する傾向にあることから、県北、県南地区への広報を強化する。また、高校の行事等の情報収集を細かに行き、開講時期を検討する。

#### ②改善すべき事項

ア. 2 年次生も含めた在籍率が 100%を割っているという課題から、入学後の休学、退学や留年等の離學者の削減策を、教務委員会及び學生委員会との連携で講じ、収容定員の確保に努めていく。

イ. 求める入學者像に対して入學者選抜方法が適当かどうか、定期的な検証を行う仕組みを検討する。

ウ. 定員に対する受け入れ人数が 110%を超えることはないが、定員を割り込む年度もあることから、安定的な入學生確保に向けて、高等学校や中学校への出前授業、學生募集活動の強化、広報活動の強化等図っていく。

本學は赤十字学園において、唯一、介護福祉士養成課程を設置している短期大學である。日本赤十字社関連の特別養護老人ホームや介護老人保健施設は全国 15 カ所に設置されているが、連携や情報交換を図ることで、入學生の安定確保につながるのかどうか、検討していきたい。

### 4. 根拠資料

5-1 学校案内パンフレット(平成 25 年度)(既出(1-3))

5-2 平成 25 年度介護福祉学科學生募集要項

5-3 日本赤十字秋田短期大學ホームページ 介護福祉学科アドミッションポリシー  
([http://www.rcakita.ac.jp/?page\\_id=391](http://www.rcakita.ac.jp/?page_id=391))

5-4 平成 26 年度學生募集説明會資料

5-5 日本赤十字秋田短期大學ホームページ 進学相談會  
([http://www.rcakita.ac.jp/?page\\_id=704](http://www.rcakita.ac.jp/?page_id=704))

5-6 平成 25 年度オープンキャンパス(ポスター)(第 1 回、第 2 回)(既出 資料 1-5)

5-7 平成 24 年度 会場ガイダンス 進学相談會 企画・広報係イベントスケジュール

5-8 日本赤十字秋田短期大學ホームページ 介護福祉学科 過年度入試情報  
([http://www.rcakita.ac.jp/?page\\_id=697#results](http://www.rcakita.ac.jp/?page_id=697#results))

- 5-9 日本赤十字秋田短期大学入学者選抜委員会規程
- 5-10 平成 25 年度入学者選抜委員会議事録
- 5-11 平成 25 年度臨時教授会議事録
- 5-12 入学にかかるアンケート結果について

## 【基準 6】 学生支援

### 1. 現状の説明

#### (1) 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

学生支援に関する方針は以下の通りである。学生委員会は、年度毎に具体的な活動計画を策定し、教員会議の承認を得て学生支援にあたっている。学生委員会は併設する日本赤十字秋田看護大学と合同で運営されている。

毎月一回定例会議（原則第 2 火曜日）を開催し、短期大学・大学合同で学生支援についての協議を行い、連携して取り組んでいるが、進路支援については学部・学科それぞれにおける進路の特徴を踏まえた支援が必要であることから、介護福祉学科学生への進路支援は学生委員会所属の学科教員が担っている。

「日本赤十字秋田短期大学学生委員会規程」（資料 6-1 第 1 条）において、学生委員会設置の目的を「本学学生の学生生活向上のために、学生生活全般に関する事項を協議（審議）し、決定事項の実施を管理運営すること」と明示している。

また、同規程第 4 条において、学生行事に関する事項、学生の健康管理に関する事項、学生の就職及び進学に関する事項、課外活動（学生自治会、カリヨン祭及びクラブ活動等）に関する事項、学生相談（学生支援アドバイザー制度及びカウンセラー制度等）に関する事項、学生の福利厚生に関する事項、その他学生生活に関する事項を審議することが、学生委員会の業務として明文化されている。なお、学生の健康管理に関しては「日本赤十字秋田短期大学健康管理規程」（資料 6-2）を定めており、その充実を図ることを目指している。

#### (2) 学生への修学支援を適切に行っているか。

本学では、学生の修学状況を把握するため、毎月一回開催する教員会議において「学生に関する情報交換」の場を設けている。欠席・遅刻が目立つ学生、受講態度や成績において指導が必要な学生、学内での技術演習や介護実習場面で課題がある学生、修学上の悩みを抱えて相談に訪れた学生状況等について情報交換を行い、修学上の躓きが見受けられる学生の情報を早期に把握し、学科内で共有できる仕組みを整えている。教員会議には学務課教務係職員も 1 名参加し、非常勤講師の担当授業における欠席状況や成績不振学生の状況についても伝達されている。また、保健室利用が目立つ学生については、保健室担当職員から学生委員会の教員やクラスアドバイザー（各学年に教員 2 名配置）に伝達され、教員間で共有し、学生に関する情報を多方面から把握できる仕組みを整えている。

課題が生じた学生の対応について検討が必要な場合は、教員会議の場で協議した上で、個別対応に結びつけている。学生への個別対応（必要に応じて家族とも面談）は主にクラ

スアドバイザーが担うが、状況によっては授業担当教員や介護実習の担当教員、教務委員会、学生委員会とも連携して対応している。また、必要に応じて家族と面談することもある。休・退学の意思がある学生についてはクラスアドバイザーのほか、学科長との面談も行っており、経過は毎月の教員会議で報告されている。収容学生数が100名、教員数も10名と小規模であり、教員間の連携による臨機応変の対応が可能となっている。

平成25年度の退学者は1年次生2名で退学理由は「進路変更」であった。いずれの学生にもクラスアドバイザーが継続的に個別面談を実施している。休学者は1・2年次生ともいなかった。

経済面では、各種奨学金の利用の促しおよび納付金の納付猶予の制度を設け、修学意欲を持ちながら経済的理由により修学が困難な学生の修学を支援している。

本学の学生が利用することのできる奨学金は、日本学生支援機構の奨学金2種類、民間の奨学金2種類（秋田県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金、社団法人生命保険協会介護福祉士養成奨学金）、本学同窓会の奨学金1種類、日本赤十字学園の奨学金1種類（資料6-4）である。

奨学金に関する情報は、学生便覧（資料6-5 pp.27-29）、大学案内パンフレット（資料6-6 p.35）、ホームページ（資料6-7）へ掲載するほか、奨学金に関する掲示板の設置、年度初めの説明会の開催等によって学生に周知し、利用を促している。また、奨学金の出願・受給に関する相談窓口は学務課学生係（学生担当）であることを学生便覧（資料6-5 p.27）に掲載し、学生に周知している。平成25年度は、2学年合わせて申請のあった26名全員が各種奨学金をうけている（資料6-8）。

また、本学では学則（資料6-9 第41条第2項、第42条第2項）において特別な事由があると認められた学生は学生納付金の分納又は延納を願い出ることができることと定めている。平成25年度には学生納付金の納付猶予を申請した学生が1名おり、納付猶予が認められ、年度内に納付を完了した。

本学では、「入学試験成績及び学業成績の優秀な者の授業料を免除することにより、学生の勉学を奨励するとともに学習意欲の高揚を図り、質の高い学生を確保すること」を目的として、特待生制度が設けられており、特待生制度規程は、学生便覧（資料6-5 pp.98-99）に掲載され、学生に周知されている。平成25年度は、1年次の成績により選考された2年次生1名が特待生Bの対象となり、年間の授業料の半額が免除となった。

学生は、学生の保護者によって構成される「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学父母の会」から、学生生活や修学に係る様々な財政支援を受けている。具体的には、学生自治会である学友会が主催する学園祭・クリスマス会等の経費及びサークル活動費への助成、介護福祉士資格取得に係る経費（登録申請費用）への一部助成、卒業謝恩会への助成、学生用教育教材（PC、コピー機）の寄贈等を受け、学習環境の整備や課外活動の充実、進路支援等を含む学生支援に活用している（資料6-10）。

本学では、障害のある学生への対応として、エレベーターの設置、車椅子対応トイレの設置（1号館1階正面玄関脇、2号館各階）、車椅子利用者用駐車スペース（1号館正面玄関前1台分）を整備している。開学以来、障害のある学生は入学していない。

### （3）学生の生活支援を適切に行っているか。

学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮として、健康管理、保健室、感染予防等に関して規程を設け学生の生活支援を行っている。

健康管理に関しては、学校保健法に基づき、学生の健康の保持増進を図ることを目的として「健康管理規程」を設けている（資料 6-2）。学生の健康管理に関する業務は学務部長が担当し、教職員、校医、看護職者及びカウンセラーが実施することとしている。併設する日本赤十字秋田看護大学と合同の施設設備・組織により、学生の心身の健康保持・増進への支援を行っている。

定期健康診断は、毎年4月に全学生を対象として実施している。実施後、結果表・問診票を基に健康上問題のある学生には学校医と保健室配属の看護職者がアドバイスするが、必要があれば学校医の紹介状を持参して医療機関で精密検査することを勧めている。また、定期健康診断時に感染症抗体価検査（ムンプス、麻疹、風疹、水痘）を実施しており、抗体のない学生には予防接種の勧奨に努めている。

健康管理カードは個々の学生から提出された後、保健室にファイル化して保管している。カードには既往歴や治療中の疾患、アレルギーの有無、感染症履歴のほか、緊急連絡先の記載欄も設けており、個々の学生に適した健康指導の実施、体調不良者への迅速な対応につながる仕組みを整えている。なお、AED（自動体外式除細動器）は1号館1階事務室前の開放的な場所に設置し、緊急時に備えている。

保健室は1階の事務室に隣接して2室設けている。保健室対応は保健室所属の看護職者が行うため、学生の体調不良や負傷、日常の健康相談等に専門的に対応できる環境にある。平成24年度までは保健室所属の看護職者は1名（保健室への滞在は週4日）であり、看護職者が不在となる時間帯は学務課が窓口となり、学校医、学生委員会担当教員、学務課職員が対応していたが、平成25年度からは看護職者を1名増員して2名体制とした。現在は月曜日から金曜日までの平日5日間（9:00～16:00）、保健室での専門的な対応が可能な体制を整えている。（資料 6-11）

感染症予防対策としては、前述の感染症抗体価検査の実施、抗体のない学生への予防接種勧奨のほか、高齢者介護施設等での実習に対応するため、4月のガイダンスにおいてB型肝炎ワクチン接種の勧奨を行っている。また、インフルエンザ予防対策として冬期前（9月～）にインフルエンザワクチン予防接種を勧奨している。

更に、感染症予防等、健康管理に関する注意喚起を効果的に行えるよう『保健室からのお知らせ』を掲示する掲示板を設け、インフルエンザや感染性胃腸炎等の予防対策を掲示しているほか、学内への出入り口、食堂、トイレ等に速乾性手指消毒薬を設置し、感染の予防に努めている。

学生が安心して学生生活を送れるようにするための備えとして、本学では学生教育研究災害傷害保険（学研災）と学生教育研究賠償責任保険（学研賠）に全学生が加入することとしている。保険の内容については学生便覧（資料 6-5 pp.26-27）に詳細を掲載して学生に周知している。学研賠については介護実習中の事故等による損害賠償保障を含むものであるため、介護実習マニュアルにも掲載し、介護実習の受け入れ施設・事業所側にも周知を図っている。なお、平成25年度は学研災、学研賠ともに保険申請者はおらず、保険適用件数は0件であった。

地震等の災害時の対応については、「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大

学危機管理組織体制に関する規程」(資料 6-12)を設け、危機管理基本マニュアル(資料 6-13)を整備して教職員に配布しているほか、学生に対しては学生便覧(資料 6-5 pp. 39-40)に「災害時の心得」の項を設け、災害時の対応方法を明示している。また、緊急時の避難経路図を学内の要所に表示し、避難場所への誘導がスムーズに行われるよう配慮しているほか、年一回、秋田南消防署の協力を得て、全学的に防災避難訓練を実施している。

学生生活を送る上での悩み等に対して、クラスアドバイザーや学生委員会の教員、スクールカウンセラーが相談に応じる体制があることを、学生便覧への掲載やガイダンスでの説明を通して学生に周知している。相談に係る個人の秘密は厳守すること、手続き上の疑問については学務課が対応することについても学生便覧(資料 6-5 p. 24)に明記している。なお、各教員のオフィスアワーについては一覧表を掲示しているほか、4月のガイダンスにおいて全学生に一覧表を配布して周知している。

学生生活における様々な心理的支援のニーズに関しては、週に一度、保健室の1室を利用してスクールカウンセラー(病院の臨床心理士1名)がカウンセリングを実施している。カウンセラーは学生の了解の下に学科教員等と連携している。

4月のガイダンスでは当該年度のカウンセリング実施日を案内している。平成25年度は毎週火曜日(15:30~17:30)に実施している。

また、新入生対象の4月のガイダンスでは『こころの健康を保つコツ』についてスクールカウンセラーが講演する場を設けている。悩みを抱えたときのセルフケアやストレスへの対処方法等の指導がなされるほか、カウンセリングへの案内もされており、学生がカウンセリングを身近な相談の場と捉えて相談に行きやすくなるよう配慮している。なお、毎月の相談日の具体的な日時については毎月掲示板で知らせている。

ハラスメント防止規程は、日本赤十字学園で平成11年度に策定され、規程に基づいて相談員を置いている。学生便覧(資料 6-5 pp. 118-121)に「学校法人日本赤十字学園ハラスメント防止規程」(資料 6-14)を掲載し、相談員名(学生担当)を掲示して周知を図っている。事案発生の場合は、①相談を受けた相談員は苦情又は相談の申し出について事実関係を確認するとともに当該申し出者に対し必要な助言等を行い、その内容を学長等に報告する。②学長等は当該事案の適切な対処を期すために必要があると認めるときは、ハラスメント調査委員会を設置し、③ハラスメント調査委員会は必要に応じ、当該事案に係る当事者及び関係者からの事情聴取等によりハラスメントの有無について調査し、④結果を理事長又は学長等に文書で報告する、という手順で対応する体制をとっている。

現在のところハラスメント防止規程を適用する事案は生じていない。

学生自治組織として、本学及び看護大学の全学生をもって構成されている「学友会」があり、「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学学友会規約」を学生便覧(資料 6-5 pp. 106-111)に掲載している。

学友会は学生自治に関する活動、課外活動団体(サークル)の統括のほか、学園祭、スポーツフェスティバル、クリスマス会等の全学的学生行事に関わる事業を行っている。

学友会活動は、学生が選出した役員中心に運営され、必要に応じて学生委員会が指導・助言等を行っている。学生委員会には、学友会・サークル活動担当を置いて、学務課学生係の相談窓口、実務面でのサポートと合わせて、サポート体制を整えている。

学友会の経済的基盤は会員が納付する会費であるが、大学からの補助金のほか、父母の会からも資金面でのサポート（サークル活動への助成：年間100万円、学園際・クリスマス会への助成：年間40万円）があり、活発な活動展開につながっている。

課外活動団体（サークル）としては、学友会の下に、スポーツ系、文化系、ボランティア活動系等22の活動団体が所属している。それぞれに教職員が顧問として就き、活動状況の見守りや、必要に応じて助言を行っている。

本学では、学生生活の実態を把握し、学生支援のあり方について検討していくことを目的として、平成24年7月に、本学の学生を対象とした『学生生活に関する実態調査』を行った（資料6-15）。調査内容は、居住形態、通学方法、アルバイト等の日常生活状況、授業外での学習時間や授業への出席状況、課外活動等の学生生活、学生生活の快適性等に関するものである。回答率は96%であった。

日常生活に関してみると、自宅からの通学生は、1年次生約6割、2年次生約7割であった。アルバイトをしている学生は、それぞれ約3割、6割で、アルバイト目的は、「生活費の補充」の割合が、両学年とも最も高かった。アルバイトに費やす時間は、週12時間以上が、1年次生で約1割、2年次生では約4割であった。

学修状況をみると、授業出席率が「100%～80%」の学生は1・2年次生ともに約8割であった。授業外での学習時間は1年次生では「1～2時間」が約4割と最も高く、2年次生では「30分未満」が約5割と最も高かった。

学生生活の快適性では、『この大学は居心地がよいか』との設問に対し、居心地が「大変良い」又は「良い」と回答した学生が1年次生で約7割、2年次生で約8割であった。また、『あなたの大学を誇りに思っているか』との設問に対し、「大変誇りに思っている」又は「誇りに思っている」と回答した学生が1年次生約9割、2年次生約8割であった。

なお、調査結果は学生委員会で集計し、教授会、教員会議にて報告を行った。

本学では、ランチョンミーティングという名称で、月1回、学生委員会の教職員と学友会役員の学生とで昼食時間に懇談し、学生の意見とニーズを把握するようにしている。

また、本学では学外者（卒業生）の意見を学生支援体制の改善につなげる取り組みとして、平成25年8月に評価センターが『卒業生アンケート調査』（対象：過去5年間の卒業生）（資料6-16）を実施した。在学中の学生生活に関する総合的満足度については、「満足している」の回答率が80%（内訳：「満足している」43%、「やや満足している」48%）を超え、施設・設備に関する総合的満足度についても、同様に80%（内訳：「満足している」47%、「やや満足している」44%）を超えていることがわかった。しかしながら、これらの中身を具体的に聞いた小項目別の満足度については、以下のようなばらつきが見られた。

学生生活に関しては、クラスメイトとの交流や進路（就職・進学）に関する支援については「満足している」との回答が80%を越えていた一方で、介護福祉学科先輩・後輩との交流や、併設看護大学看護学部（看護学科）の学生との交流、サークル活動、ボランティア活動についての満足度が比較的低かった。充実した学生生活に向けての支援のあり方を検討すべく、今後更に在学生からも意見を聴取していく必要性が示唆された。

施設・設備に関しては、講義室や実習室や図書館の設備・環境等の教育設備・環境については「満足している」との回答が80%を越えていた一方で、保健室や更衣室の環境、学食や売店の環境、品揃えについての満足度は比較的低かった。特に更衣室については満足

していないとの回答が3割弱（内訳：「満足していない」5%、「あまり満足していない」23%）に上っていた。

#### （4）学生の進路支援を適切に行っているか。

学生への進路支援は主に学生委員会、事務部学務課の学生係、キャリアアドバイザーが連携・協力して実施している。学生委員会は企画・運営を行い、進路ガイダンスを実施しているが、進路相談を希望する学生に対しては、学生委員会が中心となり、年間を通じて随時個別に対応しているほか、キャリアアドバイザー（水曜日以外の平日に進路相談室に在室）も同様に進路相談に応じること、学生委員会以外の教員への相談も可能であることを学生に周知している。

学務課学生係は進路支援に係る業務として、就職・進学に関する事務手続きの窓口対応、福祉施設・事業所等への求人票送付依頼、福祉施設・事業所等からの求人依頼等への対応（人事担当者への対応）、求人票の管理と学生・学科教員への情報提供、学生からの「就職・進学登録カード」「就職・進学試験報告書」の管理、月1回のレポートを介してのハローワークとの連携に関する業務等を行っている。

学生の就職活動等の状況については学生委員会が中心となって随時情報把握を行っている。毎月の教員会議で学生委員会が学生の就職活動状況を報告しており、個々の学生の進路希望や就職活動状況を学科全体で共有できる仕組みを整えている。

また、本学が学生及び卒業生に対して職業紹介業務を行うにあたり、職業安定法第33条2項に基づき「就職に関する業務運営規程」を定めており、学生便覧（資料6-5）pp.94-95に掲載して周知を図っている。

進路支援は卒業年次の2年次生を中心とした取り組みとなっているが、年間計画に沿って、学年毎の各種ガイダンスを実施している。平成25年度は、2年次生は3回、1年次生は2回実施した（資料6-17）。

毎年の就職率はほぼ100%であり、ほぼ全員が福祉関係施設・事業所に就職している。

就職・進学に関する情報は、当該年度と過年度の求人票（ファイル形式）、求人施設・事業所等のパンフレット、就職・進学試験報告書（資料6-18）、就職試験対策の参考資料等各種の資料を進路資料室に置き、学生が自由に閲覧できるように常時開放している。

また、当該年度の求人票の情報提供にあたっては、進路資料室脇に掲示ボードを設けて対応している。求人が寄せられ次第掲示し、求人情報をタイムリーに提供できるよう配慮している。例年、県内・県外から年間300件以上の求人が寄せられるが、求人票を単票で地域別に掲示するほか、求人票に通し番号を付けて情報を一覧表にリスト化して提供することで、学生が希望の求人情報にアクセスしやすくなるよう配慮している。

平成25年8月に評価センターが実施した『本学卒業生の就業先アンケート調査』（対象：過去3年間に卒業生が就職した施設・事業所等）では、本学卒業生を採用した理由等のほか、本学卒業生が身につけている能力等について、施設・事業所側からの評価を聞いた（資料6-19）。その結果、本学卒業生が身につけている能力として評価が高かった項目は、「協調性、コミュニケーション能力」「人間の尊厳を守ろうとする倫理観」「相手を尊重した責任のある行為・行動」等であった。一方、「身につけていると思わない」という回答が比較的高かった項目としては、「協調性、コミュニケーション能力」「チームワークや健全な人

間関係を築く」「仕事上の課題等に積極的に取り組む姿勢」「自己研鑽を重ねていく姿勢」「リーダーシップを発揮、指導力」等が挙げられた。これらの能力は、職業に携わる社会人に求められる基礎的な能力でもあり、就業能力における課題が示唆されていると言える。今後、在学生のキャリア支援の一環としても、能力向上に向けた対策を講じていく必要がある。

## 2. 点検・評価

修学支援では経済的支援の制度や修学上の課題を持つ学生への支援、生活支援では学生の心身の健康保持や快適で安全な学生生活を送るための支援、進路支援では就職や進学に関するガイダンス、相談・指導体制や学生への情報提供等が整備されており、学生が学習に専念しよりよい学生生活を送ることができるよう支援が行われていることから、学生支援に関する基準は概ね充足されている。

### ①効果が上がっている事項

#### ア. 修学支援体制

学生に関する情報を定期的に共有し合う場を設けていることにより、日常的にも教員同士や学務課との円滑な情報交換、連携が可能となっている。また、学科教員全員が個々の学生の状況を把握し、学生に対する組織的な支援体制が整っている。

経済的支援では、奨学金制度の利用や学納金納付猶予についての措置を講じて対応しており、奨学金を利用している学生は全体の約3割で、各種奨学金の申請者全員が貸与又は給付を受けていることから、支援を希望している学生に対しては十分に対応できている。

#### イ. 生活支援

健康管理や感染予防対策、保健室の対応、学生の相談体制の整備等で、学生の心身の健康維持・増進及び安全・衛生への配慮がなされている。また、災害傷害保険や賠償責任保険への加入、災害時の対応方法等、実習も含めて学生が安心して学生生活を送るための備えを行っている。学生の自治組織については、相談窓口や実務面でのサポート体制が整備されている。

#### ウ. 進路支援

学生委員会を中心として進路ガイダンスや履歴書添削等の個別指導を行っているほか、学科全体で学生の進路希望や就職活動状況について情報を共有しながら支援を行っている。毎年、卒業時の就職率はほぼ100%となっており、進路支援としては一定の成果を上げているといえる。

### ②改善すべき事項

#### ア. 修学支援

開学以来、障害のある学生は入学していないため現在のところは、学習環境の整備に関する問題は生じていないが、身体障害のみならず、発達障害、精神障害等を抱える学生への修学支援の体制づくりが課題である。

また、平成24年度の「学生生活に関する実態調査」の結果から、経済的な苦しさを抱えている学生が多いことがわかる。しかし、奨学金利用者状況を見ると、生命保険協会や同窓会の奨学金については利用者が極少数であり、経済的支援を受けていない学生のニーズの把握が十分でない。

## イ．生活支援

教員、スクールカウンセラー、キャリアアドバイザーによる相談体制、保健室の対応体制が学生のニーズに即しているか検証を行うことが課題である。

ハラスメントに関する相談の仕組みや相談員名が学生に十分周知されているかどうか、相談しやすい仕組みとなっているかの検証も含めて、今後の対応体制を検討していくことが課題である。

## 3．将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

#### ア．修学支援体制

修学上の躓きやメンタル面での課題を抱える学生に対しては、早期に教員の目が届く環境にあることから、学生への個別対応が可能となっている。今後も課題を持つ学生個々の情報を学科内で早期に共有し、実習施設との連携も強化しながら、きめ細かな対応を継続していく。

また、経済的支援では、学納金納付猶予についての措置の継続、各種奨学金の貸与・給付の促進に向けてさらにガイダンスを強化していく。

## イ．生活支援

健康管理や感染予防対策、相談体制等について、学生委員会や保健室、学務課、学科の連携をさらに密にし、学生の心身の健康保持や快適で安全な学生生活を送るための支援の充実を図る。

## ウ．進路支援

進路支援については成果を上げているが、今後は進路ガイダンス後の学生アンケートの実施等、学生の満足度も含め学生からのフィードバックを得る取り組みについて検討し、さらに充実させていく。

### ②改善すべき事項

#### ア．修学支援

障害のある学生への、本学及び看護大学の全学的な修学支援のあり方について検討を行っていく。また、他大学の取り組みについての情報収集、障害のある学生への修学支援に関する外部研修への参加、教員間での研修会の開催等を検討する。

経済的支援では、「学生生活に関する実態調査」の結果や奨学金利用者状況から、各種奨学金に関する学生への周知状況の把握を行うとともに、新年度のガイダンス時に学務課から説明を組み入れていく等、奨学金についての情報提供の強化に向け一層の改善を図る。

## イ．生活支援

学生生活に関する実態調査結果と、『卒業生アンケート調査』から得られた課題を分析・検討し、学生支援体制の改善に反映させる。また、調査項目の見直しを行い今後も調査を継続していく。

学生生活上の相談体制や保健室の対応体制については、学生のニーズに即しているかについて検証を行うため、学生へのアンケートの実施を計画する。

スクールカウンセラーによる心理相談については、定時・期の開室時間だけでなく、不定時・期の相談体制についても検討していく。

ハラスメント防止に関する対応体制の充実に向けて、防止体制や相談員名の周知徹底を図るとともに、教職員も含めた全学的な啓発活動を行う。

アンケート調査等の結果を踏まえ、社会人、職業人として求められる能力を学生が在学中に身につけることができるよう、社会人基礎力の育成等も含めたキャリア支援のあり方について検討していく。

#### 4. 根拠資料

- 6-1 日本赤十字秋田短期大学学生委員会規程
- 6-2 日本赤十字秋田短期大学健康管理規程
- 6-3 学生の在籍状況（既出（4(4)-14）
- 6-4 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学「学校法人日本赤十字学園 大規模災害被災学生奨学金」給付に関する規程
- 6-5 日本赤十字秋田短期大学学生便覧（平成 25 年度）（既出（1-2））
- 6-6 学校案内パンフレット（平成 25 年度版）（既出（1-3））
- 6-7 日本赤十字秋田短期大学ホームページ 学納金・奨学金・特待生  
[http://www.rcakita.ac.jp/?page\\_id=322](http://www.rcakita.ac.jp/?page_id=322)
- 6-8 平成 25 年度奨学金給付・貸与状況
- 6-9 日本赤十字秋田短期大学学則（既出（1-1））
- 6-10 平成 25 年度父母の会総会資料（事業計画、予算）
- 6-11 平成 25 年度保健室利用状況
- 6-12 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学危機管理組織体制に関する規程
- 6-13 危機管理基本マニュアル
- 6-14 学校法人日本赤十字学園ハラスメント防止規程
- 6-15 学生生活実態調査結果（平成 24 年度）
- 6-16 卒業生アンケート調査 結果（既出（1-20））
- 6-17 平成 25 年度介護福祉学科学生委員会年間計画
- 6-18 平成 25 年度就職・進学試験報告書
- 6-19 本学卒業生の就業先アンケート調査 結果（既出（1-21））

### 【基準 7】 教育研究等環境

#### 1. 現状の説明

##### （1）教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

図書館を除く、教育研究環境のうち個人研究費については経営会議が、教育研究設備に関しては、各委員会からの予算要望により検討し、学長及び経営会議等の責任で予算化し、執行している。全体的な教育研究環境の整備や管理に関する規程を整備している。

##### （2）十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。

本学の校舎は秋田市郊外の田園地帯に立地しており、緑も豊富で教育環境には恵まれている。また、校舎は耐震構造となっており、震度 7 まで耐えられるように造られている。

校舎の設備については、学生のくつろぎの場所として、1階には玄関を入ってすぐ3階まで吹き抜けの広い学生ロビーを配置して開放感を与え、ミーティングテーブルと椅子を置いて学習等ができるようにしている。2階及び3階にも休憩コーナーを設けている。

学生食堂は、一度に200人が入れる座席数を備えている。半円形のガラス張りで、グラウンドの芝の緑、その奥に広がる田園の風景は癒しの風景と言える。学生には300円の定食のほか150円の一品料理等安価で提供している。

体育館では、バスケットボール1面、バレーボール及びバドミントンは2面同時に使用が可能となっている。授業のほかサークル活動等でも使用されている。

グラウンドは1周200mのトラックを設けており、授業のほか、野球、サッカー等のサークル活動や学友会のスポーツフェスティバルにも使用されている。

車両通勤は登録制で、使用を許可された学生の150台分が収容できる駐車場を備えている(資料7-1)。学生駐輪場は200台を提供している。

バリアフリーの整備に関しては、1号館1階体育館付近及び2号館1階、2、3階の計箇所障害者用トイレを設置しているほか、玄関前に障害者用駐車場を設置している。

また、図書館には車いす対応の閲覧机1台を備えている。

学生の学修施設として、図書館のほか講義室12室、演習室20室、実習室3室、情報処理学習室(OA教室)1室、語学学習施設(LL教室)1室を整備している。

教育・研究に必要な室としては、専任教員研究室8室を整備している。研究室は、1室21㎡の個人研究室6室がありこれには教授、准教授が1人、講師が2人と定め入室することとなっている。また、助教、助手については4～6人が入室できる共同研究室2室への入室を定めている。共同研究室は、個人の使用区分をパーティションで仕切り、静かな研究環境を提供できるよう配慮している。各研究室には、書架・机・椅子・PC・電話・流し台等を整備している。

校地については、43,599.10㎡を備えており短期大学設置基準の1,000㎡を上回っている。校地には校舎敷地、体育館敷地のほかグラウンド用地9,408.69㎡がある。

校舎については、8,513.36㎡(図書館、体育館、倉庫を除く)であり、短期大学設置基準の1,600㎡を上回っている。

このほか、図書館835.02㎡、体育館1,283.84㎡、倉庫141.14㎡を備えている。

施設設備に関しては、講義室にプロジェクター、スクリーン、パワーアンプ、チューナー、DVDデッキ、CDデッキ、カセットデッキ、ビデオデッキ、モニターテレビ、実物投影機をそれぞれ一式整備しているほか、OA教室には51台のPCを整備し、インターネットに接続できるほか、教員と学生或いは学生間でメールによる情報伝達ができるよう学内LANを設定している。使用できるソフトウェアには、マイクロソフトオフィス、タイピングソフト、統計処理ソフト及び講義支援ソフトを導入している。

LL教室には、モニターテレビ及びブースレコーダ56台が、図書館には常設PC4台、貸出用ノートPC10台を整備している。

なお、本学の建物の維持管理における財務諸規程、施設設備等の管理に関する諸規程は以下の通りである。

○学校法人日本赤十字学園 経理規程(資料7-2)

○学校法人日本赤十字学園 経理規程施行細則(資料7-3)

○学校法人日本赤十字学園 固定資産・物品管理規程（資料 7-4）

○学校法人日本赤十字学園 資金運用規程（資料 7-5）

これらの諸規程を遵守し、施設設備の維持管理を適切に行っている。また、これと同様に施設設備の維持管理、建築物・建築設備・火気使用設備器具等の実施検査等も定期的に行っているほか、消防署の査察も年 1 回行われ、安全確認がされている。

また、火災・地震等における「危機管理マニュアル」（資料 7-6）を整備し、教職員全員に配付するとともに、学生に対しては避難訓練、災害訓練を通じて緊急時の避難態勢を周知させている。

更に、コンピュータシステムのセキュリティについても、ウイルス対策ソフトによる PC 管理を行っている。

省エネルギー等地球環境保全対策としては、校舎内の冷暖房の温度設定、クールビズ期間の設定、空室の消灯、コピー・印刷機の工夫、ゴミの分別収集等、学内において学生、教職員に掲示で周知させ、全学において環境保全に対する配慮を行っている。

### （3）図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学図書館（以下、本図書館とする）では、短期大学開学翌年に図書委員会において本学の目的に沿った資料収集方針（平成 9 年度図書委員会資料 資料 7-7）を作成した。それに基づき、「全人格的教育を可能にし、更に学生自らの学習意欲をサポートできる範囲までの資料収集」とし、専門領域だけでなく、それと不可分の医学、心理学、社会学分野の充実と、教養書、逐次刊行物も積極的に収集してきた。

この資料収集をベースとして、オンラインでの文献情報等入手手段も充実させるべく、開学 3 年目（平成 10 年）には NACSIS-IR（現国立情報学研究所学術コンテンツ・ポータル機関別定額制）、平成 13 年にはそれまで CD-ROM だった医学中央雑誌を Web 版に変え、看護学科が改組した大学開学の平成 21 年には CINAHL、PsycINFO という外国語文献データベース、科学技術振興財団の JDream も導入した。

また電子媒体も含めた資料の充実だけでなく、サービス面では開学当初から平日 19:00 までの夜間開館を実施し、平成 21 年には 19:30、平成 23 年には 21:00 と徐々に開館時間を延長した。平成 21 年からは 11:00～16:00 までの土曜開館も開始し、平成 23 年には 10:00～17:00 までに延長した。さらに平成 25 年度から学内者を対象に、平日は 21:30 まで、日曜日 10:00～15:00 と利用時間を拡張した。このように、学生が学修する環境を整備することに、着々と努めてきた。

一方、本図書館は地域の医療福祉関係図書館としても重要な役割を負っている。学外者への利便性や地域への広報サービスという見地からホームページを作成し、ほかの図書館とも連携協力を図りながら、図書館、学術情報サービスの地域への開放に努めている。更に、研究をサポートする学術情報、文献の整備の充実が望まれる。

#### ①資料の収集・管理

本図書館の資料は、年 2 回の選書の機会を設け、教員から学生の学修に供する図書の購入希望リストの提出、図書委員会での了承を経て購入している。短期大学分は本短期大学の建学の精神である「人道」と介護福祉に関する書籍・文献等は選書の機会以外にも日常

的に収集に努めているが、専門分野外や参考図書類は主に図書館職員が取りまとめ購入している。

## ②蔵書構成

この結果、現在の蔵書の構成は、短期大学所蔵では福祉を含む社会科学分野が 49.6%、自然科学分野が 13.9%である。大学所蔵では、看護分野が 20.9%、医学を含む自然科学分野が 37.6%である。全体では、本大学・短期大学の専門分野である社会科学分野 24.9%、自然科学分野 31.6%、看護分野が 16.9%となっており、他分野についての構成比は一桁台であるが、偏りなくひと通りの分野を所蔵している。

蔵書数は表 7-1 の通りである。

購入雑誌は、国内雑誌 26 タイトルで、外国雑誌は購入していない。

表 7-1 短期大学分蔵書数と介護福祉学科年間購入数

	蔵書数(含む製本)	AV 資料	介護年間購入図書数 <sup>注1</sup>	全国年間購入図書数 <sup>注1</sup>	備考
平成 23 年(2011)	7,647	811	169	984	
平成 24 年(2012)	7,879	858	221	966	
平成 25 年(2013)	8,112	898	191		

注 1) 『日本の図書館』各年版の短大集計数値から算出した。

## ③学術情報サービス

蔵書については WebOPAC により、学内外での検索が可能であり、また NACSIS-CAT/ILL (国立情報学研究所目録所在情報サービス) にも登録しているため、主要な図書は CiNii Books でも検索できるようになっている。

学術雑誌は、購入と寄贈により受け入れ、図書館システムのデータベースで管理している。特に購入雑誌では、各号の特集タイトルも入力し、検索によって得たい情報にアクセスしやすくなっている。

医学系を中心とした日本語データベースは 4 種類、外国語データベースは 2 種類契約している。これらはアクセス数の制限はあるものの、IP 認証により学内のどこからでも検索が可能となっている。図書館ホームページにはデータベースのページを設け、各データベースのアイコンを用意し、アクセスしやすいように便宜を図っている。なおオンラインデータベースの一層の充実を目指し平成 25 年 8 月には、将来的な導入を考慮して、全教職員に参加を呼びかけて 1 ヶ月間のメディカルオンラインの試行を行った。

本大学・短期大学教員の研究成果物である紀要論文については、NACSIS の学術コンテンツ登録システムに参加し、既発行分全てを CiNii から全文を読むことができるようになっている。

## ④施設・設備と運用サービス

本図書館は、校舎の一角にあり、2フロア延べ床面積 835.02 m<sup>2</sup>、閲覧席は 118 席、AV ルーム、視聴覚ブース、検索コーナー、ブラウジングコーナー、リフレッシュスペースを設けている。AV ルームでは、ワイヤレスヘッドフォン対応の 8 人用 2 台と 3 人用 1 台の視聴覚設備を備え、3 グループが同時に視聴可能である。視聴覚ブースはヘッドフォンを使用する個人視聴用で 6 席ある。

検索コーナーには、OPAC 専用 P C 1 台とインターネット検索性 3 台がある。加えて 3 階フロア、2 階フロアともに無線 LAN のアクセスポイントを設置し、学内貸出用ノート P C を利用して学生が席を立つことなくインターネットで情報を収集できる。また娯楽用雑誌を配置し、長時間の学修の休憩に利用されている。

開館時間は、授業期間中は平日 9:00 から 21:30 (21:00 から 21:30 は学内者のみ)、土曜日は 10:00 から 17:00、日曜日は 10:00 から 15:00 (学内者のみ) である。

また、図書館の利用が少ない学生にも気軽に足を運んでもらうための動機付けとして、年 1 回、図書館フェアを開催している。期間中一定の利用回数に達した場合に抽選があり、学生には赤十字グッズ等を提供している。

本図書館の利用状況は表 7-2 に示す通りである。

表 7-2 本図書館入館者数と介護福祉学科学生貸出状況

	入館者数 (含学外者)	開館日数	介護年間貸 出冊数/人	全国年間貸出 冊数/人 <sup>注1</sup>	備考
平成 23 年(2011)	48,154	267	5.6	8.01	
平成 24 年(2012)	63,073	269	2.86	7.89	
平成 25 年(2013)	50,438	299	3.51		

注 1) 『日本の図書館』各年版の短大集計数値から算出した。

#### ⑤職員の配置

平成 8 年の短期大学開学以来平成 20 年度まで、司書資格を有する職員 2 名で時間差勤務により対応してきた。大学開学の平成 21 年度から開館時間を延長及び土曜開館も開始したためアルバイト等を雇用し、平成 24 年度からは週 10 時間の臨時職員と夜間開館シフトで学生アルバイト 2 名を雇用している。

時間外開館のカウンター業務については、アルバイトで賄うことができる。しかし、これまでの開館時間の漸次的な延長の実態、更に大学と共用の図書館であり、大学院も開学、平成 25 年度には認定看護師教育課程が開設されるなど、図書館に課せられた役割・機能の拡大もあり、職員 2 名と週 10 時間の臨時職員をもってする配置の現状は、職員にとって厳しい業務量となってきた。

#### ⑥他機関との情報の相互提供

前述の通り、WebOPAC の公開、また NACSIS-CAT/ILL に参加しているので、本図書館の資料の所蔵状況は学外からでも容易に検索することができる。また各種データベースにより、学术论文全文をインターネット上で取得できるようになってきているが、入手できない場合でも、ILL により他大学への文献複写依頼が容易である。

同時に、大学等他機関からの文献複写依頼、相互貸借依頼の受付もしており、なるべく申込当日に発送するように努めている。

#### ⑦地域への貢献

本図書館は蔵書が豊富とはいえず、内容も前述の通り社会科学分野、自然科学分野、看護分野で約 4 分の 3 を占めていることから、保健医療福祉関係者に限って、学外者も利用できるようになってきている。申請があれば図書館利用カードを発行し、貸出も行っている。このように地域に開かれた運営にも努めている。

#### (4) 教育研究等を支援する環境や条件を適切に整備しているか。

##### 学生の教育研究環境：

学生が、講義室・ゼミ室等を使用する場合には、学務課に書類を提出し許可を得ることになっている。実際には、学生が授業時間の合間や放課後に自学自習を行うために、空いている講義室、ゼミ室、或いは開放場所にある机等を随時使用している。また、実習室は、技術の修得のために、平日及び土曜日（長期休業中も含め）は空いている場合、自由に使用することができる。

##### 教員の教育研究環境：

研究環境については研究費、研究場所、研究時間が課題となる。

##### ①学内研究費

教員の研究費に関しては、当該年度の個人研究費に関する経営会議の決定を経てから配分される。使用については年度当初において各教員が年間の研究計画書提出することを要件としており、配分を受けた教員は年度末に研究報告書を提出することが義務付けられている。

配分される個人研究費は、職位毎に異なっており、教授（特任教授を含む）年額 60 万円、准教授 50 万円、講師 40 万円、助教 40 万円、助手 20 万円となっている。

職位別の個人研究費消化率は表 7-3 に示す様に平均約 80.5%であった。個人研究費は基盤研究費の意義があり、使用目的は研究の直接経費だけでなく、学会、研究会出張や図書購入、学会年会費、研究室の備品、消耗品等の費用として支出することが認められている。平成 25 年度の研究費の使用状況を経費項目別にみると、消耗品費が 43.3%と最も多く、次いで、旅費 31.5%、諸会費 17.0%となっている。

表 7-3 平成 25 年（2013 年）度職位別研究費消化率

職位	人数	消化率
教授	4	84.0%
准教授	1	84.0%
講師	2	80.2%
助教	3	80.6%
平均		80.5%

##### ②競争的研究費と応募、採択状況

学内競争的研究費としては、プロジェクト教育研究費補助（教育に関連する発展性のある研究が対象であり、1 件 50 万円を限度とする）を設定している。

学外競争的研究費には、赤十字学園による研究費として、赤十字学園研究基金、赤十字学園研究基金（学長裁量分）、赤十字と看護と介護に関する研究助成があり、文部科学省科学研究費助成事業を始め、学術研究振興資金等が挙げられる。

これらを含む、競争的研究費に関しては、研究センターにて情報を収集し教員に周知、

条件の設定されている研究費では、条件に該当する教員には個別で再度通知を行っている。

また、特に文部科学省研究費助成事業に関しては、毎年9月のFD/SD研修会では、[基準3表1]に示したように、事務職員からは当該年度に規定の改訂された点、或いは事務的な記載の注意等を、また教員からは具体的な研究に関する記載の注意点等を周知する機会としている。また、教員の研究に関しては、立案そのほかに関して研究センターの教員が相談に乗り、書類の形式等に関しては、事務局の企画或いは経理担当職員が支援する体制を作っている。

表7-4 公的研究費応募採択状況

申請年度	申請		採択	
	科研費	GP等	科研費	GP等
平成25(2011)年度	0	1	—	1
平成24(2011)年度	0	0	—	—
平成23(2011)年度	0	0	—	—
平成22(2010)年度	2	0	0	—
平成21(2009)年度	5	4	0	1
平成20(2008)年度	5	2	0	1
平成19(2007)年度	0	0	—	—

### ③研究成果の発表、発信環境

研究成果の公表、発信については、個人研究費による学会発表のほか、看護大学と共同で、「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学紀要」を年1回刊行している。刊行業務は紀要委員会が担当し、投稿規定、執筆要領を設け、投稿論文の採否にあたっては査読委員によるレフリー制によって、適切な運営が行われている。

平成25年の1年間の本学教育の投稿・採用数は、表7-5に示すように著書(共著)が3件、その他の学術論文(単著)2件であり、それ以外の報告書等を含めて教員の業績は19件であった。

表7-5 平成25年 教員研究業績

内訳	単著(単独)	共著(共同)筆頭	共著(共同)	合計
著書	0	0	3	3
原著	0	0	0	0
その他の学術論文	2	0	0	2
報告書	0	1	0	1
その他の論文等	5	0	0	5
学会発表	5	0	3	8
合計	12	1	6	19

#### ④研究スペース

教員の研究室は、原則として教授、准教授は個室使用、講師は一人又は二人部屋、助教、助手は3～4人が共通部屋の条件で配置している。研究室等の活用の仕方は、各教員の判断に委ねられている。ただ、学生との個別指導・面接の際に、共同研究室の教員の場合には研究室を使用できないため、適宜空き研究室を面談室に設定しているが、場合によっては演習室、教室等を利用することになる。

#### ⑤研究時間の確保

研究専念時間に関しては、現在は、研究（専念）日やサバティカルが導入されているが、見直しを行う方針である。通常業務における研究時間の確保については、教育及び学内業務を踏まえた、教員の自主的なやり繰りに委ねられている。ただ、教員は、実習等の巡回指導、学内での学生の個別指導、大学の自主事業（介護実技講習会）等、授業科目の正規の担当時間を超えて、多くの時間を業務に費やしている。その実態が把握されていないので、現状の把握を行い研究活動への影響について明らかにする必要がある。

研究専念時間については実習期間には時間をとりにくい傾向があるが、実際には状況の把握がされていないので、現状の把握を行い研究活動との関連も検討する必要がある。

特に土、日曜日に大学の公務（授業、入学試験、研修会等）を行う教員に関する休日の扱いについての決まりは、入学試験を除いて現状では明文化されていない。就業規則で振替休日の制度があることから労働基準法との関連を制度的に見直す必要がある。

#### （5）研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

研究倫理に関しては、日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学倫理委員会の下部組織として、研究センター倫理審査委員会があり、研究に関連する倫理審査を行っている。

日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学研究センター倫理審査委員会規程により、研究センター長が委員長を務め、構成員は、看護系教員1名、介護福祉系教員1名、医系教員1名、一般教育系教員1名、学外有識者1名の委員長以下6名からなっている。平成25年度は毎月第1木曜日に定例会議を開催、審査を実施している。

受審の対象は教員、大学院研究科学生、日本赤十字秋田短期大学の学生、看護大学看護学部学生、或いは本学、看護大学、大学院に関連する学外者の研究である。倫理審査に提出される短期大学学生ゼミナールと看護大学学生の卒業研究の研究課題は、外部で調査等が必要な研究が主であり、その場合は担当教員が審査の申請者となる。

研究倫理審査受審に関しては、研究倫理審査申請要領に基づき、申請書類を作成し審査委員会の開催日の関連から、毎月1日を締め切りで申請を行う。表7-6は平成25年度の研究倫理審査に関する実績を所属別に示した表である。

研究倫理に関する学内審査機関の運営に関しては、規程に基づき適切に行われている。

表7-6 平成25年度 研究センター研究倫理委員会倫理審査件数

所属	申請件数	承認	条件付承認	変更の勧告	非該当	取り下げ
介護福祉学科教員	3	3	0	0	0	0
看護学部教員	19	9	8	1	0	1
大学院生	11	10	1	0	0	0
大学学生	12	12	0	0	0	0
合計	45	34	9	1	0	1

## 2. 点検・評価

### ①効果が上がっている事項

ア. 教員の研究に必要な設備においては、PCの定期的な更新を行う等環境整備方針を定めているほか、学習教材については概ね支障なく整備されている。

また、校舎においては平成21年に看護学科が四年制大学に改組転換したことに伴い2号館を新築し支障なく運営されている。

イ. キャンパスアメニティの面においても、学生からの要望も特に出ていないことから、特に整備等の面においては必要がないものとする。

ウ. 共用の大学の専門分野である看護学と共通する部分も多いため、学生が利用可能な図書という意味では、蔵書数は十分に確保できていると考えられる。また、内容は、教員からの購入希望リストにより整備しているので、学生の学修に直接役立つ専門分野中心の資料構成となっている。

学術雑誌については、購入タイトルは少ないが、これも大学との共用により利便性が図られている部分もある。外国語雑誌及び電子ジャーナルを購入していないが、CINAHLという全文データベースでは、以前購入していた福祉系の主だったものを収録しており、全文を閲覧できるので、経費の削減になっている。

ほかにも全文データベースの契約により、論文情報については十分とは言えないまでも徐々に充実している。

施設面では、近年の高等教育の現場で実践されているアクティブラーニングの場としてラーニングcommonsを設置する図書館が増加している。本大学・短期大学では、図書館から廊下続きに多くの演習室やゼミ室があるだけでなく、ラウンジやホール等学生が利用できるスペースがコンパクトに揃っており、ラーニングcommonsの図書館内未設置を補っていると考えるとよいだろう。これは小規模校のメリットであると言える。本図書館ではレファレンスブックについても1泊2日で貸出可能としているため、学生はそれらや学内貸出用のノートPCを図書館から持ち出し、個人或いはグループで、教室やラウンジ、ホール等の適当な場でレポートの作成やDVDの視聴、更には無線LANの届く範囲ではインターネット検索等を行っている。また、本大学・短期大学は、5時限（終了時刻 17:50）の授業も多く、21:30まで図書館で自習できることは学生には歓迎されている。

エ. 本学学生の教育研究環境に関しては、自習室を除いては、ほぼ適切に整備されている

と考えられる。

教員の研究費に関しては、地方の大学では、特に中央で行われる学会への出張について経費の嵩むことが予想されるために、できるだけ多くの教員が参加できるように研究費からの支出を行っている。

オ. 現在の研究倫理の審査体制は構成員の質も含めて、整っているものと考えられる。本年半ばより、研究倫理審査委員会では外部委員として秋田大学の吉岡名誉教授を依頼し、外部有識者としての適切な評価を得て、厳格な体制で審査に臨むことができた。

## ②改善すべき事項

ア. 語学学習施設（LL教室）に整備しているテープレコーダ等アナログ機材であり、デジタル環境に対応でないことから、平成 26 年度において、DVD機能、eラーニング対応とした機材に変更する予定である。

イ. 校舎においては平成 21 年に看護学科が四年制大学に改組転換したことに伴い 2 号館を新築したが、その後、平成 23 年には看護学研究科修士課程の開設、平成 25 年には認知症認定看護師教育課程の開設と高度教育が取り入れられ、カリキュラム編成上において校舎の狭隘が現れ始めている。更に地域貢献のための公開講演等や全学的な行事を行う教室も必要と思料されるほか、将来的に本学介護福祉学科の四年制大学化も考慮した場合、現校舎での対応は困難と考えられる。

ウ. 購入図書数は全国平均から見るとかなり低調である。図書購入費においても『日本の図書館 2012 年版』から、平成 23 年度の全国の短期大学の平均図書購入費を算出すると、視聴覚資料を含まずに 1 館あたり 262 万円となるのに対して、本短期大学では視聴覚資料を含んで 164 万円となっている。単純に比較はできないが、かなり下回っている。

また、学生一人当たりの年間貸出冊数でも、全国平均を大きく下回っており、図書館等の学習メディアに習熟していない学生も多く見受けられるため、利用相談等の充実についても検討が必要と思われる。

図書館職員の状況において、様々な図書館関係団体で研修会が行われており、なるべくそのような場で機会を得るようにしているが、現在の職員体制では職員相互に持ち帰ったことを提供し、職能を高め合う余裕がない。同法人の他大学図書館の職員体制と比較してもマンパワーが不足している。

エ. 外部研究費の公募等に関しても教員への周知を行っているが、今年度はこれら研究費の獲得の割合が著しく低いことが指摘された。

オ. 倫理審査に時間がかかるという指摘が教員から出ている。それをサポートする事務体制の強化を図って、改善を進める。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

ア. 教育研究にかかる設備に関しては、講義室にプロジェクター、スクリーン、パワーアンプ、チューナー、DVDデッキ、CDデッキ、カセットデッキ、ビデオデッキ、モニターテレビ、実物投影機をそれぞれ一式整備しているほか、OA教室には 51 台のPCを整備し、インターネットに接続できるほか、教員と学生或いは学生間でメールによる情報伝達ができるよう学内LANを設定しており、本設備は業者との保守契約を締結して

いることから、必要の都度点検、修理、買い換えの措置を講じている。

イ. バリアフリーの整備状況として1号館1階体育館付近及び2号館1階、2階、3階の計4箇所に障害者用トイレを設置しているほか、玄関前に障害者用駐車場を設置している。

また、図書館には車いす対応の閲覧机1台を備えており、障害を持つ人への対応は整っている。

ウ. 開館以来、学生にとってより高い利便性のある図書館を目指してサービスの拡充に努め、環境は整備されてきた。その結果、非来館型のサービスも増加している。

エ. 本学学生の教育研究環境に関しては、概ね適切に整備されていると考えられる。

オ. 現在の研究倫理の審査体制は構成員の質も含めて、整っているものと考えられる。

## ②改善すべき事項

ア. 語学学習施設（LL教室）において、習熟度別の個別学習、TOEIC や TOEFL 等の受験対策学習、更には語学に限らず看護、介護福祉の専門領域で映像を視聴しながらリアクションやフィードバックを記録するインタラクティブな授業が可能となるよう教材の更新を計画している。

イ. カリキュラム編成上において校舎の狭隘、地域貢献のための公開講演等や全学的な行事を行う教室も必要と考えられるほか、将来的に本学介護福祉学科の四年制大学化も考慮し、教室及び講堂を兼ね備えた別棟の設置を計画している。

ウ. 図書館で調べる、図書を借りることは、学修内容を豊富にし、理解を深めるためには不可欠である。このような学修習慣は、生涯教育が重要視されている今、学生時代に身につけていけば、職業人となってからも自己研鑽を積むことができる。学生の図書館利用状況が芳しくない状況を改善するには、教員と連携し授業で図書館を利用する機会を増すよう、シラバス掲載の参考図書や、学生が興味関心をもつ内容の資料の展示をする等の活動を行いたい。

また、以前はゼミナールレポートの作成にあたり、授業の中で文献検索指導を行っていた。情報過多の現代において、教育の現場でも情報リテラシーが求められている中、図書館を共用する大学生同様、短期大学生に対しても図書館の利用、情報探索法等を学ぶ機会をより一層高めるために学科へ働きかけたい。本図書館では、今後は資料が少なくても情報を入手しやすくするための日本語全文データベース（Medical Online 等）の導入を検討したいと考えているが、そうしたことも含めて将来に向けて教員との協働が更に必要であると考ええる。

さらに、引き続き職員体制の検討を行い、機能の強化を図る。

エ. 外部研究費の獲得が低いことについては、平成26年度から新設される教育研究開発センターが研究支援を含めて教員の支援をすることとなり、支援体制は平成26年度の同センターにおいて再構築される。

オ. 研究倫理審査については、これまで倫理委員会の下部組織である研究センター倫理審査委員会を独立した委員会として再編し、審査体制を機動的に組織するとともに、事務体制のサポートを厚くすることで迅速な審査体制を目指す。

#### 4. 根拠資料

- 7-1 平成 25 年度 構内駐車場割当て図
- 7-2 学校法人日本赤十字学園 経理規程
- 7-3 学校法人日本赤十字学園 経理規程施行細則
- 7-4 学校法人日本赤十字学園 固定資産・物品管理規程
- 7-5 学校法人日本赤十字学園 資金運用規程
- 7-6 危機管理マニュアル（既出（6-13））
- 7-7 日本赤十字秋田短期大学図書館資料収集方針
- 7-8 図書館利用案内

### 【基準 8】 社会連携・社会貢献

#### 1. 現状の説明

##### （1）社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

学則（資料 8-1-1 第 1 条）では、建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を目的とした教育が謳われており、また、同第 5 条の学科の目標では、本学で育成する人材像を示しており、その中では、（5）社会的責任を自覚し、生涯学修し続け、他の専門職と協働し得る能力を養う、（6）常に社会の動向に関心を持ち、介護福祉実践を通じて社会に貢献できる能力を養う、との目標がある。

社会との連携・協力は、これら人道的任務の達成をする本学教育の一環であるとともに、本来大学の持つべき責務として行われている。

##### （2）教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

本学としての独自の社会連携・協力の取り組みのほか、日本赤十字秋田看護大学と合同で国際交流センター、地域交流センター、赤十字・国際人道法教育活動センター、教務委員会、情報・広報委員会、公開講座委員会等が、それぞれの規程に基づき企画を行っている。また、地域への施設の開放等に関しては、大学事務局が窓口になっている。

#### <介護福祉学科の取り組み>

介護福祉学科では地域貢献として、「介護技術講習会」の実施、「介護職員等によるたん吸引等研修」への講師の派遣、高等学校からの依頼による出前講義等、大学コンソーシアムあきたとの連携による高大連携授業、中大連携授業を実施している。

- ・ **介護技術講習会**は、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部改正」に則って、介護福祉士国家試験における実技試験免除のための講習会として、厚労省の指定を受け、本学の事業として有料実施しているが、介護従事者の国家試験受験支援という意味もあり、本学としては地域貢献の一環として捉えている。年 2 回実施し、年間最大 80 名の受講者が修了している。専任教員のうち、講習会の主任指導者 3 名が講義・演習、指導者の資格を持つ教員 3 名が演習を担当している（資料 8-2）。
- ・ 平成 23 年度から秋田県が実施している「**秋田県介護職員等によるたん吸引等研修**」（資料 8-3-1）へは、厚生労働省が指定する資格要件を満たし、指導者養成講習（資料 8-3-2）を修了した専任教員を 1 名派遣している。講義及び演習への協力、実施委員会委員、判

定部会委員等の役割を担い地域に貢献している。

- ・中・高等学校からの依頼による講義や演習は資料の通りである（資料 8-4-1）。

### アカデミック講座

「大学教員の講義を受講することによって、学問に対する興味・関心を高め、将来の進路選択に役立てる」を目的とし、本学を含めた秋田県内の 13 の大学、短期大学、専門学校（講義数 14）により模擬講義が実施された（資料 8-4-2）。本学の講義題目を「生活を支える介護福祉 - 自立した生活を支援するとは？」として、同日に 2 回模擬講義を実施し、参加者は 1 回目 9 名、2 回目 12 名であった。講義は、心身に障害があっても自分らしく生きるための支援を介護福祉の視点から行うことの意義を内容とするもので、高齢者の多い本県での高校生へのメッセージとなった。

- ・**高大連携授業**は、大学コンソーシアムあきたとの連携により、前期、後期で実施している。

平成 25 年度前期は、科目名を「暮らしを創る介護福祉士の役割」とし、介護福祉の概況、人間の尊厳を支える介護福祉活動と介護福祉士の役割、高齢者及び障害者の生活支援、認知症の理解と生活支援、生活支援技術の実際等の内容で、講義と技術の演習を組み合わせた 5 回の授業を 2 名の教員が担当した。参加人数は、13 名（3 年生 12 名、女子学生 12 名）であった。アンケート結果では、高大連携授業受講の理由について「進学希望先のことを知りたかった」と回答した生徒が 8 名（61.5%）であり、授業への評価は高く、全ての生徒が、介護福祉分野への関心がわいた、と回答していた（資料 8-4-3）。

- ・**中大連携授業**は、1 校で実施した。総合的な学習の一環として高齢者や視覚障害者、肢体不自由の障害を疑似体験することにより、高齢者や障害者を理解し、施設等での体験実習に生かすことを目的として行った（資料 8-4-4）。1 年生 18 名の生徒が参加した。

大学教員が行う中大連携授業は、中学生の感性を高め、高齢者や障害者に関する正しい認識と理解を通して、新たな発見を引き出す重要な役割を担っている。

### **<国際交流センターの取り組み>**

日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学国際交流センター規程（資料 8-5-1）では、「国際交流に関する事業を実施し、教育及び研究の国際化を図ることに目的を置く」としており、国外の他大学や教育機関或いは、他国の赤十字機関との交流活動の企画・実施を通し、社会連携を行っているが、現状では何をして「国際交流」とするかが明らかではない。

本学では、教育及び研究分野での連携・協力に関わる国際的な関係強化を企図し、平成 20 年 7 月より台北医学大学（台湾・台北市）（資料 8-5-2）と、平成 21 年 4 月よりモナッシュ大学（オーストラリア・ヴィクトリア州メルボルン市）（資料 8-5-3）とそれぞれ本学の併設大学である日本赤十字秋田看護大学との間で提携協定を締結しており、国際交流センターは、その関係強化に向けた活動を継続して行った。同時に、国際交流センター長の指揮の下、スタディーツアーの企画立案、国際交流関係資料の収集、本学図書館内に情報発信スペースの開設等の活動を行った。

### **<地域交流センターの取り組み>**

日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学地域交流センター規程（資料 8-6-1）では、地域交流センター設置の目的を「地域交流に関する活動及び研究を行うこと」と位

置付けているが、どのような方針かが明確でなく、現状では大学周辺の住民組織や施設との交流活動の企画・実施のみが目的化している傾向にある。

具体的な活動は、①聞き書きボランティア養成講座（資料 8-6-2）、②地域の子どもたちと東日本大震災で被災した子どもたちを対象とした「こどもサマーキャンプ in 秋田」（資料 8-6-3）、③本学及び看護大学の学生ボランティア活動の支援等が挙げられる。

以上の他、地域社会に向けた講演会の企画運営等を地域交流センター、赤十字・国際人道法教育活動センター、教務委員会、情報・広報委員会、公開講座委員会と複数の組織がそれぞれ独立に行っている。

本学における企画実施に関しての成果は以下の通りであった。

#### 1) 「介護技術講習会」

平成 25 年度は第 1 回を 6 月に、第 2 回を 7 月にそれぞれ 5 日間ずつ実施（資料 8-2）し、71 名が修了しており、本学の持つ介護技術力を社会に還元している。

#### 2) 国際交流センター

台北医学大学との連携強化策の一環として、平成 24 年 6 月に台北医学大学の代表団 6 名が本学を訪れ、本学教員と教育に関する情報交換の場を持ち、看護大学を加えた 3 大学間における研修生の相互派遣や教員の共同研究等の可能性について議論し、交流に関連する制度の早期実現に向けて実務協議を開始することで一致した。

協議結果を受け、台北医学大学の研修生受け入れプログラムが企画され、平成 24 年 8 月 6 日から 8 月 10 日までの 5 日間、同大看護学部生 5 名の研修を短大・大学合同の取り組みと位置付けて実施した（資料 8-7-1）。この際には学生ボランティアを募集したが、本学の学生も 5 名が参加し、看護大学の学生とともに、病院見学、買い物等の一連の企画に加わった。平成 25 年度は、8 月 5 日から 8 月 9 日までの 5 日間、5 名の看護学部生の研修を受け入れ、平成 24 年度のプログラムを一部変更して実施した（資料 8-7-2）。また、平成 24 年 9 月には本学教員 2 名、看護大学教員 2 名と国際交流センター長の 5 名が台北医学大学を訪問し（資料 8-7-3）、看護学部教授陣と今後の協力体制の構築や実務協議に向けての意見交換を行った。

#### 3) 地域交流センター

##### ①聞き書きボランティア養成講座

「聞き書き」とは、お年寄りの話したいことを聞き、その語りを本人の話し言葉や口調を再現し文章化するものであり、その実践は、語り手であるお年寄りを大切にすることや、一人ひとりの人生を尊重すること、その土地毎の文化の伝承にもつながる。高齢化率が全国一である秋田県において、聞き書きを広め、聞き書きの聞き手や書き手のボランティアを養成することは、地域貢献につながる意義ある取り組みである。講習会は 2 年連続で開催しており、これまでに 52 名の修了者を出している（資料 8-6-2）。この修了者の有志が、聞き書きの修練を目的に「聞き書き隊」というグループを結成し、月に 1 度の定例会の開催、「聞き書きだより」の発行等を行っており、これを地域交流センターが支援している。本学からも学生の受講があった。

##### ②海で遊ぼう「こどもサマーキャンプ in 秋田」

平成 25 年度は、7 月 20 日（土）、21 日（日）一泊二日にて秋田市内の海水浴場にて「こ

どもサマーキャンプ in 秋田」を開催した。参加者は、50名(秋田県在住の小学校4年生～6年生、保護者なし)学生ボランティア40名、一般ボランティア30名、本学教職員9名参加。学生は、事前研修会と前日の直前研修会に参加して、子どもたちを迎える準備を行った。日本赤十字社救急法や海の安全対策と救難救助法等等の様々なプログラムに参加した。(資料8-6-3)。

### ③学生ボランティア活動の支援

学生のボランティア活動を薦めるために、本学では5月の連休の中の1日をボランティアの日としている(資料8-8-1)。連休中のボランティア活動とそれに関するレポートの提出を義務付けており、その結果を取りまとめ、更なるボランティア活動への自主的な参加を図っている。

本学の教育目標の中に「常に社会の動向に関心を持ち、介護福祉実践を通じて社会に貢献できる能力を養う」(学則(資料8-1-1)第5条(6))がある。介護福祉学科では、社会に貢献できることをねらいとして、福祉関連施設や事業所・団体等へのボランティア活動を推進している。平成25年度は、前年度から実施している「雪かきボランティア」(上北手地区社会福祉協議会の協力を得て、看護大学と合同で実施)の日程を1月11日(土)、2月8日(土)、2月22日(土)の3回設定した。しかし、1月11日(土)は、学生ボランティアが2名と不足していたため中止となった。2月8日(土)は2月初旬の大雨で融雪が進み、積雪が少なく、雪かきを希望する世帯がなかったため、中止となった。2月22日(土)も積雪が少なく、雪かきを希望する世帯がなかった。民家以外の雪かきも検討したが、該当する場所が見つからなかった。そのため、予定を変更し、学生から雪かきも含むボランティア活動への参加についての意見を聞くことを目的とした「ランチミーティング」を実施した。

その他、夏祭り、秋祭り、運動会、募金活動、赤十字のイベント等に参加し、地域との交流を図り、社会との連携・協力につなげている。平成25年度の実績は資料の通りである(平成25年度ボランティア一覧(資料8-8-2))。

### 4) 国際赤十字・人道法教育活動センター ボランティア活動

#### 一日赤キッズクロスプロジェクト『サマーキャンプ 2013 in クロスヴィレッジ』

日本赤十字社が東日本大震災後、被災地の子どもを対象として平成24年度と平成25年度、北海道においてサマーキャンプを実施した。本学では併設看護大学と合同でボランティアを募集し、平成25年度においては本学と併設看護大学学生が34名参加した。

学生は、事前研修会と前日の直前研修会に参加して、子どもたちを迎える準備を行った。グループミーティングやオリエンテーリング、サポートプログラム(高齢者や障害者の支援に関する知識や技術を学ぶ体験)等の様々なプログラムに参加した(資料8-9)(詳細は基準11 赤十字教育の項に記述)。

## 2. 点検・評価

### ①効果が上がっている事項

ア. 国際交流センターが企画する台北医学大学との交流事業では、高齢化率の高い秋田の介護・看護に関する知識と実践を台北の学生が学び、本学の学生が彼らと交流すること

により異文化に接する機会となった。

イ. 地域交流センターの活動に関しては、地域住民からは高い評価を得ており、学生や教職員の地域住民との交流の機会となっている。

ウ. 本学の事業として実施している介護技術講習会では、平成 25 年度第 1 回終了後のアンケートから、講義、実技、施設・設備の教育環境のいずれにおいても、全ての受講者が「非常に良かった」又は「まあまあ良かった」と回答し、満足度が高いと言える。また、修了判定として実技試験を実施し、判定基準に基づいて修了認定を行っている。受講者全員が修了できたことやアンケート結果から、教員が持つ専門知識や技術は、講習会のねらいとする、根拠をもった介護技術の実施、基本的な介護技術の確認という観点から、社会に還元できていると思われる。

エ. 平成 23 年度から実施している「秋田県介護職員等によるたん吸引等研修」へは、専任教員を 1 名派遣しており、講義及び演習への協力を行うほか、実施委員会委員や判定部会委員等の役割を果たし、地域貢献に努めている。

オ. 高等学校からの依頼による講義・演習や大学コンソーシアムあきたとの連携による高大連携授業、中大連携授業は、地域貢献であると同時に、本学を広く社会に認知してもらい、福祉や介護に関心を持っていただく機会となっており、また、入学生の確保にも結びついている。今後も講義内容を充実させ、社会の要望に応じていく。

## ②改善すべき事項

国際交流センターでは、本学の国際交流事業を活性化させるべく、企画立案と実施の業務を担ってきた。しかしながら、社会連携・社会貢献、赤十字の国際活動との関連付けや調整、また、グローバル人材育成との関係も検討課題である。国際交流事業の相互の関連、調整を進め、実施方針の明確化を検討していく。また、地域交流センター実施の活動についても、企画や運営を明確にして周知し、教員の参加を促し、社会貢献意識を高めていく。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

ア. 国際交流に関しては、現在実施しているモナッシュ大学、台北医学大学との交流を継続しつつ、国際教養大学と連携しながら姉妹校を増加させて幅広い文化を習得させていく。

イ. 地域貢献活動については、各種ボランティア等で地域住民から高い評価を得ているが、今後更に充実させていくため、イベント、講演等を実施していくためのホール棟を設置する計画である。

ウ. 介護技術講習会についても、今後も本学の事業として実施を継続する。

エ. 秋田県介護職員等によるたん吸引等研修等への教員派遣や講義及び演習への協力、実施委員会委員や判定部会委員等の役割等、今後も積極的に協力することで、地域貢献に努める。

オ. 高等学校からの依頼による講義・演習、大学コンソーシアムあきたとの連携による高大連携授業、中大連携授業については、地域貢献活動の一環として、また、福祉や介護、また、本学についてさらに社会に認知してもらうため、様々な要望に積極的に応えていく。

## ②改善すべき事項

大学組織として継続的な社会貢献活動をしていくためには、まず国際交流センター及び地域交流センター等のそれぞれの機能や役割を整理していく必要がある。具体的な取り組みとして「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学国際交流センター規程」「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学地域交流センター規程」の見直しに着手する。

また、関係する各センター、委員会等が合同で、社会貢献に関する中期及び単年度目標を定め、計画的な活動推進を図る。

## 4. 根拠資料

- 8-1-1 日本赤十字秋田短期大学学則（既出（1-1））
- 8-2 介護技術講習会日程表・演習グループ担当表（平成25年度第1回及び第2回）
- 8-3-1 平成25年度秋田県介護職員等によるたん吸引等研修 前期及び後期講義日程
- 8-3-2 指導者養成講習日程
- 8-4-1 平成25年度 中・高等学校からの依頼による講義や演習に関する資料
- 8-4-2 生活を支える介護福祉 -自立した生活を支援するとは?-
- 8-4-3 平成25年度前期高大連携授業受講者アンケート集計結果について（送付）（既出（4(2)-7））
- 8-4-4 平成25年度 総合的な学習の時間 高齢者疑似体験・車椅子体験
- 8-5-1 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学国際交流センター規程
- 8-5-2 AGREEMENT BETWEEN THE JAPANESE RED CROSS AKITA COLLEGE OF NURSING AND TAIPEI MEDICAL UNIVERSITY
- 8-5-3 General Agreement between Monash College Pty Ltd CAN 064 031 714 (through its Monash University English Language Centre) (MUELC) and The Japanese Red Cross Akita College of Nursing, Japan
- 8-6-1 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学地域交流センター規程
- 8-6-2 日赤秋田聞き書き隊 第3期生養成講座
- 8-6-3 こどもサマーキャンプ in 秋田 笑顔の報告書
- 8-7-1 台北医学大学看護学生研修プログラム August 6th, 2012-August 11th, 2012
- 8-7-2 台北医学大学看護学生研修プログラム August 5th, 2013-August 9th, 2013
- 8-7-3 Visiting Program for delegations from The Japanese Red Cross Akita College of Nursing, Akita, Japan September, 12th, 2012
- 8-8-1 「ボランティアの日」について（平成25年度資料）（既出（1-11））
- 8-8-2 ボランティア一覧（平成25年度）
- 8-9 平成25年度東日本大震災復興支援事業「日赤キッズクロスプロジェクト」サマーキャンプ 2013 in クロスヴィレッジ 実績報告書（抜粋）

## 【基準9】 管理運営・財務

### (1)管理運営

#### 1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

<学校法人日本赤十字学園>

本学の設置者である学校法人日本赤十字学園には、学校法人日本赤十字学園寄附行為（資料 9(1)-1）の規定により、理事会、常務理事会及び評議員会が置かれている。

理事会は、学校法人日本赤十字学園理事会業務委任規程（資料 9(1)-2 第2条）により、その決定事項が定められ、同第3条により定められた事項の決定について、常務理事会へ委任する。

評議員会は、寄附行為第23条により理事会の諮問機関として定められている。なお、現在の評議員数は26名であり、私立学校法第41条に規定する現在の理事数12名の2倍以上の人数を維持している。

また、本法人の業務を監査するため寄附行為第6条により監事2名を置いている。監事は本法人の理事会、評議員会に出席し、私立学校法及び寄附行為の規程に基づいて法人の業務及び財産の状況について監査を実施し、公認会計士と連携して監査報告書を作成のうえ理事会、評議員会に提出し、本法人の監査機能の役割を果たしている。

<日本赤十字秋田短期大学大学>

本学の管理、運営に関する諸規程を整備し、それらに基づいて置かれている組織は以下の通りである。短期大学としての管理運営のための細則は定めていないが、それぞれの分掌、役割分担にもとづき、方針、意思決定が行われ、適切な運営が図られている。

#### ①経営会議

大学の管理運営方針を決めるものとしては経営会議があり、学長ほか管理職によって構成され、次の事項を審議し学長の職務決定を補佐している。毎月1回開催し原則全員出席としている。

#### ②教授会

大学の教学組織とし教授会がある。構成員は学長、副学長（この職を置く場合に限る）学科長及び教授となっており、毎月1回招集され、構成員の3分の2以上の出席により成立し、人事案件を除き、出席構成員の過半数をもって議決する。

また、教授会規程には専門委員会を置くことが定められており、専門委員会は教務委員会、学生委員会、教員選考委員会、入学者選抜委員会、図書委員会、情報・広報委員会、紀要委員会及び公開講座委員会の8委員会がある。

以上の2つの会議により法人組織と教学組織の権限と責任は明確化されている。

#### ③学長、学科長の権限と選任手続

ア. 学長、学部長の選任手続の適切性、妥当性

学長の選任手続きは、学校法人日本赤十字学園大学学長選考規程に基づき行われている。学長の任期が満了するとき、又は辞任の申し出があったとき等に理事長が学長候補者推薦委員会を設置のうえ学長候補者の選考を行う。学長候補者推薦委員会は、教授会において選出された専任教授3人、理事会において選出された理事3人により構成する。学長候補者推薦委員会において候補者1人を選出し、理事長は理事会の同意を得て

学長を任用する。

以上のように、学長の選任手続きについては、理事会、教授会の意向が反映できる仕組みとなっており、本法人傘下の大学の学長選出の手続きとして妥当と言える。

また、学科長は、日本赤十字秋田短期大学学科長任用規程に基づき、学長が本学教授のうちから推薦（経営会議において無記名投票）し、理事長が任用することとなっている。

#### イ. 学長権限の内容とその行使の適切性

学長の権限については、学校教育法により校務をつかさどり、所属職員を統督すると定められており、本学の管理運営の全てについて権限と責任を有する大学の代表者であり教育研究の最高責任者である。

管理運営及び教育研究上の重要事項については、学内外の意見を聞き、経営会議及び教授会での審議のうえ、学長が執行する体制となっている。

しかし、緊急の場合は、学長の責任において執行している。以上のことから学長権限の内容とその行使は、概ね適切であると考ええる。

#### ウ. 中・長期的な管理運営方針の策定

本法人の方針により、第一次中期計画（平成 21 年度から平成 25 年度の 5 カ年）を策定のうえ取り進めている。主な事項は経営意識の醸成、経営基盤の確立、教育研究向上のための財源確保を柱としており、具体的には、学生定員確保、経費の節減、競争的外部資金の獲得等を目標としている。

### **（2）明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。**

#### ①関係法令に基づいた管理運営に関する学内諸規程の整備状況

大学の管理運営については、関係法令等及び学内規程を遵守している。関係法令等の改正の通知があれば、直ちに関係部署に通知し、遺漏のないように対応している。

また、本法人の諸規程、学内の諸規程に基づいて大学運営にあたっており、新規採用の教職員には、ガイダンスで規程集を配付、重要な条項は説明している。

更に、規程が改正された際は、電子メールにより通知し学内規程の周知に努めている。

#### ②大学の意思決定プロセスの運用とその適切性

大学の意思決定プロセスは、大学経営に関する事項を審議する経営会議と教育研究に関する事項を審議する教授会の 2 つにより行われている。

本学の予算、決算、学則改正等の重要事項は経営会議の審議後、理事会の承認を得る。また、教育研究に関することでは、教授会の傘下の専門委員会で検討した事項を教授会で審議する。これら 2 つの会議で審議された内容に基づき学長が最終決定を行う。このように本学の意思決定プロセスは確立されており、その運用は適切であると考ええる。

### **（3）短期大学業務を円滑に行う事務組織を設置し、十分に機能させているか。**

事務組織の構成及び人員配置については、専任の事務職員は専任 4 名であるが、同校舎で看護大学も運営していることから大学専任職員も兼務発令して対応している。

人員配置については、総務課 2 名、学務課 1 名、図書館 1 名とそれぞれ均等に配置されており、教員及び学生との信頼関係の下に業務を遂行している。

各委員会等にも事務職員を配置し、その状況についてほかの職員に周知させており、事務職員全員が学内の動きを把握できる体制をとっているほか、2週間に一度係長以上の打ち合わせ会議を行い、スケジュール、懸案事項、報告事項等を共有している。

以上の体制から、事務組織は機能しているものとする。

また、多様化する業務内容への対応や事務組織の機能を高めるための対策として、管理職を除く事務職員が毎年他団体の実施する各種研修会に10名程度が参加しているほか、毎月本学のFD/SD研修にも原則として全員が参加している。また、大学における職員の役割の熟知と業務意欲の向上を図る目的で、定期的な人事異動を実施している。

なお、職員の任免・昇格等については、学校法人日本赤十字学園職員給与要綱により定められており、任免、昇格のほか、給与支給に関する全てを当該規程に沿って執行している。

#### (4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

毎年、学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱に基づいて、職員の自己評価、上司による勤務評価を行っている。自己評価と勤務評価を基に、上司からの面談が実施され、勤務評価の結果の伝達と今後の業務執行へのアドバイスが行われる。

また、短期大学の事務職員として求められる能力を高めるため、原則として事務職員全員が、毎月1回行われる本学FD/SD研修に出席している。

事務職員も研修結果の報告や、所掌事務の評価や課題等について、随時、報告を行っている。発表の機会を設けることで、職務遂行だけでなく、大学職員としての意識付けの効果も上がっている。

## 2. 点検・評価

本学の管理・運営については、運営管理方針、意思決定、学内外へのコンプライアンス、大学教職員としての意識付けが、適切かつ効果的になされているかどうかという視点から、点検・評価を行う必要があると考える。

管理運営方針については、学内諸規程や、それを受けて設置されている組織や部門毎には明示されているが、教育研究も含む大学運営には、部門間にまたがった横断的な運営が求められることも多い。法人本部との調整を密にして、短期大学全体の運営方針の明確化とともに、そうした課題毎の運営方針を、より明確にしていくことが求められる。

意思決定については、事務職員内で定例会を行い、規定や個々の運方針の周知の徹底がなされており、学長のリーダーシップが強く発揮されている反面、学内での、教授会その他への、教職員の意見集約が十分でないという課題がある。職員の企画力の向上に向けて更なる努力が必要である。

コンプライアンスの面では、規程等が整備されている反面、規程相互に重複やズレがみられ、職務遂行上のルールや役割分担が明確でない部分がみられるので、諸規程の見直しから改善を図っていく必要がある。

また、大学の教職員としての意識付けは、FD/SD研修や、各種委員会（職員も事務担当などメンバーとして参加することが多い）における討議、年度毎の各部門の事業評価等において、一定程度なされてきている。しかし、学生主体の教育、業務運営や、大学教育の

社会的役割を踏まえた、職務意識や実践態度の涵養という点では、更なる努力が望まれる。

①効果が上がっている事項

ア. 意思決定のプロセスを明確にするために、それに関わる全ての会議等の規程を整備し、適切に運用している。

イ. 教員と事務局職員との、SD活動を通じた、教育改善法、学生支援課題の検討が行われている。

②改善すべき事項

一層の課題の周知と共有化を進める中で、教職員の「参加」意識の向上を図る。また、各規程の整合化、業務推進上の連携の改善に向け、法人本部との運営方針の調整を図るとともに、教職員の意欲向上を図り、意見の集約化の方法を再検討する。

### 3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

ア. 有効な管理運営システムを構築するために、各規程の見直しを手掛けており、平成26年度より改善の実施を予定している。

イ. 事務組織の機能を向上させるための教員と事務職員との業務上の連携システムのあり方を検討し、更なるSD活動を推進する。

②改善すべき事項

中期計画を踏まえた年度毎の運営方針を定め、法人本部と共同してより良い業務運営を遂行していく。

### 4. 根拠資料

9(1)-1 学校法人日本赤十字学園寄附行為

9(1)-2 学校法人日本赤十字学園理事会業務委任規程

9(1)-3 学校法人日本赤十字学園看護大学・短期大学学長候補者選考規程

9(1)-4 学校法人日本赤十字学園 理事 寄附行為による選任区分及び監事

9(1)-5 財務計算書類（平成20年度～平成25年度）

9(1)-6 監査報告書（平成20年度～平成25年度）

9(1)-7 事業報告書（平成25年度）

9(1)-8 財産目録（平成26年3月31日現在）

## (2) 財務

### 1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

①中・長期的な財政計画の立案

本学の収支状況については、収入において総額のうち、学生生徒納付金が約22%、国・県補助金が約28%、その他約50%となっている。また、支出においては、総額の内人件費が約50%、教育研究費が約40%、管理経費が約6%となっている。

本学は、平成8年の開学時以来、毎年秋田県から施策である高齢者の増加に伴う看護師、

介護福祉士の養成事業を受けた形で、高額の補助金を受けている。

これは、将来的にも継続される見通しであり、当面、財政面では安定財政が見込まれる。

平成 26 年度から同 30 年度までの 5 カ年の収支計画（資料 9(2)-1）で見た場合、平成 26 年度においては校舎の大規模修繕により、約 17,000 千円の支出超過額が見込まれるが、平成 27 年度からは、資産運用収入において、国債の運用利息により約 3,000 千円の増が見込まれるほか、修繕費の減等により収入超過となっている。

収入超過を図るうえで、ポイントとなるのが入学定員の確保と退学者の阻止である。

近年、全国的に介護福祉系大学の定員割れが増加しており、本学も平成 20 年度、24 年度、26 年度入学生において定員割れがあった。魅力ある短期大学として広報活動の強化を図り、定員 1 割増しの入学生確保を目指す。

### ②科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況

平成 25 年度においては、外部資金獲得はなかった。

### ③消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の適切性

消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率について過去 5 年間の推移を次表に示す。

（平成 25 年度における主な消費収支計算書関係比率）

消費収支計算書関係比率		※評(▼低いほうがよい, △高いほうがよい, ~どちらともいえない)							
比率名	算式(×100)	評	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	全国	東北
人件費比率	人件費/帰属収入	▼	37.3	51.1	31.5	37.2	27.0	50.0	53.7
人件費依存率	人件費/学生生徒納付金	▼	80.4	94.3	96.7	117.8	123.1	93.2	98.1
教育研究(管理)経費比率	教育研究(管理)経費/帰属収入	~	36.7	52.3	31.4	31.0	21.3	36.0	35.5
管理経費比率	管理経費/帰属収入	~	0.3	6.1	4.2	4.8	3.1	8.1	6.8
借入金等利息比率	借入金等利息/帰属収入	▼	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.3
帰属収支差額比率	(帰属収入-消費支出)/帰属収入	△	4.8	△ 23.1	△ 34.1	△ 21.7	46.0	3.7	2.7
消費収支比率	消費支出/消費収入	▼	95.2	123.1	134.1	121.9	54.2	107.9	110.9
学生生徒等納付金比率	学生生徒納付金/帰属収入	~	46.5	54.2	32.5	31.6	21.9	53.6	54.7
寄付金比率	寄付金/帰属収入	△	0.3	0.0	0.4	0.0	0.0	2.2	2.6
補助金比率	補助金/帰属収入	△	33.9	37.2	24.9	41.4	27.3	10.8	12.9
基本金組入率	基本金組入額/帰属収入	△	0.0	0.0	0.0	0.2	0.5	10.7	12.3
減価償却費比率	減価償却額/消費支出	~	20.0	25.7	15.2	16.4	26.7	9.7	11.0

※ 平均値は、「平成24年度版 今日の私学行政」より“平成23年度”【大学法人】の数値を使用しています。

- ・ 補助金比率： 全国平均を上回っており、良好である。
- ・ 人件費比率： 全国平均を下回っており、良好である。
- ・ 教育研究経費比率： 全国平均を 10 ポイント程度下回っている。消費収支の均衡を失しない範疇と考えられ、概ね良好と考える。

(平成 25 年度における主な貸借対照表関係比率)

貸借対照表関係比率		※評(▼低いほうがよい, △高いほうがよい, ~どちらともいえない)							
比率名	算式(×100)	評	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	全国	東北
固定資産構成比率	固定資産/総資産	▼	96.0	94.7	92.1	95.4	92.7	86.1	81.4
有形固定資産構成比率	有形固定資産/総資産	▼	60.0	59.9	58.5	59.6	56.9	59.9	60.0
その他の固定資産構成比率	その他固定資産/総資産	△	36.0	34.8	33.6	35.8	35.8	26.2	21.5
流動資産構成比率	流動資産/総資産	△	4.0	5.3	7.9	4.6	7.3	13.9	18.6
固定負債構成比率	固定負債/総資金	▼	2.1	1.6	0.9	1.0	1.1	9.0	7.1
流動負債構成比率	流動負債/総資金	▼	0.4	1.1	2.6	0.3	0.2	6.0	5.7
内部留保資産比率	(運用資産-総負債)/総資産	△	37.5	37.4	38.0	39.1	41.7	25.1	27.3
運用資産余裕比率	(運用資産-外部負債)/消費支出	△	4.5	5.3	5.8	7.1	12.6	1.4	1.4
自己資金構成比率	自己資金/総資金	△	97.5	97.3	96.5	98.7	98.7	85.0	87.3
消費収支差額構成比率	消費収支差額/総資金	△	2.8	3.3	4.4	3.5	6.3	△ 12.7	△ 11.1
固定比率	固定資産/自己資金	▼	98.5	97.4	95.5	96.6	93.9	101.4	93.3
固定長期適合率	固定資産/(自己資金+固定負債)	▼	96.4	95.8	94.6	95.6	92.9	91.7	86.3
流動比率	流動資産/流動負債	△	1122.8	481.6	297.6	1644.9	3323.6	229.5	326.4
総負債比率	総負債/総資産	▼	2.5	2.7	3.5	1.3	1.3	15.0	12.7
負債比率	総負債/自己資金	▼	2.5	2.8	3.6	1.3	1.4	17.7	14.6
前受金保有率	現金預金/前受金	△	1574.9	2287.1	3369.0	1949.2	3926.4	325.4	462.4
退職給与引当預金率	退職給与引当特定預金(資産)/退職給与引当金	△	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	61.8	74.9
基本金比率	基本金/基本金要組入額	△	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	96.6	97.0

※ 平均値は、「平成24年度版 今日私学行政」より「平成23年度」【大学法人】の数値を使用しています。

- ・自己資本構成比率： 全国平均を上回っており、良好である。
- ・消費収支差額構成比率： 全国平均が赤字を示す中、累積黒字であることが示されており、良好である。
- ・固定資産構成比率・流動資産構成比率:全国平均に比し資産の固定化が見られるが、固定資産の 27.5%は金融資産を主とする引当特定資産であり、流動性に乏しいことを示すものではない。
- ・退職給与引当預金率： 本学は 100%であり、良好である。
- ・固定負債構成比率・流動負債構成比率： 全国平均を下回っており、良好である。

(2) 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成については、本学事業運営方針に基づいて学科、各委員会、各センター機構が要望書を提出し、予算担当がヒアリングを行い、収支バランスの確保と財政の健全化の観点から、当該事業計画の経費の妥当性を検討し、予算編成を行っている。予算案の調整は、事務局長、学長、経営会議において精査、査定、審議したうえ、理事会に付議される。

全ての予算執行は、担当である総務課経理係による文書の起案で処理し、事業内容、予算執行を精査するとともに、予算執行状況を管理できる体制となっている。

監査は、学校法人日本赤十字学園内部監査規程(資料 9(2)-2)に基づき法人本部が監査法人に委託し、私学振興助成法に基づき、年2回(期中・期末監査)を実施している。

期中監査では、全般事項(本学全体の概要把握、内部統制の理解、システムの概要把握)、取引処理の全般的理解(質問による取引全般の概要把握)、人件費関係(内部統制の理解等)について実施される。また、期末監査では期末残高に基づく決算書類の監査が行われている。

内部監査については、学園本部職員が定期的に来校し、契約、伝票、証憑、文書のチェック等が実施される。

また、当該年度の予算執行状況は、総務課経理係において学科、各委員会、各センター機構、教員個別の研究費等常に把握できる体制にあり、決算額との乖離を極力少なくする

よう予算管理を行っている。

次年度予算編成を行う際は、前年度の決算状況を基に、執行されなかった事業はスクラップ事業と判断し、突発的な事業については、その必要性を考慮している。

## 2. 点検・評価

財政の基盤として重要な外部資金の獲得に関して、本学は前年度に引き続き、平成 25 年度にも新たな獲得ができなかった。そのため、教員の教育研究の条件改善と事務的サポートシステムをについて検討し、平成 26 年度より、専任教員の教育・研究を支援する新たな組織として教育研究開発センターを設置するとともに、同センター担当事務職員の配置数や業務内容を見直す等により、サポート体制の改善を図ることとした。

### ①効果が上がっている事項

収入面においては、学生の定員確保による学生生徒納付金、補助金の収納等予定の財源が確実に確保されており、また、支出面においても予算額を大幅に超過することがなく、健全な経営がなされている。

### ②改善すべき事項

本学における経営分析の結果を、本学 FD/SD 研修会の際に教職員に提示・説明しているが、経営意識の醸成という点で不十分さがある。また、外部資金の獲得のためには、教員が研究に関する能力の向上を図ることはもとより、資金獲得の情報、手段、方法等に関する具体的な専門的事務サポートシステムが必要である。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

予算編成上の手続きや執行上のシステムは構築されているが、中長期財務計画を策定し、それに沿った経営状況の維持、改善が図れるよう、随時見直しを行っていく。

### ②改善すべき事項

大学の経営状態を職員一人ひとりが理解し、そのための効率化、経費節約等を意識した教育研究活動等を進めていくよう意識改革を図る。

学校会計に関する基礎的な事項の研修会の開催及び経営分析の継続的な実施を行い、その内容を教職員へ説明、周知することにより更なる健全経営に繋げていく。

また、科学研究費等外部資金の獲得を図るため、新設の教育研究開発センターが主体となり、外部資金獲得の必要性を再度周知するとともに、申請書類の作成補助等を含めた包括的なサポートにより、全教員による申請を目指す。さらに科学研究費以外の研究資金助成の情報についても積極的に周知し、更なる外部資金の獲得を目指す。

さらに、大学の質の向上・活性化を図るため、中長期的な計画のもとに、教育研究や事業プロジェクトの予算措置についても検討を続ける。

## 4. 根拠資料

9(2)-1 中期財務計画（平成 26 年度～平成 30 年度）

9(2)-2 学校法人日本赤十字学園内部監査規程

9(2)-3 財務計算書類（平成 20 年度～平成 25 年度）（既出（9(1)-5））

9(2)-4 監査報告書（平成 20 年度～平成 25 年度）（既出（9(1)-6））

9(2)-5 事業報告書（平成 25 年度）（既出（9(1)-7））

9(2)-6 財産目録（平成 26 年 3 月 31 日現在）（既出（9(1)-8））

## 【基準 10】 内部質保証

### 1. 現状の説明

（1）短期大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

日本赤十字秋田短期大学は、短期大学設置基準（資料 10-1 第 2 条）及び日本赤十字秋田短期大学学則（資料 10-2 第 58 条）に則り、平成 8 年開設当時から教授会の一委員会である教育研究活動評価委員会を設置し、平成 9 年度より年度末に各委員会及び担当部署で点検評価を実施し、「自己点検・評価報告書」として冊子体で報告をしてきた。

（自己点検・評価報告書 平成 9 年度、平成 10 年度、平成 11 年度、平成 12 年度、平成 14 年度、平成 15 年度、平成 16 年度、平成 17 年度、平成 18 年度、平成 19 年度、平成 20 年度）（資料 10-3）

また、平成 19 年度には第三者評価を受審し、平成 20 年 3 月 19 日付で適格の認証を得た（資料 10-3 [平成 19 年度 自己点検・評価報告書（平成 16 年度～平成 18 年度）、第三者評価（まとめ）]）。

平成 21 年には看護学科が日本赤十字秋田看護大学として改組され、以後日本赤十字秋田短期大学は、介護福祉学科のみの単科大学となっているが、これに伴い教育研究活動評価委員会は看護大学の評価センターとして改組、実際には日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学評価センター規程（資料 10-4）に基づき運営されている。

更に、平成 21 年度、平成 22 年度、平成 23 年度、平成 24 年度には日本赤十字秋田看護大学、日本赤十字秋田短期大学と合同の「自己点検報告書」を作成している（自己点検・評価報告書 日本赤十字秋田看護大学 日本赤十字秋田短期大学 平成 21 年度、平成 22 年度、平成 23 年度、平成 24 年度（資料 10-5））。

平成 26 年度に前回認証から 7 年を迎える本学は、平成 25 年度には第三者評価を受審する準備を進め、内部質保証の点検評価を「大学基準協会 短期大学基準」に基づき行っている。

自己点検報告書の公開に関しては、冊子として学内教職員の研究教育及び学内諸活動に関する更なる向上を図るために利用するとともに、ホームページに掲載し、短期大学の責務として社会に公表をしている。従来までは、短期大学独自のホームページを開設していたが、平成 21 年度、平成 22 年度及び平成 23 年度は日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学ホームページとなり、広く社会への周知を図っている。平成 24 年 11 月より、日本赤十字秋田看護大学と合同のホームページとなり、新基準による第三者評価に合致した「自己点検評価報告書」の開示作業中である。

また、ホームページでは、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成 22 年文部科学省第 15 号）（資料 10-6）に則り、日本赤十字秋田短期大学と日本赤十字秋田看護大学看護学科及び大学院での教育研究活動等に関わる情報を公開している。尚、開示に関して

は、「学校法人日本赤十字学園の保有する情報の公開に関する実施要綱」（資料 10-7）に準拠し、以下の項目を掲載している。

なお、該当する各項目に関しては、全て日本赤十字秋田短期大学、日本赤十字秋田看護大学看護学部、日本赤十字秋田看護大学大学院別に掲載されている。

#### 教育研究上の目的

教育の目的・教育の理念

#### 教育研究上の基本組織

大学組織図

各教員が保有する学位及び情勢（教員紹介）等

教職員数、職階別、男女別教員数、教員一人当たり学生数及び非常勤教員比率、

年齢別教員数

#### アドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシー

学生数・入学者数

学生総数・学生の状況

入学形態別 志願者、受験者、合格者

卒業・就職状況等

#### 授業科目、授業内容、年間授業計画等

カリキュラム・授業概要（シラバス）

#### 取得可能な学位、卒業・修了必要単位修得数等

卒業に必要な修得単位数

成績評価の基準

取得可能な学位

資格修得要件

#### 教育研究環境に関わる校地・校舎等の施設設備

キャンパスマップ

学科施設・設備

大学図書館

交通アクセス

#### 授業料・入学金等の学費

#### 修学・進路選択・心身の健康等に係る支援等

就学支援及び心身の健康等の支援

進路選択に係る支援

#### 国際交流・社会貢献等の概要

国際交流（協定相手校等）

地域交流（社会貢献活動）

大学間連携（大学コンソーシアムあきた）

産官学連携

東日本大震災 災害地支援

## 財産目録

平成 21 年度より平成 24 年度まで

日本赤十字秋田看護大学 及び 日本赤十字秋田短期大学

財産目録、貸借対照表、資産収支報告書、消費収支計算書

いずれも PDF

自己点検・評価報告書

自己点検・報告書 (PDF)

第三者評価認定 (平成 19 年度)

適格認定証 (PDF)

評価結果について

設置の趣旨を記載した書類

日本赤十字秋田看護大学大学院 (PDF)

設置計画履行状況報告者

設置計画履行状況報告者 (PDF)

その他

事業計画

事業報告書

監事の監査報告書

ホームページ以外の公表方法としては、毎年作成する学校案内パンフレット(資料 10-8)及び「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学 学報 カリヨン」(資料 10-9)を年 1 回発行し、大学・短期大学の活動状況を、学生、教職員が共有するとともに、学生の父母、全国の赤十字関連施設、東北 6 県の高等学校に向けて発信し、本学への理解に努めている。また、学生の父母が主催し、学生、保護者、本学を結ぶ「父母の会」が年に 2 回開催されており、「父母の会だより」を 2 回発行し学生の全保護者に配布しているが、その中で、本学の活動の様子等を伝えている。

また、福祉施設等との間で、実習指導者会議等、本学に対する意見を聴く機会をもっており、詳細に情報公開するとともに意見交換を行い、本学に対する理解や社会的評価を高めることにもつながっている。

## (2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

平成 21 年度より本学は日本赤十字秋田看護大学と合同で、更に、平成 23 年度からは日本赤十字秋田看護大学大学院も加わり、学長直属の位置にあるセンター機構の一つである評価センターが、内部質保証に関わっている。従前の教育活動評価委員会の活動を受けついで、大学・短期大学合同で、各担当部署が主体的に点検・評価活動を実施し、全学的な PDCA サイクルの構築に向け努力しているところである。

自己点検・評価の結果は学長に報告し、改善に向けての検討及び実施の責任は教授会にある。恒常的な自己点検評価体制を構築するとともに、次年度以降の教育研究活動、大学運営に連動させるシステムの構築を引き続き行っている。

評価センターは日本赤十字看護大学・日本赤十字秋田短期大学評価センター規程(資料

10-4) により、構成は、経営会議の議を経て学長が任命する教授をセンター長として、平成 25 年度は短期大学 2 名、看護大学 4 名、大学院 2 名の教員と職員 2 名で構成されている。

規程によると、その業務は第 4 条（1）別紙の事項に関する評価計画の立案並びに評価活動の推進、とあり別紙には自己点検・評価の各項目が挙げられている。

また、（2）では、全学的な連絡調整及び広報活動、（3）では評価関係資料の収集及び利用並びに利用の提供等が規定されており、システムとしては整備されている。

介護福祉学科内部に関しては、評価センターに所属する教員が中心となり、各委員会や各センターに属する教員が、また、教育に関しては学科長を含め、全教員が点検・評価を行っている。学生数が少ないこともあり、特に教育の質の改善等では、PDCA サイクルを効率よく動かしている。例えば、教育方法で記載したように、従来までの学習成果から、講義、演習、実習の順序性を構築したこと、或いは内容が発展的に積み重ねられるように授業科目を調整して、学生の学習成果が上がったこと等である。

短期大学では、赤十字の理念と活動に連動した教育、基礎教養と深い専門性の追求、実力を備えた介護福祉士の養成が柱となった教育目的を掲げている。現在これに関しては日本赤十字看護大学・日本赤十字短期大学研究センターが、教育の質保証のための PDCA の観点から、教員に呼びかけ、全学を挙げて検討をしている。研究センターもまた広い意味では、質保証システムに関連している。その活動の根拠は、日本赤十字秋田看護大学・秋田短期大学研究センター規程（資料 10-10）の第 4 条業務の規定の（4）FD（SD）に関することである。

なお、大学運営に関連しては、学校法人日本赤十字学園内部監査規程（資料 10-11）に基づき、業務及び諸活動について実地監査が実施され、水準の向上が図られている。実地監査は 3 年毎に学園の保有する大学、短大について行われており、本学では、看護大学とともに平成 24 年に規程に則り、業務監査及び会計監査が行われた。また、公的研究費に関しては、日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学公的研究費の適正な運営・管理体制に関する規程（資料 10-12）に基づく経理事務により実施されている。

### （3）内部質保証システムを適切に機能させているか。

平成 19 年度に短期大学基準協会の認定を受けた際に課題とされた秋田の地域的な特徴である高齢者への看護・介護への貢献、本学の開放等に関しては、以下のように調整と改善を図っている。社会貢献で述べたように、社会福祉士及び介護福祉士法第 22 条第 3 項による介護技術講習会を平成 17 年度より開始、以後毎年継続して実施しており、年に約 80 名の研修を行うことにより、高齢者介護に携わる人材の育成に貢献している。

また、秋田の独居高齢者に対する直接的な支援は、介護福祉学科学生や教員による雪かき隊にとどまっており、介護技術等を地域高齢者にボランティア活動とすることも課題として残っている。

本学の施設に関しては、講義室、実習室等は学外の各種研修会、体育館はスポーツ倶楽部或いは地域の運動会、敬老会等の集会に開放するとともに、図書館は外部者が利用可能になっている（日本赤十字秋田短期大学図書館利用規程 資料 10-13）。

短期大学介護福祉学科内部での内部質保証に関しては、学科長、教授会を中心として前年度の課題であるシラバス内容、教育内容の点検・評価を行い、その PDCA サイクルは

機能している。しかし、精度に関して、シラバス内容の表記に不徹底があり、平成 25 年度の改善課題として取り組んでいる。

また、研究センターに関しても、FD機能を有効に活用し、短大のみならず、大学、大学院の基本的なポリシーの検討を開始しており、質保証システムとして適切に機能している。

なお、大学運営に関しては、学校法人日本赤十字学園の諸規程に則り、実行されており、適切に機能している。

内部質保証とは、第三者評価を踏まえて点検評価されるものではなく、恒常的に質を検討する組織が望ましいと考えられる。従って、組織として常に現状に対する点検評価を怠らず課題を見出し、改善評価に進むことを念頭に置く必要がある。これは全学的に取り組むことであり、全教職員に啓蒙と現状調査を兼ねて、大学基準協会の自己点検評価項目（理念から内部質保証までのすべての項目）について、平成 24 年度、全教職員に向かい、理解・周知・課題・改革案・他意見等を網羅したアンケート調査を評価センターで実施している（資料 10-14）。

これまでの自己点検・評価報告書は、P（計画）D（実行）C（点検・評価）A（調整・改善）により実施されているが、CとAについては、これまで以上に推し進める必要があると考え、内部質保証機能を円滑に遂行させるためには更なる検討が必要と考える。

## 2. 点検・評価

急速に変化する教育環境に対応するためには、更なるP D C Aサイクルの質向上が求められる。そのためには自己点検・評価の実施等に関する学内の審議機関、即ち組織評価機能の強化を図る体制が必要であり、また相互評価ないしは外部評価が必要である。

### ①効果があがっている事項

情報公開については、ホームページ或いは冊子体で公表している。

短期大学介護福祉学科の教育組織については、組織内でのコミュニケーション体制がよく保たれており、教育方法等の改善が順調に行われている。

研究センターのFD/SD機能を使って、大学に必須である評価可能なP D C Aを広く教員間で検討をしており、内部質保証に貢献している。

### ②改善すべき事項

内部質保証システムを構築するためには、P D C Aサイクルを円滑に回転させることが条件であり、そのために更に点検・評価を客観的に行い、調整し、改善に進める機能の強化を図る必要がある。それには自己点検・評価の実施等に関する審議を強化する組織評価体制が必要であり、また相互評価ないしは外部評価が必要である。

相互評価を検討するにあたり、本学は介護福祉学科のみの単科短期大学であり、介護福祉学科は全国的に社会情勢から縮小傾向で、相手校を探すのに困難な状況である。従って、外部評価も視野に入れ検討中である。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果があがっている事項

ア. 情報公開に関しては適切な方法で実施されているが、更に効果的な方法を考えると

もに、公開されている情報が古くならないように常時管理する専門の部署をおきアップデートを行う。

イ. 研究センターにおいては、教員の総意の下に、教育目的・目標を具現化した卒業時到達目標を達成する定量的・定性的評価を設定し、更にDPの見直し、CP、APの検討を行い、学生、教職員、一般の人が具体的に理解できる大学像を示す勉強会が進行している。

#### ②改善すべき事項

ア. カリキュラム委員会、教務委員会等が中心になり、建学の理念から導かれる教育目的・目標、AP、CP、DPまでの点検・評価、またDPにおける定量的評価、定性的評価を検討していく予定である。更にAP、CP、DPの一貫性の検討を行い、円滑なPDCAサイクルを通して教育の質向上を図る。

イ. 恒常的に大学の質の向上を図るためのPDCAサイクルを円滑に実行するため、現状の本学評価センターの機能・組織について検討を行う。具体的には、評価センター機能の中に、自己点検・評価、相互評価・外部評価、第三者評価受審機能を含む組織評価体制が必要であり、組織改善のために、規程の変更を検討している。

なお、本学に見合った制度システムを構築し、学校法人日本赤十字学園としての将来構想や本学の「中・長期計画」への連動も可能にする。

## 4. 根拠資料

10-1 短期大学設置基準第2条

10-2 日本赤十字秋田短期大学学則（既出（1-1））

10-3 自己点検・評価報告書（平成9年度、平成10年度、平成11年度、平成12年度、平成14年度、平成15年度、平成16年度、平成17年度、平成18年度、平成19年、平成20年度）

10-4 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学評価センター規程（既出（1-18））

10-5 自己点検・評価報告書（平成21年度～平成23年度）（既出（2-1））

10-6 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成22年文部科学省第15号）

10-7 学校法人日本赤十字学園の保有する情報の公開に関する実施要綱

10-8 学校案内パンフレット（平成25年度版）（既出（1-3））

10-9 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学 学報 カリヨン 2013 No.3（既出（8-8-3））

10-10 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学研究センター規程

10-11 学校法人日本赤十字学園内部監査規程（既出（9(2)-2））

10-12 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田看護大学公的研究費の適正な運営・管理体制に関する規程

10-13 日本赤十字秋田短期大学図書館利用規程

10-14 自己点検評価アンケート結果

10-15 日本赤十字秋田短期大学 ホームページ 教育情報の公表及び情報公開 ([http://www.rcakita.ac.jp/?page\\_id=171](http://www.rcakita.ac.jp/?page_id=171))